

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2017年3月30日

【事業年度】 第20期(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

【会社名】 楽天株式会社

【英訳名】 Rakuten, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

【電話番号】 050-5581-6910 (代表)

【事務連絡者氏名】 副社長執行役員 最高財務責任者 山田 善久

【最寄りの連絡場所】 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

【電話番号】 050-5581-6910 (代表)

【事務連絡者氏名】 副社長執行役員 最高財務責任者 山田 善久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第16期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
	日本基準	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
決算年月	2012年 12月	2012年 12月	2013年 12月	2014年 12月	2015年 12月	2016年 12月
売上高又は売上収益 (百万円)	443,474	400,444	518,568	598,565	713,555	781,916
経常利益 (百万円)	71,514	—	—	—	—	—
税引前当期利益 (百万円)	—	49,106	88,610	104,245	91,987	73,923
当期(純)利益 (百万円)	19,413	21,136	43,481	71,103	44,280	38,001
包括利益又は当期 包括利益 (百万円)	33,586	31,574	67,881	123,822	51,116	22,030
純資産額又は親会社の 所有者に帰属する持分 (百万円)	262,451	235,942	300,063	421,562	662,044	680,247
総資産額 (百万円)	2,108,409	2,287,634	3,209,808	3,680,695	4,269,953	4,604,672
1株当たり純資産額 又は1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	193.73	179.48	227.70	318.74	464.80	476.89
(基本的) 1株当たり 当期(純)利益 (円)	14.77	15.59	32.60	53.47	32.33	26.65
潜在株式調整後又は希 薄化後1株当たり当期 (純)利益 (円)	14.74	15.56	32.41	53.15	32.09	26.44
自己資本比率又は 親会社所有者帰属 持分比率 (%)	12.1	10.3	9.3	11.5	15.5	14.8
自己資本利益率又は 親会社所有者帰属 持分当期利益率 (%)	8.1	9.2	16.0	19.6	8.2	5.7
株価収益率 (倍)	45.6	43.2	48.0	31.5	43.4	43.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	19,508	104,687	1,485	111,860	78,245	30,700
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	136,548	67,440	30,584	△261,085	△224,078	△26,841
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△47,099	△56,820	75,252	189,512	221,831	45,200
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	260,656	270,114	384,008	428,635	501,029	548,269
従業員数 (名)	9,311	9,311	10,867	11,723	12,981	14,134

- (注) 1 第16期より、国際会計基準(以下、IFRS)により連結財務諸表を作成しています。
2 第16期IFRSより、端数処理方法を百万円未満切捨てから百万円未満四捨五入に変更しています。
3 売上高又は売上収益には、消費税等は含まれていません。
4 期中の平均株式数については日割りにより算出しています。
5 2012年7月1日に行った株式分割は、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しています。
6 従業員数には、使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトは含んでいません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月		2012年12月	2013年12月	2014年12月	2015年12月	2016年12月
売上高	(百万円)	163,708	189,041	235,443	268,214	305,437
経常利益	(百万円)	66,883	71,915	82,881	77,346	61,789
当期純利益又は 当期純損失(△)	(百万円)	32,923	32,162	65,173	△13,553	38,839
資本金	(百万円)	108,255	109,530	111,601	203,587	204,562
発行済株式総数	(株)	1,320,626,600	1,323,863,100	1,328,603,400	1,430,373,900	1,432,422,600
純資産額	(百万円)	302,869	338,795	398,626	567,796	607,152
総資産額	(百万円)	538,309	635,301	866,457	1,050,534	1,135,909
1株当たり純資産額	(円)	229.28	255.42	298.90	393.60	417.61
1株当たり配当額	(円)	3.00	4.00	4.50	4.50	4.50
(内1株当たり 中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	(円)	25.05	24.43	49.34	△9.86	27.24
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	24.99	24.30	49.05	-	27.02
自己資本比率	(%)	56.0	53.0	45.6	53.4	52.4
自己資本利益率	(%)	11.5	9.6	17.8	△2.8	6.7
株価収益率	(倍)	26.9	64.0	34.1	-	42.1
配当性向	(%)	12.0	16.4	9.1	-	16.5
従業員数	(名)	3,498	3,762	4,527	5,138	5,549

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 期中の平均株式数については日割りにより算出しています。

3 第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載していません。

4 2012年7月1日に行った株式分割は、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しています。

5 第19期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失が計上されているため記載していません。

6 第17期の1株当たり配当額4円には、東証一部上場等記念配当1円を含んでいます。

7 従業員数には、使用人兼務取締役、他社への出向者、派遣社員及びアルバイトは含んでいません。

2 【沿革】

年月	概要
1997年2月	オンラインコマースサーバーの開発及びインターネット・ショッピングモール『楽天市場』の運営を行うことを目的として、東京都港区愛宕1丁目6番7号に株式会社エム・ディー・エムを資本金1,000万円をもって設立
1997年5月	インターネット・ショッピングモール『楽天市場』のサービスを開始
1998年8月	本社を東京都目黒区祐天寺2丁目8番16号に移転
1999年6月	株式会社エム・ディー・エムより、楽天株式会社へ社名変更
2000年4月	日本証券業協会に店頭登録
2000年5月	本社を東京都目黒区中目黒2丁目6番20号に移転
2001年3月	『楽天トラベル』のサービスを開始
2002年11月	『楽天スーパーポイント』のサービスを開始
2003年9月	宿泊予約サイトを運営するマイトリップ・ネット株式会社を株式取得により完全子会社化
2003年10月	本社を東京都港区六本木6丁目10番1号に移転
2003年11月	ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券株式会社(現 楽天証券株式会社)を株式取得により子会社化
2004年10月	株式会社楽天野球団設立
2004年11月	日本プロフェッショナル野球組織(NPB)による東北楽天ゴールデンイーグルス新規参入承認
2004年12月	株式会社ジャスダック証券取引所(現 東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))に株式を上場
2005年6月	国内信販株式会社(その後、楽天K C株式会社へ社名変更)を子会社化
2005年9月	LinkShare Corporation(現 RAKUTEN MARKETING LLC)をRakuten USA, Inc.を通じて、完全子会社化
2007年8月	IP電話事業を運営するフュージョン・コミュニケーションズ株式会社(現 楽天コミュニケーションズ株式会社)を子会社化
2008年4月	本社を東京都品川区東品川4丁目12番3号に移転
2009年2月	イーバンク銀行株式会社(現 楽天銀行株式会社)の優先株式を普通株式に転換、子会社化
2010年1月	ビットワレット株式会社(現 楽天E d y株式会社)を子会社化
2010年7月	アメリカにおいてE Cサイトを運営するBuy.com Inc.(現 RAKUTEN COMMERCE LLC)をRakuten USA, Inc.を通じて、完全子会社化
2010年7月	フランスにおいてE Cサイトを運営するPRICEMINISTER S.A.(現 PRICEMINISTER S.A.S.)をRakuten Europe S.a.r.l.を通じて、完全子会社化
2011年8月	楽天K C株式会社の運営する『楽天カード』関連事業等を楽天クレジット株式会社(現 楽天カード株式会社)に吸収分割の方法で承継させた上で楽天K C株式会社の株式等を売却
2012年1月	グローバルに電子書籍サービスを展開するKobo Inc.(現 Rakuten Kobo Inc.)の株式を取得し、完全子会社化
2012年5月	ケンコーコム株式会社による第三者割当増資を引き受け、同社を子会社化
2012年6月	スペインにおいてビデオストリーミングサービスを提供するWuaki. TV, S.L.の株式を取得し、完全子会社化
2012年10月	持分法適用関連会社であったアイリオ生命保険株式会社(現 楽天生命保険株式会社)の株式を追加取得し、子会社化
2013年9月	グローバルにビデオストリーミングサービスを展開するVIKI, Inc.の株式を取得し、完全子会社化
2013年11月	東北楽天ゴールデンイーグルスがプロ野球日本シリーズ初優勝
2013年12月	東京証券取引所市場第一部へ上場市場を変更
2014年3月	グローバルにモバイルメッセージングとVoIPサービスを展開するVIBER MEDIA LTD.の株式を取得し、完全子会社化
2014年10月	北米最大級の会員制オンライン・キャッシュバック・サイトを展開するEbates Inc.の株式を取得し、完全子会社化
2014年10月	携帯電話サービスに本格参入、『楽天モバイル』を提供開始
2015年4月	図書館向け電子書籍配信サービスを提供するOverDrive Holdings, Inc.の株式を取得し、完全子会社化
2015年8月	本社を東京都世田谷区玉川一丁目14番1号に移転
2016年11月	「FCバルセロナ」と2017-2018シーズンからの「グローバルメインパートナー」及び「グローバルイノベーション & エンターテインメント パートナー」契約で基本合意

3 【事業の内容】

当社グループは、「インターネットサービス」、「FinTech」の2つを報告セグメントとしています。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっています。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種ECサイト、オンライン・キャッシュバック・サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、デジタルコンテンツサイト等の運営や、これらのサイトにおける広告等の販売、メッセージング及び通信サービスの提供、プロスポーツの運営等を行う事業により構成されています。

「FinTech」セグメントは、インターネットを介した銀行及び証券サービス、クレジットカード関連サービス、生命保険及び電子マネーサービスの提供等を行う事業により構成されています。

なお、当連結会計年度において、報告セグメントの区分を変更しています。詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 4. セグメント情報 (1) 一般情報」をご参照ください。

また、次のセグメントは、連結財務諸表の注記に掲げる「セグメント情報」の区分と同一です。

当社グループの提供する主なサービス及びサービス主体は次のとおりです。

インターネットサービス

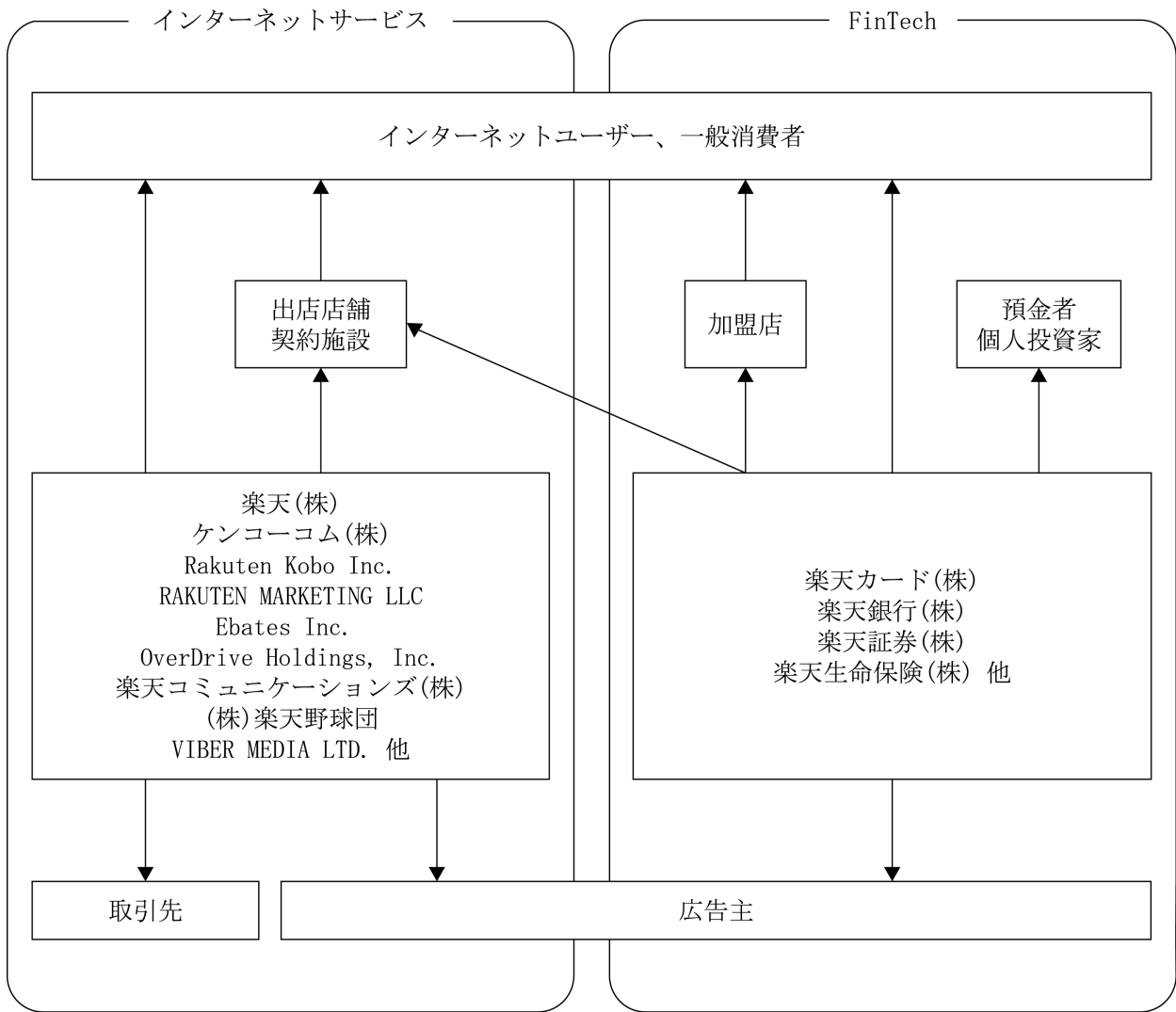
提供する主なサービス	主なサービス主体
インターネット・ショッピングモール『楽天市場』の運営	楽天(株)
インターネット上の書籍等の販売サイト『楽天ブックス』の運営	楽天(株)
インターネット上のゴルフ場予約サイト『楽天GORA』の運営	楽天(株)
インターネット総合旅行サイト『楽天トラベル』の運営	楽天(株)
MVNOサービス『楽天モバイル』及び関連サービスの提供	楽天(株)
健康関連商品の通信販売	ケンコーコム(株)
電子書籍サービスの提供	Rakuten Kobo Inc.
パフォーマンス・マーケティング・サービスの提供	RAKUTEN MARKETING LLC
オンライン・キャッシュバック・サイト『Ebates』の運営	Ebates Inc.
図書館・教育機関向けに電子書籍及びオーディオブック等のコンテンツ配信サービスの提供	OverDrive Holdings, Inc.
IP電話サービス、クラウドサービス等の提供	楽天コミュニケーションズ(株)
プロ野球チーム『東北楽天ゴールデンイーグルス』の運営	(株)楽天野球団
モバイルメッセージングおよびVoIPサービスの提供	VIBER MEDIA LTD.

FinTech

提供する主なサービス	主なサービス主体
クレジットカード『楽天カード』の発行及び関連サービスの提供	楽天カード(株)
インターネット・バンキング・サービスの提供	楽天銀行(株)
オンライン証券取引サービスの提供	楽天証券(株)
生命保険事業の運営	楽天生命保険(株)

[事業系統図]

以上に述べた内容を事業系統図によって示すと次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な 事業の内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容	摘要
(連結子会社) ケンコーコム(株)	福岡県福岡市 中央区	百万円 100	インターネット トサービス	100.0	資金貸付あり	
Rakuten Kobo Inc.	カナダ	百万加ドル 858	インターネット トサービス	100.0		(注) 5
RAKUTEN MARKETING LLC	米国	米ドル 1	インターネット トサービス	100.0 (100.0)	役員の兼任あり	
Ebates Inc.	米国	米ドル 0.1	インターネット トサービス	100.0 (100.0)		
OverDrive Holdings, Inc.	米国	米ドル 1	インターネット トサービス	100.0 (100.0)		
楽天コミュニケーションズ(株)	東京都世田谷区	百万円 2,026	インターネット トサービス	100.0		
(株)楽天野球団	宮城県仙台市 宮城野区	百万円 100	インターネット トサービス	100.0	役員の兼任あり 資金貸付あり	
VIBER MEDIA LTD.	ルクセンブルク 大公国	千米ドル 71	インターネット トサービス	100.0 (100.0)		
楽天カード(株)	東京都世田谷区	百万円 19,324	FinTech	100.0	役員の兼任あり	(注) 6
楽天銀行(株)	東京都世田谷区	百万円 25,954	FinTech	100.0	役員の兼任あり	(注) 5
楽天証券(株)	東京都世田谷区	百万円 7,496	FinTech	100.0	役員の兼任あり	
楽天生命保険(株)	東京都世田谷区	百万円 2,500	FinTech	100.0	役員の兼任あり	
(持分法適用関連会社) 楽天ANAトラベルオンライン(株)	東京都世田谷区	百万円 90	インターネット トサービス	50.0		

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しています。

2 上記以外の連結子会社数は135社です。

3 上記以外の持分法適用関連会社数は14社です。

4 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。

5 特定子会社です。

6 楽天カード(株)については、売上収益(連結会社相互間の内部売上収益を除く)の連結売上収益に占める割合が10%を超えています。

主要な損益情報等

(単位：百万円)

	楽天カード(株)
売上収益	139,252
税引前当期利益	32,392
当期利益	22,060
純資産合計	112,042
資産合計	1,209,047

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2016年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
インターネットサービス	9,893
FinTech	2,751
全社（共通）	1,490
合計	14,134

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトを含んでいません。
2 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない開発部門及び管理部門の従業員数です。

(2) 提出会社の状況

2016年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
5,549	33.7	4.6	6,892,935

セグメントの名称	従業員数(名)
インターネットサービス	4,142
FinTech	95
全社（共通）	1,312
合計	5,549

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役、他社への出向者、派遣社員及びアルバイトを含んでいません。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。
3 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない開発部門及び管理部門の従業員数です。

(3) 労働組合の状況

当社に労働組合は結成されておりませんが、連結子会社の一部に労働組合が結成されています。
なお、労使関係は良好で、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当社グループは、経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下、Non-GAAP指標）及びIFRSに基づく指標の双方によって、連結経営成績を開示しています。

Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益（以下、IFRS営業利益）から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。なお、非経常的な項目とは、将来見通し作成の観点から一定のルールに基づき除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことです。その他の調整項目とは、適用する会計基準等により差異が生じ易く企業間の比較可能性が低い、株式報酬費用や子会社取得時に認識した無形資産の償却費等を指します。

（注）Non-GAAP指標の開示に際しては、米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)が定める基準を参照していますが、同基準に完全に準拠しているものではありません。

① 当期の経営成績（Non-GAAPベース）

当連結会計年度における世界経済は、米国金融政策正常化の影響等について留意する必要があるものの、緩やかに持ち直し基調が継続しました。日本経済についても、雇用や所得環境の改善傾向が続く中、緩やかな回復基調にあります。

このような環境下、当社グループは、2016年2月に発表した中期戦略「Vision 2020」を踏まえた施策を強力に進めています。インターネットサービスの主力である国内ECにおいては、顧客満足度向上のための取組、積極的な販促活動、スマートデバイス（スマートフォン及びタブレット端末）向けのサービス強化、楽天エコシステム（経済圏）のオープン化戦略等を実施し、売上収益の更なる成長に努めています。海外インターネットサービスにおいては、米国Ebates Inc.（以下、Ebates社）の順調な成長等により、業績は改善基調にあります。FinTechにおいては、『楽天カード』の会員基盤の更なる拡大により手数料収入が増加したほか、銀行サービスも拡大した結果、証券サービスが株式市況の影響を受けたものの、売上収益及び利益が堅調に増加しています。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上収益は781,916百万円（前連結会計年度比9.6%増）となりましたが、積極的な販促活動による費用増、前連結会計年度に計上した株式評価益の剥落及び株式市況の低迷の影響等により、Non-GAAP営業利益は119,080百万円（前連結会計年度比21.7%減）となりました。

(Non-GAAPベース)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	当連結会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	増減額	増減率
売上収益	713,555	781,916	68,361	9.6%
Non-GAAP営業利益	152,153	119,080	△33,073	△21.7%

② Non-GAAP営業利益からIFRS営業利益への調整

当連結会計年度において、Non-GAAP営業利益にて控除される無形資産の償却費は7,789百万円、株式報酬費用は7,344百万円となりました。また、のれん及び無形資産等の減損等25,970百万円を非経常的な項目としています。なお、前連結会計年度における非経常的な項目43,054百万円は、のれん及び無形資産等の減損等の合計額です。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	当連結会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	増減額
Non-GAAP営業利益	152,153	119,080	△33,073
無形資産償却費	△8,322	△7,789	533
株式報酬費用	△6,088	△7,344	△1,256
非経常的な項目	△43,054	△25,970	17,084
IFRS営業利益	94,689	77,977	△16,712

③ 当期の経営成績 (IFRSベース)

当連結会計年度における売上収益は781,916百万円 (前連結会計年度比9.6%増)、営業利益は77,977百万円 (前連結会計年度比17.6%減)、当期利益 (親会社の所有者帰属) は37,995百万円 (前連結会計年度比14.5%減) となりました。

(IFRSベース)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	当連結会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	増減額	増減率
売上収益	713,555	781,916	68,361	9.6%
IFRS営業利益	94,689	77,977	△16,712	△17.6%
当期利益 (親会社の所有者帰属)	44,436	37,995	△6,441	△14.5%

④ セグメントの概況

各セグメントにおける業績は次のとおりです。IFRS上のマネジメントアプローチの観点から、セグメント損益をNon-GAAP営業損益ベースで表示しています。また、当第3四半期連結会計期間から、当社グループにおける社内カンパニー制導入に伴う内部報告管理体制の変更により、「その他」セグメントを構成していた事業を「インターネットサービス」セグメントを構成していた事業と一体化して管理しています。この結果、従来の3つの報告セグメントを、「インターネットサービス」及び「FinTech」の2つの報告セグメントに変更しています。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成しています。詳細は「第5経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 4. セグメント情報 (1) 一般情報」をご参照ください。

(インターネットサービス)

当連結会計年度のインターネットサービスセグメントは、主力サービスの国内ECにおいては、新規ユーザー獲得や長期的なロイヤルカスタマーを育成するための積極的な販促活動の実施、顧客満足度向上のための取組、スマートデバイス向けのサービス強化、楽天エコシステムのオープン化戦略等を積極的に展開しました。海外インターネットサービスにおいては、Ebates社の順調な成長等により、業績は改善基調にあります。MVNO (仮想移動体通信事業者) サービス『楽天モバイル』においては、前第2四半期連結会計期間より本格化した積極的な販促活動が奏功し、売上収益が大幅に増加しています。

この結果、インターネットサービスセグメントにおける売上収益は560,555百万円 (前連結会計年度比13.7%増) となったものの、積極的な販促活動による費用増及び前連結会計年度に計上した株式評価益の剥落等により、セグメント利益は55,568百万円 (前連結会計年度比38.9%減) となりました。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	当連結会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	増減額	増減率
セグメント売上収益	492,836	560,555	67,719	13.7%
セグメント損益	90,909	55,568	△35,341	△38.9%

(FinTech)

当連結会計年度のFinTechセグメントは、クレジットカード関連サービスにおいては、『楽天カード』会員の増加に伴い、ショッピング取扱高やリボ残高が伸長し、売上収益及び利益が順調に増加しています。銀行サービスにおいては、ローン残高の伸長に伴う貸出金利息収益の増加や費用効率化により、マイナス金利政策の環境下にも関わらず利益拡大が継続しています。証券サービスにおいては、市況変動の影響が大きく、売上収益及び利益共に前連結会計年度を下回りました。

この結果、FinTechセグメントにおける売上収益は296,066百万円（前連結会計年度比7.6%増）、セグメント利益は65,587百万円（前連結会計年度比2.6%増）となりました。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	当連結会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	増減額	増減率
セグメント売上収益	275,136	296,066	20,930	7.6%
セグメント損益	63,899	65,587	1,688	2.6%

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ47,240百万円増加し、548,269百万円となりました。このうち、銀行事業に関する日銀預け金は、前連結会計年度末に比べ28,805百万円増加し、376,879百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況及び主な変動要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、30,700百万円の資金流入(前連結会計年度は78,245百万円の資金流入)となりました。これは主に、カード事業の貸付金の増加による資金流出が180,741百万円、銀行事業の貸付金の増加による資金流出が141,756百万円となった一方で、銀行事業の預金の増加による資金流入が139,162百万円、証券事業の金融資産及び同負債が変動したことによるネットの資金流入が59,983百万円(金融資産の増加による資金流出が11,725百万円、金融負債の増加による資金流入が71,708百万円)、税引前当期利益73,923百万円、減価償却費及び償却費44,257百万円等を計上したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、26,841百万円の資金流出(前連結会計年度は224,078百万円の資金流出)となりました。これは主に、銀行事業の有価証券の取得及び売却等によるネットの資金流入が98,790百万円(銀行事業の有価証券の取得による資金流出が249,291百万円、売却及び償還による資金流入が348,081百万円)となった一方で、無形資産の取得による資金流出が42,325百万円、子会社の取得による資金流出が33,612百万円、有価証券の取得及び売却等によるネットの資金流出が32,361百万円(有価証券の取得による資金流出が53,213百万円、売却及び償還による資金流入が20,852百万円)となったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、45,200百万円の資金流入(前連結会計年度は221,831百万円の資金流入)となりました。これは主に、長期借入金の返済による資金流出が163,832百万円となった一方で、長期借入れによる資金流入が212,100百万円となったことによるものです。

- (3) IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と、日本基準により作成した連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異

当連結会計年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

①売上収益

当社グループが顧客による継続的なアクセスやショッピングを促す目的等で展開するポイントプログラムにおけるポイントに関する将来の負担について、日本基準では、ポイント引当金繰入額として販売費及び一般管理費に計上していますが、IFRSでは、そのうち、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従って会計処理される、顧客に支払われる対価に該当するポイントは、付与時に売上収益から控除しています。この影響により、IFRSの売上収益は日本基準に比べ約48,851百万円減少しています。

当社グループにおける書籍等の販売等について、日本基準では売上高を計上し、関連する売上原価を総額表示していますが、IFRSでは、対象となる取引が、IFRS第15号に従って会計処理される、当社グループが他の第三者の代理人の立場で行われる取引に該当するものと判断されるため、売上収益を純額表示しています。この影響により、IFRSの売上収益は日本基準に比べ約38,113百万円減少しています。

②営業利益

のれんは、日本基準では一定の期間に亘って定期的に償却されますが、IFRSでは償却されず、減損テストの実施が求められています。この影響により、IFRSの営業利益は日本基準に比べ約17,839百万円増加しています。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、インターネット上での各種サービスの提供を主たる事業としており、生産に該当する事項が無いため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
インターネットサービス	560,555	13.7
FinTech	296,066	7.6
内部取引等	△74,705	—
合計	781,916	9.6

(注) 上記金額には、消費税等は含まれていません。

3 【対処すべき課題】

「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」企業グループとして、事業環境の変化に柔軟に対応し、持続可能な成長に向けた仕組みを構築することが、当社グループの対処すべき課題です。また、長年にわたる持続的な成長により当社グループの企業価値・株主価値の最大化を図るとともに、グローバルイノベーションカンパニーであり続けることを目指します。

(1) 経営体制

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題の一つと位置付け、様々な施策を講じています。

当社は、監査役会設置会社であり、経営の監査を行う監査役会は、全員が社外監査役によって構成されています。また、当社は、経営の監督と業務執行の分離を進めるため執行役員制を導入しており、取締役会は経営の意思決定及び監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担うこととしています。

当社の取締役会においては、独立性が高く多様な分野の専門家である社外取締役及び社外監査役を中心に、客観的な視点から業務執行の監督を行うとともに、経営について多角的な議論を自由闊達に行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めています。

2016年4月からは、取締役及び監査役を中心に、グループ経営戦略等に関する集中討議を取締役会とは別に四半期ごとに開催しており、短期的な課題や取締役会審議事項に捉われない中長期的視野に立った議論を行っています。また、業務執行における機動性の確保、アカウントビリティ(説明責任)の明確化を実現するため、社内カンパニー制を導入し、2016年8月には、取締役会での審議項目及び金額基準を全面的に見直しました。

加えて、当社グループの企業理念、価値観及び行動規範を定める「楽天主義」について、国内外の役職員に対し一層の浸透を図り、経営のスピードと品質を高めています。

当社グループでは今後もこうした取組を通じて、迅速な経営判断を可能にし、実効性の高いガバナンス機能を有する経営体制を構築していきます。

(2) 事業戦略

当社グループは、国内外において、楽天グループ会員を中心としたユーザーに対し様々なサービスを提供する楽天エコシステムの構築を基本的事業戦略としています。この楽天エコシステムにおいて、国内外の会員がEC、金融(FinTech)、デジタルコンテンツ等の複数のサービスを回遊的・継続的に利用できる環境を整備することで、会員一人当たりの生涯価値(ライフタイムバリュー)の最大化、顧客獲得コストの最小化等の相乗効果を目指します。これらを実現するため、既存サービスの顧客満足度向上、『楽天スーパーポイント』やビッグデータ等を活用したロイヤルティ向上を目指したマーケティング活動、スマートデバイス(スマートフォン及びタブレット端末)向けのサービス強化、楽天エコシステムのオープン化戦略等を積極的に実施していきます。

また、楽天ブランドを世界規模で更に高めていくために、スペインの名門サッカーチームである「FCバルセロナ」のグローバルメインパートナー及びグローバルイノベーション&エンターテインメントパートナーとなります。

① インターネットサービス

EC及び旅行予約をはじめとしたインターネットサービスにおいて、顧客満足度向上のための各種施策、スマートデバイス(スマートフォン及びタブレット端末)向けのサービス強化、楽天エコシステムのオープン化戦略に取り組むとともに、ビッグデータの活用等を通じて、新しい市場の創造をお取引先様と共に目指します。MVNO(仮想移動体通信事業者)やVIBER MEDIA LTD.で展開するメッセージングアプリ等の通信サービスにおいては、楽天エコシステムの会員基盤を拡大するとともに、ユーザーの利便性を更に向上させることを目指します。また、電子書籍サービス、ビデオストーリーミングサービス等のデジタルコンテンツサービスを通じて、ユーザーに更なる価値を提供することを目指します。

② FinTech

クレジットカード関連サービス、銀行サービス、証券サービス等の金融サービスにおいて、グループ内シナジー等を通じて一層の成長を目指します。また、金融(Finance)とインターネット技術(Technology)の更なる融合を推進し、ユーザーに新しい価値を提供することを目指します。

(3) 技術開発

当社グループが保有するビッグデータ等の解析及びその応用や、AI等に関する研究開発を促進することで、楽天エコシステムの更なる強化や、革新的なサービスの提供を目指します。また、海外拠点も含めた開発体制の強化に努め、世界でもユニークな技術を有する会社になることを目指します。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループ事業の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及び投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しています。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社の有価証券に関する投資判断は本項以外の記載内容もあわせて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。

なお、以下の事項のうち将来に関する事項は、別段の記載のない限り本有価証券報告書の提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

1 事業環境に関するリスク

(1) インターネット業界の成長性について

当社グループは、主にインターネット業界において、国内外で多様なサービスを提供しています。

世界のインターネット利用者数の増加、EC（電子商取引）市場の拡大等を背景として、当社グループサイト内の流通総額、利用者数等は今後も拡大傾向にあるものと認識していますが、インターネットの利用を制約するような法規制、個人情報管理の安全性を中心とした情報セキュリティに対する問題意識の拡がり等の外部要因、景気動向、過度な競争等により、インターネット業界全体及びEC市場の成長が鈍化し、それに伴い当社グループサイト内での流通総額等が順調に拡大しない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、インターネット広告等に係る売上高が一定の比率を占めていますが、広告市場は特に景気動向の影響を受けやすいものと考えられることから、景気が後退した場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合について

インターネットの利用者数の増加に後押しされ、多くの企業がインターネット関連サービスに参入し、商品カテゴリーやサービス形態も多岐にわたっています。また、当社グループの運営するインターネット関連サービス以外のサービスについても多数の事業者が参入しており、激しい競合状況にあります。

当社グループは、引き続き、顧客ニーズ等への対応を図り、サービス拡大に結び付けていく方針ですが、これらの取組が予測通りの成果をあげられない可能性や、画期的なサービスを展開する競合他社の出現、価格競争の激化、その他の競合等の結果、当社グループの売上高が低下する可能性がある他、設備投資や広告宣伝費等の費用の増加を余儀なくされる可能性もあり、かかる場合には当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 業界における技術変化等について

当社グループがサービスを展開するインターネット業界においては、特に技術分野における進歩及び変化が著しく、新しいサービス及び商品が頻繁に導入されており、当社グループのサービスにおいてもこれらの変化等に対応していく必要があります。しかしながら、何らかの要因により、当社グループにおいて当該変化等への対応が遅れた場合、サービスの陳腐化、競争力低下等が生じる可能性があります。また、対応可能な場合であったとしても、既存システム等の改良、新たな開発等による費用の増加等が発生する可能性があり、これらの動向及び対応によっては当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループ事業運営の障害となりうる技術が開発される可能性もあり、このような技術が広く一般に普及した場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2 国際事業展開に関するリスク

当社グループは、収益機会の拡大に向けてグローバル展開を主要な経営戦略の一つとして掲げ、米州、欧州、アジア等の多くの地域で金融サービスを含む各種サービスを展開しています。今後とも、在外サービス拠点及び研究開発拠点を拡大していくとともに、各国サービス間の連携強化等に取り組みながら、海外でのサービスの充実を図っていく予定です。また、国内外のユーザーが国境を越えて日本又は海外の商品及びサービスを購入するためのクロスボーダーサービス等も順次拡大していく予定です。

他方、グローバルにサービスを展開していく上では、言語、地理的要因、法制・税制度を含む各種規制、自主規制機関を含む当局による監督、経済的・政治的不安、通信環境や商慣習の違い等の様々な潜在的リスク及び特定の国や地域又はグローバルにおいて競争力を有する競合他社との競争が熾烈化するリスクが存在します。更には、外国政府及び国際機関により関係する諸規制が突然変更されるリスクも存在します。当社グループが、これらのリスクに対処できない場合、当社グループの国際事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、サービスの国際展開においては、サービスの立上げ時に、現地における法人設立、人材の採用、システム開発等に係る経費が新規に発生するほか、既存サービスにおいても、戦略的にビジネスモデルを変更する場合等においては、追加的な支出が見込まれることから、これらの費用が一時的に当社グループの収益を圧迫する可能性があります。また、新たな拠点において安定的な収益を生み出すためには、一定の期間が必要なことも予想されます。従って、かかる投下資本の回収に一定の期間を要する又は出来ない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 事業の拡大・展開に関するリスク

(1) 『Rakuten』ブランドの統合等の推進について

当社グループは、流通総額の更なる拡大等を目的として、各サービスブランドの『Rakuten』ブランドへの統合推進や、会員データベースの一元化、ポイントプログラムの共通化を媒介とした会員IDの統合等を推進しています。ブランド名称や会員IDの変更に際しては既存会員のロイヤリティの低下や会員組織からの離脱を招く可能性もあり、これらの施策が期待通りの効果を得られない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 買収 (M&A) 等について

当社グループは、国外市場への進出、新規ユーザーの獲得、新規サービスの展開、既存サービスの拡充、関連技術の獲得等を目的として、国内外を問わず積極的な買収 (M&A) や合弁事業の展開を行っており、これらを経営の重要戦略として位置付けています。

買収を行う際には、対象企業の財務内容、契約関係等について詳細なデュー・デリジェンスを行うことによって、極力諸リスクを回避するように努めていますが、案件の性質上時間的な制約等から十分なデュー・デリジェンスが実施できない場合もあり、買収後に偶発債務の発生や未認識債務が判明する可能性も否定できません。また、新規サービスの展開に当たってはその性質上、当該新規サービスによる当社グループの事業及び経営成績への影響を確実に予測することは困難であり、事業環境の変化等により計画通りにサービスが進展せず、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性や、投下資本の回収に一定の期間を要する又は出来ない可能性があります。

被買収企業の情報システムや内部統制システム等との融合、被買収企業の役職員や顧客の維持・承継等が計画通りに進まない可能性や、今後の投融資額が現在の事業規模と比較して多額となる可能性もあることから、財政状態等に関して当社グループ全般にわたるリスクが拡大する可能性があります。

また、合弁事業や業務提携の展開においても、パートナーとなる事業者について、経営成績や財政状態等について詳細な調査を行うとともに、将来の事業契約やシナジー効果について事前に十分に議論することによって、極力リスクを回避するように努めていますが、サービス開始後において経営方針に相違が生じ、期待通りのシナジー効果が得られないといった可能性も否定できません。そのような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性や、投下資本の回収に一定の期間を要する又は出来ない可能性があります。

この他、ベンチャー企業への投資等、様々な企業に対する投資活動を行っていますが、このような投資活動においても、経営環境の変化や投資先の業績停滞等に伴い期待通りの収益が上げられず、投下資本の回収可能性が低下する場合には、投資の一部又は全部が損失となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) サービス領域の拡大について

当社グループは、技術やビジネスモデルの移り変わりが速いインターネットを軸とした多岐にわたる産業をサービス領域としています。新しいサービスを創出し、また時代の流れに即したビジネスモデルを構築する目的で、新規のサービス領域に参入を行っていません。従来行っていなかった新規サービスを開始するに当たっては、相応の先行投資を必要とする場合があるほか、そのサービス固有のリスク要因が加わることとなり、本項に記載されていないリスク要因でも、当社グループのリスク要因となる可能性があります。

新規に参入した市場の拡大スピードや成長規模によっては、当初想定していた成果を挙げることができない可能性があります。また、サービスの停止、撤退等においては、当該事業用資産の処分や償却を行うことにより損失が生じる可能性があります。かかる場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) のれんについて

当社グループは、2013年12月期第1四半期連結会計期間から、連結財務諸表について国際会計基準 (IFRS) を適用していますが、IFRSにおいては、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準と異なり、のれんの定額償却は不要となります。他方、のれんの対象会社における経営成績悪化等により減損の兆候が生じており、その効果である回収可能価額がのれんの帳簿価額を下回る場合には、のれんの減損処理を行う必要が生じる可能性があり、かかる場合には当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

4 各サービスに関するリスク

(1) マーケットプレイス型のサービスについて

『楽天市場』のようなマーケットプレイス型のサービスや、『楽天トラベル』のような宿泊予約サービス、『Ebates』のようなオンライン・キャッシュバック・サービス等においては、取引の場を提供することをその基本的性格としており、マーケットの健全性確保のため偽造品その他の権利侵害品の排除に努めていますが、当社グループは売買契約等の当事者とはならず、規約においても、販売者又は役務提供者と購入者又は役務利用者との間で生じたトラブルについて、当社グループは責任を負わず、当事者間で解決すべきことを定めています。しかしながら、マーケットプレイス型のサービスにおいて、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利

等を侵害する行為、詐欺その他の法令違反行為等が行われた場合には、問題となる行為を行った当事者だけでなく、当社グループも取引の場を提供する者として責任を問われ、更には、当社グループのブランドイメージが毀損される可能性があります。また、マーケットプレイス型のサービスにおいては、参加する販売者・役務提供者が、他のマーケットプレイス、自社サイト等に容易に移行できるため、利便性、信頼性の高いシステムに加え、集客力に優れた取引の場を継続的に提供しなければ、販売者・役務提供者が減少し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 直販型のサービスについて

当社グループが一般消費者に対して商品・役務を直接提供する『爽快ドラッグ』、『ケンコーコム』、『楽天ボックス』、『楽天kobo』、『楽天モバイル』等のサービスにおいては、当社グループは売買契約等の当事者となり、商品・役務の品質、内容に責任を負っています。商品の販売、役務の提供に際しては、関係法令を遵守し、品質管理に万全を期していますが、欠陥のある商品を販売し、又は欠陥のあるサービスを提供した場合、監督官庁による処分を受ける可能性があるとともに、商品回収や損害賠償責任等の費用の発生、信用低下による売上高の減少等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、商品については、予測された需要に従って、購入及び在庫水準の管理等を行っていますが、想定した需要が得られない場合や、技術革新や他社商品との競争の結果、商品価格が大きく下落する場合は、棚卸資産として計上されている商品の評価損処理等を行う可能性があります。

(3) デジタルコンテンツサービスについて

デジタルコンテンツの提供を行う電子書籍サービス、ビデオストリーミングサービスにおいては、コンテンツ素材を調達する際に、当社グループの提供するサービスフォーマットへの変換を要する場合は、映像等の許諾に加え、ライセンス等に対する事前の最小保証料等支払いを求められる場合があります。かかる先行的な費用の支出が一時的に当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、コンテンツ収入が当該調達費用を下回る場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 物流サービスについて

当社グループは、ユーザー及び出店企業の利用満足度を一層高めるべく、出店企業の物流業務の受託サービスの拡大等を通じた配送品質の向上にも注力しています。

物流拠点の拡大については賃貸等を活用しており、倉庫内設備投資等に際しては、将来見込まれる受注量を予測して実施していますが、当該設備の構築、稼働開始までには一定の時間を要するため、かかる支出は先行的な投資になる場合があります。また、実際の受託業務での収益が予測を下回る場合には先行費用を補えず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、設備の移転、廃止等が決定された場合においては、当該資産の処分や償却を行うことにより損失が生じる可能性があります。

(5) 金融サービスについて

① 法的規制等について

当社が営む金融サービス並びに楽天カード(株)、楽天銀行(株)、楽天証券(株)及び楽天生命保険(株)等の金融サービスを営む子会社においては、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」、「銀行法」、「利息制限法」、「貸金業法」、「割賦販売法」、「金融商品取引法」、「金融商品販売法」、「商品先物取引法」、「信託業法」、「保険業法」、「資金決済に関する法律」、「犯罪収益移転防止法」その他の法令、金融関連諸法規、監督官庁の指針、各証券取引所や業界団体等の自主規制機関による諸規則等の適用を受けています。サービスを提供するために必要な許認可につき、将来、何らかの事由により業務の停止、免許等の取消等があった場合、また、法令諸規則、監督官庁の政策、規制、監督指針が新設され、又はこれらにつき当該サービスにとって不利益な変更が行われた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

楽天カード(株)の2007年12月31日以前の貸付契約のごく一部には、利息制限法上の上限利息を超過する利息の定めがあるため、何らかの要因により、楽天カード(株)の引当金算出の前提となる平均請求額等が増加する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 事業環境について

当社が営む金融サービスにおいては、クレジットカード決済等における加盟店契約業務を提供しており、加盟店からの手数料を主な収入源としているため、加盟店契約獲得の減退、競争激化による加盟店の流出等により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。またクレジットカードの不正利用等の増加により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

楽天カード(株)においては、主に個人顧客を対象とし、また、運転資金の調達を債権流動化と金融機関の借入金等により賄っていることから、経済環境が悪化し、消費低迷による借入需要の減退、失業率の上昇による自己破産又は多重債務者の増加等が生じた場合、金融市場の情勢変化による金融機関の与信方針の変更があった場合、当社グループの信用状態が悪化した場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、貸倒リスクを軽減するための与信管理システムの維持・運営や、債権回収のノウハウを持つ人

材の確保に重大な問題が生じた場合、サービス及び経営成績に支障が生じる可能性があります。

楽天銀行(株)においては、有価証券が当該事業の運用資産の一部を占めており、運用収益に一定程度影響を及ぼす可能性があります。運用資産としては、貸出債権の他に、債券、証券化・流動化商品等の多様な金融商品での運用を行っています。金融商品の運用による収益は、金利、外国為替、市場変動、債務者の信用リスク等により大きく影響を受けることがあり、これらの運用により当該事業が損失を計上した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、貸出債権については、経済動向の悪化、債務者の信用状況の悪化、会計基準の変化、保証会社の信用状況の変化、保証履行状況の変化により貸倒引当金及び保証料等与信関連費用が増加する可能性があります、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

楽天証券(株)においては、個人顧客を対象に、株式信用取引、外国為替証拠金取引、投資信託販売、債券取引、先物・オプション取引、海外先物取引、商品先物取引等のサービスを提供しており、委託手数料をその主要な収入源としているため、証券市場等の金融市況の影響を受けています。金融市況は、経済情勢、世界各国の市場動向、政治動向及び規制動向、並びに投資家心理等の影響を受けており、市場低迷が生じた場合や、株式相場の急激な変動等に伴う信用取引高の減少及び顧客への信用取引貸付金等の未回収等が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

楽天生命保険(株)においては、主に個人向け保障性生活保険商品を販売しており、保険契約者からの保険料収入を主な収入源としています。当該サービスは、保険料設定時の予測を超えた死亡率・入院率等保険事故発生率の増加、資産運用環境等の変化による運用資産価値の減少、新規契約の減少や解約契約の増加等による保有契約の著しい減少が生じた場合、また法令上求められる将来の保険金・給付金の支払いに備えた責任準備金がある前提となる状況の変化によって積立不足を生じ、繰入額の増加が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 資金流動性について

楽天銀行(株)では、インターネット・バンキングサービスを行っています。当該サービスにおいては、普通預金の引出し、定期預金の解約、他の金融機関への送金又は振込がインターネット上で行えるため、当該子会社及び当社グループのレピュテーションに影響を及ぼす風評が流布される等、不測の事態が発生した場合には、預金の流出が通常の銀行と比較して速いペースで進展する可能性があり、予想を超えた著しい資金流出が起こった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ リスク管理の有効性について

近年金融市場においては、市場の急激かつ大規模な変動や混乱がたびたび生じています。楽天カード(株)、楽天銀行(株)、楽天証券(株)及び楽天生命保険(株)においては、リスク管理方針及び手続を整備し運用していますが、これら会社におけるリスク管理方針及び手続の一部は、金融市場において将来発生する種々のリスクを必ずしも正確に予測することができず、有効に機能しない可能性があり、その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 第三者との業務委託・提携等について

① 金融機関等との委託・提携について

当社が営む金融サービスは、(株)ジェーシービー、米Mastercard, Inc.、米Visa, Inc.等のクレジットカードの国際ブランド会社との契約に基づき提供していますが、提携先との関係が悪化した場合には経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

楽天銀行(株)は、独自のATM網を有していないため、ATMの利用に関わる契約を締結している(株)三菱東京UFJ銀行、(株)みずほ銀行、(株)セブン銀行、(株)ゆうちょ銀行及び(株)イオン銀行等との関係が悪化した場合又はこれらの業務もしくはシステムに支障が生じた場合等、当社グループの事業や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

② 旅行関連事業者との連携について

トラベルサービスにおいては、航空会社、鉄道会社との連携、グローバル化の推進等、国内外の旅行関連事業者との連携により、総合的な旅行関連サービスの強化を図り、サービスを展開していく方針ですが、提携先との関係が悪化した場合や新たな提携先との協議が順調に進まない場合には、当該事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 電気通信事業者の相互接続協定について

楽天コミュニケーションズ(株)は、電気通信役務の円滑な提供のために他の電気通信事業者の通信設備と同社の通信設備を相互接続するための相互接続協定を結んでいます。現状において、電気通信設備を有する者は他事業者に対して原則として接続義務を有していますが、電気通信事業法等の改正等により、接続義務の撤廃や緩和等の措置が取られ、同社の負担すべき使用料及び相互接続料等が増加する、又は同社にとって不利な形で条件変更がなされた場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ MVNO(仮想移動体通信事業者)サービスの通信キャリア回線利用について

当社が提供する『楽天モバイル』サービスは、楽天コミュニケーションズ(株)が他の電気通信事業者の回線を借り受け、そのサービスを提供していますが、何らかの理由により、提携する電気通信事業者が回線の利用料を引き上げた場合や当該電気通信事業者との提携が終了するに至った場合等には、当社が提供するサービスに支障をきたす可能性があるほか、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 商品、コンテンツ及び技術等の供給について

当社グループは、直販型のサービスにおける販売商品、運営するウェブサイトにおける検索エンジンやニュース等の一部のコンテンツ、サービスに利用する技術等について、外部の事業者から供給又はライセンスを受けています。今後、当該事業者との関係の悪化、倒産、需要の増大、経済環境の変化、契約変更その他の要因により、供給が中断された場合、有力コンテンツを円滑に導入できなかった場合、供給価格が高騰した場合、ライセンスが停止された場合等には、サービス提供に支障をきたす可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 商品の配送について

『楽天市場』等のマーケットプレイス型及び『楽天ボックス』等の直販型サービスでは、販売者から購入者への商品配送は、主に外部の配送事業者に依存しています。今後、配送料金の値上げ、配送条件の悪化等、配送に関するユーザー及び出店企業の満足度が悪化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 コンプライアンスに関するリスク

(1) 法的規制等の適用の可能性について

当社グループが展開する各サービスにおいては、「4 (5) ①法的規制等について」の各項目に記載の他、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、「消費者契約法」、「下請代金支払遅延等防止法」、「古物営業法」、「旅行業法」、「電気通信事業法」、「職業安定法」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、「資金決済に関する法律」、「米国海外腐敗行為防止法」、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」等の各種法令や、監督官庁の指針、ガイドライン等による規制を受けています。こうした法令の制定や改正、監督官庁による許認可の取消又は処分、新たなガイドラインや自主的ルールの新設又は改定等により、当社グループの事業が新たな制約を受け、又は既存の規制が強化された場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループの提供するサービス規模が大きい場合、販売者、役務提供者その他の取引先に対して健全な取引環境を維持するために当社グループが行う施策の実施、又はその根拠となる規約の内容等が、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に照らして問題とされる可能性があり、その場合には当社グループのサービスが新たな制約を受け、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは法令遵守を重要な企業の責務と位置付け、コンプライアンス体制を強化して法令遵守の徹底を図っていますが、役員及び従業員による個人的な不正行為等を含めコンプライアンスに関するリスクもしくは社会的に信用が毀損されるリスクを回避できない可能性があり、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 訴訟等の可能性について

当社グループがサービスの展開を図る上で、販売者、購入者及びその他の利用者による違法行為やトラブルに巻き込まれた場合、又はシステム障害等によって販売者、購入者及びその他の利用者や消費者に損害を与えた場合等、当社グループに対して訴訟その他の請求を提起される可能性があります。電子書籍端末等については、その製造について提携企業への委託を行っているものの、製造物の欠陥等に伴う、損害賠償等の製造物責任等が当社グループに発生する可能性があります。また、当社グループのサービスに関連する技術革新のスピードが速く、新たに発生した又は今まで顕在化しなかったビジネスリスクによって、現在想定されない訴訟等が提起される可能性もあります。

一方、当社グループが第三者に何らかの権利を侵害され、又は損害を被った場合に、第三者の権利侵害から当社が保護されない可能性や、訴訟等による当社グループの権利保護のために多大な費用を要する可能性もあります。かかる場合には、その訴訟等の内容又は請求額によっては、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

6 無形資産に関するリスク

(1) 当社グループのブランドについて

当社グループは、多様なサービス展開、広告宣伝活動等を通じて『Rakuten』ブランドの確立を図っており、消費者等に対して一定の認知が得られているものと認識していますが、今後実施する施策等が想定通りの成果をあげられない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、サービス展開におけるトラブル、役職員による不正等が発覚した場合、当社グループのブランドの信頼性を毀損し、結果として当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 知的財産権等について

当社グループは、特許権、商標権、著作権、ドメインネームその他の知的財産権の取得、又は知的財産権のライセンスを受けることで、当社グループが使用する技術・ブランド・コンテンツ等についての保護を、国内はもとより国際展開を進める各国においても図っていますが、知的財産権等が取得できずに当社グループが使用する技術・ブランド・コンテンツ等を保護できない場合、又は知的財産権のライセンスの取得等のために多額の費用が発生する場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが使用する技術・ブランド・コンテンツ等について、知的財産権等の侵害を主張され、当該主張に対する防御又は紛争の解決のための費用又は損失が発生する可能性があります。また、将来当社グループによるサービスの提供等に関連する技術・ブランド・コンテンツの利用に制限が課せられ、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

7 マーケットに関するリスク

(1) 金利等変動リスク

当社グループは、当社、楽天カード(株)、楽天銀行(株)、楽天証券(株)、楽天生命保険(株)等の子会社において、当該事業資金の調達には金利変動の影響を受ける可能性があります。また、一部の金融子会社においては、資金を有価証券、貸出金等で運用しています。このため、金利市場等の動向が当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 有価証券等の価格変動リスク

当社グループは、有価証券、金銭信託等の金融商品を多く保有しています。これらの有価証券等は、金融商品市場の動向等による価格変動により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替変動リスク

当社グループが行う外貨建投資及び外貨建取引について外貨建で実行するものは、為替変動リスクをヘッジすることを目指しています。また、当社グループの海外関係会社の業績、資産及び負債について現地通貨で発生したものは、円換算した上で連結財務諸表を作成していますが、完全に当該リスクを回避することは難しく、外国為替相場の変動が当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

8 資金調達に関するリスク

当社グループの締結しているローン契約、コミットメントライン契約等借入に係る契約には財務制限条項が規定されている場合もあり、当社グループの経営成績、財政状態又は信用力が悪化した場合には、これらの条項に基づき既存借入金の一括返済、金利及び手数料率の引上げ又は新たな担保権の設定を迫られる可能性があります。今後の資金調達については、金融市場が不安定な場合や、当社グループの信用力の悪化により格付機関から当社に付与されている信用格付が引き下げられた場合等においては、当社グループにとって好ましい条件で適時に資金調達をできる保証はなく、当社グループのサービス展開の制約要因となる可能性があるほか、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

9 繰延税金資産に関するリスク

当社及び一部の連結子会社においては、国際会計基準(IFRS)に基づき、将来における税金負担額の軽減効果を繰延税金資産として計上しています。繰延税金資産の計算は、事業の見通しに基づく将来の課税所得に関する見積りを含めた様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果に係る予測・仮定とは異なる可能性があります。将来の課税所得の見積りに基づいて、当社及び当該子会社が繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断された場合や税制及び会計基準の変更が行われた場合、当該繰延税金資産は減額され、その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

10 財務報告に関するリスク

当社グループは、信頼ある財務報告を作成するため、「金融商品取引法」が定める内部統制報告制度に基づき、財務報告に係る内部統制を強化し、内部統制の評価を実施しています。しかしながら、当社グループの内部統制が適切に機能しない、または、内部不正を阻止できないなど、重要な不備が発見された場合、当社グループの社会的信用が低下し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

11 人材に関するリスク

当社グループのサービスにおいては、インターネットや金融をはじめとした各サービス分野において専門性を有する人材が必要であり、今後とも業容拡大及び国際展開に応じて継続した人材の確保を行うことが欠かせません。今後、各サービス分野及び地域における人材獲得競争の激化や市場ニーズの変化等により、優秀な人材の獲得が困難となる場合や、在職する人材の社外流出が生じた場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の創業者で、代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が離職又は業務執行が困難となるような事態

が生じた場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

12 情報セキュリティ、システム及び通信ネットワークに関するリスク

当社グループは、運営する各種サービスにおいて、住所、氏名、電話番号、クレジットカード番号等の利用者個人を特定できる情報を取得しています。当社グループは、利用者のプライバシー及び個人情報の保護に最大限の注意を払い、適切な情報管理を行っていますが、不正アクセス等による情報の外部への漏洩や悪用等の可能性を完全に排除することは困難であり、これらが発生した場合に法的紛争に巻き込まれる可能性があるほか、内外監督官庁からの処分を受ける可能性があります、かかる場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループサービスの多くは、コンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークを通じて提供されていますが、通信ネットワークに生じた障害や、ネットワーク又はコンピュータシステム上のハードウェアもしくはソフトウェアの不具合・欠陥、コンピュータウィルス・マルウェア等外部からの不正な手段によるコンピュータシステム内への侵入等の犯罪行為や役職員の過誤等により、正常なサービスの提供に支障を生じる可能性があるほか、当社サービスの不正な利用、重要なデータの消去又は不正取得等が発生する可能性もあります。

これら事由によるサービスの停止や機能低下が生じた場合、収益機会の喪失、当社グループのシステム自体への信頼性低下又は損害賠償請求等が生じる可能性のほか、監督官庁からの処分等を受ける場合があります。

更に、当社サービスの不正な利用については、適切な求償先を求めることができない場合、当社グループの損害となります。かかる場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

13 災害紛争事故に関するリスク

地震、台風、津波等の自然災害、火災、停電、未知の感染症の拡大、国際紛争等が発生した場合、当社グループのサービス運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの主要な拠点である日本の首都圏、米国東海岸及び西海岸等において大規模な自然災害等が発生した場合には、サービスの提供等が停止する可能性もあり、かかる場合には、当社の信頼性やブランドイメージを毀損するだけでなく、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループにおいては、自然災害等が発生した場合に備え、事業継続計画の策定等有事の際の対応策について検討及び準備を推進していますが、各種災害等の発生による影響を完全に防止できる保証はなく、各種災害等による物的、人的損害が甚大である場合にはサービスの継続自体が困難又は不可能となる可能性があります。

14 事務・オペレーションリスク

当社グループは、業務の遂行において各種情報システムの活用や担当者以外の第三者が業務内容を二重に確認する再鑑制度の実施等、業務の正確性、効率性を高めるための様々な取組を実施しています。しかしながら、一部においては専用の情報システムが導入されておらず人的な対応に委ねられている業務もあり、役職員の誤認識、誤操作等により事務手続きのミスが発生する可能性があります。業務の性質によっては、事務手続きのミスが安定的なサービスの供給の妨げ、経済的な損失、個人情報等の流出等に繋がる可能性があり、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、社内規範や事務手続きの標準化及び文書化に取り組んでいますが、当社グループの急速な拡大に伴う事務量の増加、新サービスの導入等により、業務遂行に必要な知識の共有、継承が不十分になる可能性があり、その結果生じ得る事務手続きのミスの増加や生産性の低下が、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

15 風評リスク

当社グループを対象に、当社グループに関する様々な内容の報道や情報の流布が行われることがあります。これら報道や情報の流布については、必ずしも正確な情報に基づいていないものや、憶測に基づいたものも含まれていますが、それらの内容の正確性や当社グループの該当有無に関わらず、当社サービスの利用者や投資者等の認識又は行動に影響を及ぼす可能性が考えられます。これらの報道や情報の流布の内容、規模等によっては、当社グループの事業、経営成績及び株価に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、2016年10月28日開催の定時取締役会において、当社子会社によるCareem Inc. の株式取得を決議し、新株購入契約を締結しました。

また、当社は、2017年2月20日開催の定時取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議しました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 47. 後発事象」に記載のとおりです。

6 【研究開発活動】

当社の研究開発活動は、当社及び当社グループの開発業務への貢献を目的とし、個々の事業とは別に研究を行っています。日本の拠点に加え、2010年6月には米国ニューヨーク市に、2014年2月にはフランスのパリ市に、2015年7月には、シンガポールと米国ボストン市に研究拠点を設け研究体制の拡大を図っています。研究のテーマは、今後のインターネットの拡大の方向性についてのビジョンに基づき、AI・ディープラーニング、ユーザーインタラクション・AR/VR、大規模・分散処理、そしてそれらを組み合わせた研究領域として、IoT、ドローン技術の4つの研究領域を設定しており、その具体的な内容は下記のとおりです。なお、当社グループの研究開発は、インターネット関連の基礎技術に関するものであり、特定のセグメントに区分することが困難なため、セグメント別には記載していません。当連結会計年度の研究開発に要した費用の総額は9,977百万円です。

①AI・ディープラーニング

AI・ディープラーニングでは、当社グループが所有する豊富なテキストデータおよびマルチメディアデータを高度に自動解析する技術や、それらを元に様々なサービスを最適化していく技術を開発することで、各事業に横展開可能な多様なサーチ・レコメンデーション・広告・言語処理のプラットフォーム開発につなげています。

②ユーザーインタラクション・AR/VR

ユーザーの技術環境の変化に伴う様々なデバイスやセンサーに対応した、リッチなコンテンツ体験として実現するためのユーザーインタラクションを開発し、当社及び当社グループのサービスレベルを全体的に向上させています。本研究分野はAR/VRなどの最新インタラクションも含みます。

③規模・分散処理

当社及び当社グループのシステムの拡大に従って、大量に増え続けるログや顧客・商品データを圧倒的効率性で解析するための、並列・分散等のインフラ処理基盤を開発し、競争力を生み出しています。

④IoT、ドローン技術

上記3つの研究技術群の研究領域を組み合わせながら、IoT技術基盤や、ドローン技術の研究開発を行っています。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の資産合計は4,604,672百万円となり、前連結会計年度末の資産合計4,269,953百万円と比べ、334,719百万円増加しました。これは主に、銀行事業の有価証券が100,454百万円減少した一方で、カード事業の貸付金が180,888百万円増加、銀行事業の貸付金が141,756百万円増加したことによるものです。

(負債)

当連結会計年度末の負債合計は3,924,326百万円となり、前連結会計年度末の負債合計3,605,940百万円と比べ、318,386百万円増加しました。これは主に、銀行事業の預金が139,162百万円増加、証券事業の金融負債が72,395百万円増加、社債及び借入金が61,909百万円増加したことによるものです。

(資本)

当連結会計年度末の資本合計は680,346百万円となり、前連結会計年度末の資本合計664,013百万円と比べ、16,333百万円増加しました。これは主に、外国為替相場の変動等によりその他の資本の構成要素が19,599百万円減少した一方で、当連結会計年度における親会社の所有者に帰属する当期利益を37,995百万円計上したこと等により利益剰余金が33,720百万円増加したことによるものです。

(2) 経営成績の分析

(売上収益)

当連結会計年度における売上収益は781,916百万円となり、前連結会計年度の713,555百万円から68,361百万円(9.6%)増加しました。これは、インターネットセグメントにおいて、国内既存事業の堅調な成長に加え、『楽天モバイル』やEbates社の売上収益が順調に増加したこと、FinTechセグメントにおいて、『楽天カード』会員の増加に伴い、ショッピング取扱高やリボ残高が伸長したこと等によるものです。

(営業費用)

当連結会計年度における営業費用は677,598百万円となり、前連結会計年度の601,001百万円から76,597百万円(12.7%)増加しました。これは、事業の拡大に伴い、商品及び役務提供に係る原価、広告宣伝費及び販売促進費、従業員給付費用が増加したこと等によるものです。

(その他の収益)

当連結会計年度におけるその他の収益は5,323百万円となり、前連結会計年度の26,991百万円から21,668百万円(80.3%)減少しました。これは、前連結会計年度に計上した株式評価益の剥落等によるものです。

(その他の費用及び減損損失)

当連結会計年度におけるその他の費用及び減損損失は31,664百万円となり、前連結会計年度の44,856百万円から13,192百万円(29.4%)減少しました。これは、のれん等の減損損失が12,776百万円減少したこと等によるものです。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は77,977百万円となり、前連結会計年度の94,689百万円から16,712百万円(17.6%)減少しました。これは、売上収益が増加した一方、積極的な販促活動による費用増や、前連結会計年度に計上した株式評価益の剥落及び株式市況の低迷の影響等によるものです。

(税引前当期利益)

当連結会計年度における税引前当期利益は73,923百万円となり、前連結会計年度の91,987百万円から18,064百万円(19.6%)減少しました。これは、営業利益で説明した要因等によるものです。

(法人所得税費用)

当連結会計年度における法人所得税費用は35,922百万円となり、前連結会計年度の47,707百万円から11,785百万円(24.7%)減少しました。これは、課税所得の減少等によるものです。

(当期利益)

以上の結果、当期利益は38,001百万円となり、前連結会計年度の44,280百万円から6,279百万円(14.2%)減少しました。

(親会社の所有者に帰属する当期利益)

以上の結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は37,995百万円となり、前連結会計年度の44,436百万円から6,441百万円(14.5%)減少しました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ47,240百万円増加し、548,269百万円となりました。このうち、銀行事業に関する日銀預け金は、前連結会計年度末に比べ28,805百万円増加し、376,879百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況及び主な変動要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、30,700百万円の資金流入(前連結会計年度は78,245百万円の資金流入)となりました。これは主に、カード事業の貸付金の増加による資金流出が180,741百万円、銀行事業の貸付金の増加による資金流出が141,756百万円となった一方で、銀行事業の預金の増加による資金流入が139,162百万円、証券事業の金融資産及び同負債が変動したことによるネットの資金流入が59,983百万円(金融資産の増加による資金流出が11,725百万円、金融負債の増加による資金流入が71,708百万円)、税引前当期利益73,923百万円、減価償却費及び償却費44,257百万円等を計上したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、26,841百万円の資金流出(前連結会計年度は224,078百万円の資金流出)となりました。これは主に、銀行事業の有価証券の取得及び売却等によるネットの資金流入が98,790百万円(銀行事業の有価証券の取得による資金流出が249,291百万円、売却及び償還による資金流入が348,081百万円)となった一方で、無形資産の取得による資金流出が42,325百万円、子会社の取得による資金流出が33,612百万円、有価証券の取得及び売却等によるネットの資金流出が32,361百万円(有価証券の取得による資金流出が53,213百万円、売却及び償還による資金流入が20,852百万円)となったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、45,200百万円の資金流入(前連結会計年度は221,831百万円の資金流入)となりました。これは主に、長期借入金の返済による資金流出が163,832百万円となった一方で、長期借入れによる資金流入が212,100百万円となったことによるものです。

(4) 収益の認識および表示方法

当社グループは、インターネットサービス及びFinTechサービスを有するグローバルイノベーションカンパニーであり、EC(電子商取引)事業を中心に複数のビジネスを行っています。これらのビジネスから生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

インターネットサービス

インターネットサービスセグメントにおいては、『楽天市場』、『楽天トラベル』、『Ebates』、『楽天ブックス』、『ケンコーコム』、『OverDrive』、『楽天コミュニケーションズ』、『東北楽天ゴールデンイーグルス』等のサービスを提供し、主な収益を下記のとおり認識しています。

楽天市場及び楽天トラベル

マーケットプレイス型ECサービスである『楽天市場』や、旅行予約サービスである『楽天トラベル』等においては、取引の場を顧客に提供することをその基本的な性格としています。当社グループは、これらのサービスの運営にあたり、出店者・旅行関連事業者への出店サービス及びシステム利用に関するサービス、当社グループを通じた販売拡大のための広告関連サービス、出店者・旅行関連事業者と消費者の決済に関する決済代行サービス等を提供しています。また、これらのサービスは諸規約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を下記のとおり識別して、収益を認識しています。

システム利用に関するサービスについて、当社グループは規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対して出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との間での個々の取引の成立に関するサービスの提供を行う義務を負っています。当該履行義務は、出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との個々の取引の成立時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、流通総額（出店者・旅行関連事業者の月間売上高）にサービス別・プラン別・流通総額の規模別に定められている料率を乗じた金額にて収益を計上しています。当該金額は、履行義務の充足時点である取引成立時点から概ね3ヶ月以内に支払いを受けています。

広告関連サービスについて、当社グループは広告規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対し期間保証型の広告関連サービスを提供しており、契約で定められた期間に渡り、広告を掲示する義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて期間均等額で収益を計上しています。広告料金の支払いは、原則として広告掲載開始日が属する月の翌々月末までに行われます。

決済代行サービスについて、当社グループは、カード決済規約に基づき、楽天グループのサービスを利用する消費者と出店者・旅行関連事業者との間での決済代行サービスを提供しています。当該サービスにおいては、クレジットカードによる取引代金決済のための取引承認、代金決済情報やキャンセル等のデータを送受信・処理する義務を負っています。当該サービスについては、主に消費者のカード利用取引が生じた時点が履行義務の充足時点となると判断し、同時点で手数料収益を計上しています。当該手数料の支払いは、履行義務の充足後、支払区分に基づいた請求締切日から1ヶ月半以内に受領しています。

『楽天市場』への出店サービスについて、当社グループは規約に基づき出店者に対し契約期間に渡り、楽天グループのマーケットプレイス型ECウェブサイトへの出店サービス及び出店コンサルティングサービス等を提供する義務を負っています。当該履行義務は、契約期間に渡り時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、出店形態別に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しています。なお、取引の対価は3ヶ月、半年あるいは1年分を履行義務の充足前である契約時に前受けする形で受領しています。

Ebates

『Ebates』においては、Ebates会員に対するキャッシュバックを通じ、Ebates会員による小売業者（顧客）のウェブサイトでの購入を促進するサービス（以下「キャッシュバックサービス」）、ウェブサイトにおける広告掲示、個人向けターゲティングメールサービス等を提供しています。主なサービスであるキャッシュバックサービスに関しては、契約に基づきEbates会員による小売業者のウェブサイトでの購入を促進する義務を負っており、当該履行義務はEbates会員による購入時点が履行義務の充足時点となると判断しています。Ebates会員の購入を確認した時点で購入金額に一定の料率を乗じた金額を手数料として収益計上しており、同時にEbates会員に対するキャッシュバック費用を計上しています。当該サービスの提供により生じる収益及び費用は、『Ebates』が顧客及びEbates会員とのそれぞれに対して価格設定を含む取引の裁量権を有していることから総額にて計上しており、手数料は履行義務の充足時点である注文確定月の月末から概ね3ヶ月以内に支払いを受けています。

楽天ブックス及びケンコーコム

インターネットサービスのうち、当社グループが主に楽天会員に対して商品を提供するインターネット通販サイト『楽天ブックス』及び『ケンコーコム』等のサービスにおいては、当社グループが売買契約の当事者となります。これらの直販型の取引においては顧客に商品が到着した時点で収益を計上しています。また、履行義務の充足時期である商品到着後、概ね2ヶ月以内に支払いを受けています。なお、楽天ブックスのうち、国内における書籍（和書）販売については、再販売価格維持制度を考慮すると代理人取引としての性質が強いと判断されるため、収益を関連する原価と相殺のうえ、純額にて計上しています。

OverDrive

『OverDrive』においては、図書館・教育機関向けに電子書籍及びオーディオブック等のコンテンツ配信サービスを提供しています。主要な顧客である図書館との契約において、当社グループは契約に基づきコンテンツ配信、ホスティングに係るサービス及びカスタマーサポートを提供する義務を負っています。コンテンツ配信は、図書館によるコンテンツの購入時点が履行義務の充足時点となると判断しており、当該時点にて関連する収益を計上しています。当該履行義務に関する支払いは、請求月から概ね2ヶ月以内に受領しています。ホスティングに係るサービス及びカスタマーサポートの履行義務は、契約期間に渡り時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、期間均等額で収益を計上しています。なお、取引の対価は各年度において履行義務の充足前に前受けする形で受領しています。

楽天コミュニケーションズ

『楽天コミュニケーションズ』においては、中継電話事業を中心とした電話関連サービス及びインターネット接続サービス等を提供しています。電話関連サービスについては、契約に基づき、契約者に対して常時利用可能な回線を提供し、当該回線を利用した通話サービスの提供を行うことを履行義務として識別しています。常時利用可能な回線を維持する履行義務については時の経過に基づき、通話サービスの提供については回線の利用に応じて履行義務が充足されると判断しています。したがって、回線の提供については契約期間に渡って期間均等額により収益として計上するとともに、通話サービスの提供については回線の利用状況に応じた回線使用料を各月の収益として計上しています。また、インターネット接続サービスについては、契約期間に渡り、契約者へのインターネット回線の提供を行うことを履行義務として識別しており、回線使用料を各月の収益として計上しています。各月の収益として計上された金額は、利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けています。

東北楽天ゴールデンイーグルス

『東北楽天ゴールデンイーグルス』においては、プロ野球チームの運営を通じて、チケットの販売や関連グッズ等の商品販売、スタジアムにおける広告の掲載等のサービスを提供しています。チケットの販売に関しては、試合が行われる毎に履行義務が充足されると判断しており、当該時点において収益を認識しています。チケット代金は、予約申込成立後、購入者が選択した決済方法に従って、クレジット会社等が別途定める支払条件により支払いを受けています。商品販売については、商品の引渡時点において履行義務が充足されると判断しており、当該引渡時点において収益を認識しています。商品代金は履行義務の充足時点である商品引渡時に受領しています。広告サービスについては、契約で定められた期間に渡り、広告を掲示する義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて期間均等額で収益を計上しています。広告料金の支払いは、原則として契約期間の開始後4ヶ月以内に行われます。

FinTech

FinTechセグメントにおいては、『楽天カード』、『楽天銀行』、『楽天証券』、『楽天生命』等の金融サービスを提供し、主な収益を下記のとおり認識しています。

楽天カード

『楽天カード』においては、主としてクレジットカード関連サービスを提供しています。主にクレジットカード利用者と加盟店間の資金決済を通じて得られる加盟店手数料、クレジットカード利用者から得られるリボルビング払い手数料、分割払い手数料及びキャッシング手数料を得ています。加盟店手数料に関しては、カード会員のショッピング取引後、加盟店から楽天カード(株)へ売上データが送信されたタイミングにおいて、決済サービスの提供という履行義務が充足されるため、同時点でクレジットカードの決済金額に一定の料率を乗じた手数料収益を計上しています。また、取引価格の1%分の通常ポイントをカード会員に付与しており、これらのポイント費用は加盟店手数料から控除しています。楽天カード(株)はカード会員から基本的に1ヶ月に1回所定の日にカード利用代金の回収を行うため、履行義務充足後、概ね2ヶ月以内に実質的に支払いを受けることとなります。リボルビング払い手数料及び分割払い手数料と融資収益に含まれるキャッシング手数料に関しては、リボルビング残高、分割支払回数及びキャッシング残高に対してそれぞれ一定の料率を乗じた利息収益を、IFRS第9号に従いその利息の属する期間に認識しています。

楽天銀行

『楽天銀行』においては、インターネットを通じた銀行業務(預金、貸出、為替)及びその他様々なサービスを提供しています。貸出については、個人向けローンである「楽天スーパーローン」及び住宅ローンである「楽天銀行住宅ローン(金利選択型)」等を取り扱っており、貸出金利息収入を得ています。また、資金運用から生じる有価証券利息等の利息収入も得ています。貸出金利息や有価証券利息等の資金運用収益は、IFRS第9号に従い、その利息の属する期間に収益を認識しています。為替手数料等については、取引が行われた時点で履行義務が充足されるため、同時点において手数料収益を認識しています。

楽天証券

『楽天証券』においては、金融商品取引業務とその他の付随業務を提供し、これら取引に付随して発生する手数料やトレーディング損益、利息等を収益の源泉としています。金融商品取引業務には、国内株式取引に加え、外国株式取引、投資信託の販売等、様々な取引が存在し、それぞれの手数料体系は異なります。現物株式に関する委託取引、信用取引及び投資信託の販売取引等に関連して発生する手数料に関しては、約定日等の取引成立時において履行義務が充足されるため、同時点において手数料収益を計上しています。現物株式取引から生じる手数料については、原則として履行義務の充足後3営業日以内に、信用取引及び先物取引から生じる手数料は

建玉の決済が行われる半年から概ね1年以内に受領しています。また、IFRS第9号に従い、外国為替証拠金取引については、公正価値で測定された利得及び損失が売上収益及び営業費用にそれぞれ計上され、国内株式信用取引の建玉に対する金利収益については、その利息の属する期間に収益を認識しています。

楽天生命

『楽天生命』においては、生命保険業務を行っており、主たる商品である個人向け保障性生活保険契約からの保険料等収入及び有価証券利息を中心とした資金運用収益を計上しています。保険料等収入を構成する保険料は、IFRS第4号に従い、個別契約ごとに予め定められた保険料率により算定された金額を収益として計上しています。また、資金運用収益については、IFRS第9号に従い、その発生期間に収益を認識しています。

(5) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、それらが利用される将来の課税所得を稼得する可能性が高い範囲内で、全ての将来減算一時差異及び全ての未使用の繰越欠損金及び税額控除について認識しています。当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の評価にあたり行っている見積りは合理的であり、繰延税金資産が回収可能な額として計上されていると判断しています。ただし、これらの見積りは当社グループとしても管理不能な不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化などにより回収可能性の評価に関する見積りが変化した場合には、将来当社グループが繰延税金資産を減額する可能性もあります。

(6) 公正価値で測定する金融資産

当社グループの証券事業の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としています。

当社グループの銀行事業の有価証券、保険事業の有価証券及び有価証券については、これらのうち、上場株式の公正価値については連結会計年度末日の市場の終値、非上場株式の公正価値については類似業種比較法等、適切な評価技法を用いて算定しています。債券等の公正価値については、売買参考統計値、ブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づく合理的な評価方法により算定しています。

当社グループのデリバティブ資産のうち、為替予約については、先物為替相場等に基づき連結会計年度末日の公正価値を算定しています。また、金利スワップの公正価値は、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び連結会計年度末日の金利スワップの利率により割引いた現在価値により算定しています。なお、金利スワップ契約の取引相手先は高格付けを有する金融機関に限定しており、信用リスクは僅少であるため、公正価値の算定にあたり考慮していません。

なお、その他の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似しています。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当期の設備投資額は、53,934百万円であり、主としてソフトウェアの開発・取得によるものです。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2016年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	工具、器具 及び 備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都世田谷区)	-	全業務に 関わる設備	4,718	2,327	23,612	30,657	4,625

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれていません。
2 従業員数は就業人員数です。

(2) 国内子会社

2016年12月31日現在

会社名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	工具、器具 及び 備品	ソフト ウェア	合計	
楽天証券(株)	東京都 世田谷区	FinTech	全業務に 関わる設備	474	913	13,576	14,963	307

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれていません。
2 従業員数は就業人員数です。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2016年12月31日現在

会社名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
楽天カード(株)	東京都 世田谷区	FinTech	基幹システム更新	16,172	14,854	自己資金	2014年 8月	2017年 4月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,941,800,000
計	3,941,800,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2016年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2017年3月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,432,422,600株	1,432,515,400株	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株です。
計	1,432,422,600株	1,432,515,400株	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2017年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

① 株主総会の特別決議（2008年3月27日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	13,026個	12,865個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	7,267個	7,267個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,302,600株(注)1	1,286,500株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 559円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2012年3月28日から 2018年3月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 841円 資本組入額 421円(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	同左

(注) 1 新株予約権の目的たる株式（以下「発行株式」という。）の種類及び数

当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後発行株式数＝調整前発行株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額×（1／分割・併合の比率）

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権、2002年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例と認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) その他の条件は、新株予約権は発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。
 - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 新株予約権の取得事由及び条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記3 1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- 7 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社（以下、「承継会社」という。）に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。
 - 1) 目的たる株式の種類
当社普通株式と同種の承継会社株式
 - 2) 目的たる株式の数
新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数（以下、「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。
 - 3) 行使価格
新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - 4) 行使期間
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
 - 5) 行使の条件
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - 6) 消却の事由及び条件
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
 - 7) 譲渡制限
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。
- 8 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

② 株主総会の特別決議（2009年3月27日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	6,163個	6,083個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	3,263個	3,266個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	616,300株（注）1	608,300株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 701円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2013年3月28日から 2019年3月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,029円 資本組入額 515円（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	同左

（注）1 新株予約権の目的たる株式（以下「発行株式」という。）の種類及び数

当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後発行株式数＝調整前発行株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額×（1／分割・併合の比率）

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権、2002年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例と認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) その他の条件は、新株予約権は発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。

- 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 新株予約権の取得事由及び条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記3 1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- 7 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社（以下、「承継会社」という。）に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。
 - 1) 目的たる株式の種類
当社普通株式と同種の承継会社株式
 - 2) 目的たる株式の数
新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数（以下、「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。
 - 3) 行使価格
新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - 4) 行使期間
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
 - 5) 行使の条件
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - 6) 消却の事由及び条件
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
 - 7) 譲渡制限
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。
- 8 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

③④ 株主総会の特別決議（2012年3月29日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)		提出日の前月末現在 (2017年2月28日)	
	新株予約権の数	2,450個	670個	2,366個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	1,132個	223個	1,132個	223個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	
新株予約権の目的となる株式の数	245,000株 (注) 1	67,000株 (注) 1	236,600株 (注) 1	65,100株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 (注) 2	1株当たり 1円 (注) 2	同左	
新株予約権の行使期間	2016年3月30日から 2022年3月28日まで (注) 3		同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 815円 資本組入額 408円 (注) 5	発行価格 770円 資本組入額 385円 (注) 5	同左	
新株予約権の行使の条件	(注) 4		同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7		同左	
代用払込みに関する事項	—		—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8		同左	

(注) 1 新株予約権の目的たる株式（以下「発行株式」という。）の種類及び数

当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後発行株式数＝調整前発行株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下、同じ。）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。ただし、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額×（1／分割・併合の比率）

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権を行使することができる期間

2016年3月30日から2022年3月28日まで。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

4 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。
- 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6 新株予約権の取得事由及び条件

- 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記4 1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

7 譲渡による新株予約権取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

8 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割により当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 3) 新株予約権の目的たる株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1に準じて決定する。
- 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる1株当たりの再編後払込金額に上記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- 5) 新株予約権を行使することができる期間
前記3に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記3に定める行使期間の末日までとする。
- 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記5に準じて決定する。
- 7) 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
- 8) 新株予約権の取得事由及び条件
前記6に準じて決定する。
- 9) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑤⑥ 株主総会の特別決議（2012年3月29日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)		提出日の前月末現在 (2017年2月28日)	
	新株予約権の数	1個	10,069個	1個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	1個	3,994個	1個	3,993個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	
新株予約権の目的となる株式の数	100株 (注) 1	1,006,900株 (注) 1	100株 (注) 1	973,400株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 (注) 2	1株当たり 1円 (注) 2	同左	
新株予約権の行使期間	2016年3月30日から 2022年3月28日まで (注) 3		同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 770円 資本組入額 385円 (注) 5	発行価格 835円 資本組入額 418円 (注) 5	同左	
新株予約権の行使の条件	(注) 4		同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7		同左	
代用払込みに関する事項	—		—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8		同左	

(注) 1～9 ③④ 株主総会の特別決議（2012年3月29日）による新株予約権の（注）1～9に同じ。

⑦ 株主総会の特別決議（2012年3月29日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	1,601個	1,601個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	1,566個	1,566個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	160,100株（注）1	160,100株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 （注）2	同左
新株予約権の行使期間	A. 付与数の3分の1 2014年4月20日から 2022年4月20日まで B. 付与数の3分の1 2015年4月20日から 2022年4月20日まで C. 付与数の3分の1 2016年4月20日から 2022年4月20日まで （注）3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	A. 発行価格 889円 資本組入額 445円 B. 発行価格 886円 資本組入額 443円 C. 発行価格 884円 資本組入額 442円 （注）5	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）7	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8	同左

（注）1 新株予約権の目的たる株式（以下「発行株式」という）の種類及び数

当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後発行株式数＝調整前発行株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、1円とする。ただし、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額×（1／分割・併合の比率）

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権を行使することができる期間

発行日の2年後の応当日から発行日の10年後の応当日まで。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

4 新株予約権の行使の条件

1) 新株予約権の割当てを受けた者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

(i) 発行日からその2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。

(ii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生

- じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- (iii) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2 (但し、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の3分の2までとする。) について権利行使することができる (権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- (iv) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。
- 2) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、(i) 新株予約権の割当てを受けた者が主として委任関係または雇用関係を有する日本国外の当社の子会社または関連会社との委任または雇用関係終了 (新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合を含む。) 後30日以内に当該終了の時点で行使可能となっている新株予約権を行使する場合または(ii) 諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。また、(a) 新株予約権の割当てを受けた者が自らの意思により退任もしくは退職した場合、新株予約権の割当てを受けた者にKobo Inc. の設立準拠法上の帰責性がありKobo Inc. から解任もしくは解雇された場合、または新株予約権の割当てを受けた者の死亡、Kobo Inc. もしくはその設立準拠法の下での関連会社のための職務遂行継続を不能とする恒久的な障害、もしくは定年退職により新株予約権の割当てを受けた者とKobo Inc. との間の委任もしくは雇用関係が終了した場合には、割り当てられた新株予約権のうちその時点で行使可能となっていないものは以後一切行使できないものとし、(b) 新株予約権の割当てを受けた者が、Kobo Inc. またはその設立準拠法の下での関連会社により委任または雇用契約の基本的条件の重大な不利益変更が一方的に課されたために自らの意思により退任または退職した場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、1)の規定にかかわらず、当該退任または退職の日 (以下「退職日」という。) を含み発行日から整数年後の応当日 (以下「起算日」という。) を始期とする1年間のうちに起算日から退職日までの日数が占める割合を、当該1年間の経過時に①の規定により新たに権利行使可能となるはずであった新株予約権の数に乗じて得られる数の割り当てられた新株予約権についても権利を行使することができるものとし (但し、新株予約権の割当てを受けた者が発行日から2年後の応当日以前に退任または退職した場合、2年間のうちに発行日から退職日までの日数が占める割合を、発行日から2年後の応当日に新株予約権の割当てを受けた者が1) (ii)の規定により権利行使可能となるはずであった新株予約権の数に乗じて得られる数の割り当てられた新株予約権について権利を行使することができるものとする。) (権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。) (ただし、新株予約権の割当てを受けた者は、Kobo Inc. との委任または雇用関係が終了した日から30日以内に新株予約権を行使するものとする。)、(c) 新株予約権の割当てを受けた者にKobo Inc. の設立準拠法上の帰責性がなくKobo Inc. から解任もしくは解雇された場合は、1)の規定にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者は解任または解雇通知を受けた時点で有するすべての割り当てられた新株予約権を行使することができるものとする (ただし、新株予約権の割当てを受けた者は、Kobo Inc. との委任または雇用関係が終了した日から30日以内に新株予約権を行使するものとする。))。
- 3) 上記1)の規定にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者は、Kobo Inc. の事業資産のすべてもしくは実質的にすべてが当社もしくはKobo Inc. の設立準拠法の下での関連会社以外の第三者に売却された場合、または合併その他の組織再編 (Kobo Inc. とその設立準拠法の下での関連会社のみで行われる組織再編を除く。) により、当該組織再編の直前におけるKobo Inc. の普通株式の実質的保有者のすべてもしくは実質的にすべてが、Kobo Inc. の総株主の議決権 (Kobo Inc. の新株予約権またはこれに類する権利の行使により発行または移転される可能性のあるKobo Inc. の株式の議決権のすべてを含む。) の50%以上を直接的にまたは間接的に保有しなくなった場合には、その時点で有するすべての新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者はかかる事象が効力発生する直前に新株予約権を行使するものとする。
- 4) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 5) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。
- 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 新株予約権の取得事由及び条件
- 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記4) 2)の規定により新株予約権の全部または一部につき行使することができなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得

することができる。

- 7 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- 8 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割により当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1に準じて決定する。
 - 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2で定められる行使価額を調整して得られる1株当たりの再編後払込金額に上記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - 5) 新株予約権を行使することができる期間
前記3に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記3に定める行使期間の末日までとする。
 - 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記5に準じて決定する。
 - 7) 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
 - 8) 新株予約権の取得事由及び条件
前記6に準じて決定する。
- 9 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑧ 株主総会の特別決議（2012年3月29日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	3,419個	3,316個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	1,089個	1,089個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	341,900株（注）1	331,600株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2016年3月30日から 2022年3月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 792円 資本組入額 396円（注）5	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）7	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8	同左

（注）1～9 ③④ 株主総会の特別決議（2012年3月29日）による新株予約権の（注）1～9に同じ。

⑨⑩ 株主総会の特別決議（2013年3月28日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)		提出日の前月末現在 (2017年2月28日)	
	新株予約権の数	11,463個	120個	11,463個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	3,752個	120個	3,846個	120個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	
新株予約権の目的となる株式の数	1,146,300株 (注) 1	12,000株 (注) 1	1,146,300株 (注) 1	12,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円	1個当たり 1円	同左	
新株予約権の行使期間	2017年3月29日から 2023年3月27日まで (注) 2		同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,187円 資本組入額 594円 (注) 4	発行価格 1,575円 資本組入額 788円 (注) 4	同左	
新株予約権の行使の条件	(注) 3		同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6		同左	
代用払込みに関する事項	—		—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7		同左	

(注) 1 新株予約権の目的たる株式（以下「発行株式」という。）の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「発行株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後発行株式数} = \text{調整前発行株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する。

2 新株予約権を行使することができる期間

2017年3月29日から2023年3月27日まで。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

3 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。
 - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 新株予約権の取得事由及び条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記3)1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- 7 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割により当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1)に準じて決定する。
 - 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の行使時の払込金額で定められる行使価額を調整して得られる1株当たりの再編後払込金額に上記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - 5) 新株予約権を行使することができる期間
前記2)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記2)に定める行使期間の末日までとする。
 - 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記4)に準じて決定する。
 - 7) 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
 - 8) 新株予約権の取得事由及び条件
前記5)に準じて決定する。
- 8 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑪⑫ 株主総会の特別決議（2013年3月28日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)		提出日の前月末現在 (2017年2月28日)	
	新株予約権の数	8,395個	3,876個	8,395個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	2,182個	951個	2,259個	1,120個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	
新株予約権の目的となる株式の数	839,500株 (注) 1	387,600株 (注) 1	839,500株 (注) 1	387,600株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円	1個当たり 1円	同左	
新株予約権の行使期間	2017年3月29日から 2023年3月27日まで (注) 2		同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,675円 資本組入額 838円 (注) 4	発行価格 1,450円 資本組入額 725円 (注) 4	同左	
新株予約権の行使の条件	(注) 3		同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6		同左	
代用払込みに関する事項	—		—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7		同左	

(注) 1～8 ⑨⑩ 株主総会の特別決議（2013年3月28日）による新株予約権の（注）1～8に同じ。

⑬ 株主総会の特別決議（2013年3月28日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)		提出日の前月末現在 (2017年2月28日)	
	新株予約権の数	4,090個		4,090個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	1,453個		1,453個	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	
新株予約権の目的となる株式の数	409,000株 (注) 1		409,000株 (注) 1	
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円		同左	
新株予約権の行使期間	2017年3月29日から 2023年3月27日まで (注) 2		同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,307円 資本組入額 654円 (注) 4		同左	
新株予約権の行使の条件	(注) 3		同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6		同左	
代用払込みに関する事項	—		—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7		同左	

(注) 1～8 ⑨⑩ 株主総会の特別決議（2013年3月28日）による新株予約権の（注）1～8に同じ。

⑭⑮ 株主総会の特別決議（2014年3月28日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)		提出日の前月末現在 (2017年2月28日)	
新株予約権の数	2,810個	10,217個	2,810個	10,217個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	1,210個	2,340個	1,210個	2,441個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	
新株予約権の目的となる株式の数	281,000株 (注) 1	1,021,700株 (注) 1	281,000株 (注) 1	1,021,700株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円	1個当たり 1円	同左	
新株予約権の行使期間	2018年3月29日から 2024年3月27日まで (注) 2		同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,336円 資本組入額 668円 (注) 4	発行価格 1,331円 資本組入額 666円 (注) 4	同左	
新株予約権の行使の条件	(注) 3		同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6		同左	
代用払込みに関する事項	—		—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7		同左	

(注) 1 新株予約権の目的たる株式（以下「発行株式」という。）の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「発行株式数」という。）は100株とする。
ただし、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後発行株式数} = \text{調整前発行株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する。

2 新株予約権を行使することができる期間

2018年3月29日から2024年3月27日まで。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

3 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) 新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
 - i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法

- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。
 - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 新株予約権の取得事由及び条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記3)1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- 7 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割により当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1)に準じて決定する。
 - 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の行使時の払込金額で定められる行使価額を調整して得られる1株当たりの再編後払込金額に上記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - 5) 新株予約権を行使することができる期間
前記2)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記2)に定める行使期間の末日までとする。
 - 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記4)に準じて決定する。
 - 7) 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
 - 8) 新株予約権の取得事由及び条件
前記5)に準じて決定する。
- 8 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑬⑭ 株主総会の特別決議（2014年3月28日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)		提出日の前月末現在 (2017年2月28日)	
	新株予約権の数	5,238個	1,444個	5,238個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	760個	50個	779個	68個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	
新株予約権の目的となる株式の数	523,800株 (注) 1	144,400株 (注) 1	523,800株 (注) 1	144,400株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円	1個当たり 1円	同左	
新株予約権の行使期間	2018年3月29日から 2024年3月27日まで (注) 2		同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,320円 資本組入額 660円 (注) 4	発行価格 1,201円 資本組入額 601円 (注) 4	同左	
新株予約権の行使の条件	(注) 3		同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6		同左	
代用払込みに関する事項	—		—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7		同左	

(注) 1～8 ⑬⑭ 株主総会の特別決議（2014年3月28日）による新株予約権の（注）1～8に同じ。

⑮⑯ 株主総会の特別決議（2014年3月28日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)		提出日の前月末現在 (2017年2月28日)	
	新株予約権の数	17,130個	8,731個	17,130個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	2,482個	1,574個	2,482個	1,669個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	
新株予約権の目的となる株式の数	1,713,000株 (注) 1	873,100株 (注) 1	1,713,000株 (注) 1	873,100株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円	1個当たり 1円	同左	
新株予約権の行使期間	2018年3月29日から 2024年3月27日まで (注) 2		同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,230円 資本組入額 615円 (注) 4	発行価格 1,629円 資本組入額 815円 (注) 4	同左	
新株予約権の行使の条件	(注) 3		同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6		同左	
代用払込みに関する事項	—		—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7		同左	

(注) 1～8 ⑮⑯ 株主総会の特別決議（2014年3月28日）による新株予約権の（注）1～8に同じ。

⑳ 株主総会の特別決議（2014年3月28日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	8,924個	8,924個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	2,298個	2,440個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	892,400株（注）1	892,400株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2018年3月29日から 2024年3月27日まで （注）2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,980円 資本組入額 990円 （注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	同左

（注）1～8 ⑭⑮ 株主総会の特別決議（2014年3月28日）による新株予約権の（注）1～8に同じ。

②② 株主総会の特別決議（2015年3月27日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)		提出日の前月末現在 (2017年2月28日)	
新株予約権の数	2,943個	987個	2,943個	987個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	65個	一個	65個	一個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	
新株予約権の目的となる株式の数	294,300株 (注) 1	98,700株 (注) 1	294,300株 (注) 1	98,700株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円	1個当たり 1円	同左	
新株予約権の行使期間	A. 付与数の 15% 2016年6月1 日から 2025年6月1 日まで B. 付与数の 20% 2017年6月1 日から 2025年6月1 日まで C. 付与数の 30% 2018年6月1 日から 2025年6月1 日まで D. 付与数の 35% 2019年6月1 日から 2025年6月1 日まで (注) 2	A. 付与数の 15% 2016年7月1 日から 2025年7月1 日まで B. 付与数の 20% 2017年7月1 日から 2025年7月1 日まで C. 付与数の 30% 2018年7月1 日から 2025年7月1 日まで D. 付与数の 35% 2019年7月1 日から 2025年7月1 日まで (注) 2	同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	A. 発行価格 2,055円 資本組入額 1,028円 B. 発行価格 2,051円 資本組入額 1,026円 C. 発行価格 2,046円 資本組入額 1,023円 D. 発行価格 2,042円 資本組入額 1,021円 (注) 4	A. 発行価格 2,026円 資本組入額 1,013円 B. 発行価格 2,022円 資本組入額 1,011円 C. 発行価格 2,017円 資本組入額 1,009円 D. 発行価格 2,013円 資本組入額 1,007円 (注) 4	同左	
新株予約権の行使の条件	(注) 3		同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6		同左	
代用払込みに関する事項	—		—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7		同左	

- (注) 1 新株予約権の目的たる株式（以下「発行株式」という。）の種類及び数
新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「発行株式数」という。）は100株とする。
ただし、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後発行株式数} = \text{調整前発行株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する。

2 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の 1 年後の応当日から 10 年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

3 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
 - 4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。
 - i) 発行日からその 1 年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
 - ii) 発行日の 1 年後の応当日から発行日の 2 年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の 15% について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に 1 未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - iii) 発行日の 2 年後の応当日から発行日の 3 年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の 35%（ただし、発行日の 2 年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の 35% までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に 1 未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - iv) 発行日の 3 年後の応当日から発行日の 4 年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の 65%（ただし、発行日の 3 年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の 65% までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に 1 未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - v) 発行日の 4 年後の応当日から発行日の 10 年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。
 - 5) 新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
 - i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額に 2 分の 1 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。
 - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記 1) 記載の資本金等増加限度額から上記 1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 新株予約権の取得事由及び条件
- 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記 3 1) に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- 6 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- 7 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割により当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1に準じて決定する。
 - 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の行使時の払込金額で定められる行使価額を調整して得られる1株当たりの再編後払込金額に上記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - 5) 新株予約権を行使することができる期間
前記2に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記2に定める行使期間の末日までとする。
 - 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記4に準じて決定する。
 - 7) 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
 - 8) 新株予約権の取得事由及び条件
前記5に準じて決定する。
- 8 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

㉔ 株主総会の特別決議（2015年3月27日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	15,758個	15,756個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	3,172個	3,434個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,575,800株（注）1	1,575,600株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	A. 付与数の15% 2016年8月1日から 2025年8月1日まで B. 付与数の20% 2017年8月1日から 2025年8月1日まで C. 付与数の30% 2018年8月1日から 2025年8月1日まで D. 付与数の35% 2019年8月1日から 2025年8月1日まで （注）2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	A. 発行価格 1,991円 資本組入額 996円 B. 発行価格 1,986円 資本組入額 993円 C. 発行価格 1,982円 資本組入額 991円 D. 発行価格 1,978円 資本組入額 989円 （注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	同左

（注）1～8 ㉑㉒ 株主総会の特別決議（2015年3月27日）による新株予約権の（注）1～8に同じ。

② 株主総会の特別決議（2015年3月27日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	8個	8個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	一個	一個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	800株（注）1	800株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2019年3月28日から 2025年3月26日まで （注）2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,979円 資本金組入額 990円 （注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	（注）7	同左

（注）1 新株予約権の目的たる株式（以下「発行株式」という。）の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「発行株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後発行株式数} = \text{調整前発行株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する。

2 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

3 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) 新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
 - i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。
- 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 5 新株予約権の取得事由及び条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記3 1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 譲渡による新株予約権取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- 7 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割により当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1に準じて決定する。
 - 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の行使時の払込金額で定められる行使価額を調整して得られる1株当たりの再編後払込金額に上記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - 5) 新株予約権を行使することができる期間
前記2に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記2に定める行使期間の末日までとする。
 - 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記4に準じて決定する。
 - 7) 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
 - 8) 新株予約権の取得事由及び条件
前記5に準じて決定する。
- 8 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

㉔㉕ 株主総会の特別決議（2015年3月27日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)		提出日の前月末現在 (2017年2月28日)	
	新株予約権の数	718個	7,179個	718個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	359個	1,384個	359個	1,502個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	
新株予約権の目的となる株式の数	71,800株 (注) 1	717,900株 (注) 1	71,800株 (注) 1	717,200株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円	1個当たり 1円	同左	
新株予約権の行使期間	A. 付与数の 15% 2016年10月1 日から 2025年10月1 日まで B. 付与数の 20% 2017年10月1 日から 2025年10月1 日まで C. 付与数の 30% 2018年10月1 日から 2025年10月1 日まで D. 付与数の 35% 2019年10月1 日から 2025年10月1 日まで (注) 2	A. 付与数の 15% 2016年11月1 日から 2025年10月31 日まで B. 付与数の 20% 2017年11月1 日から 2025年10月31 日まで C. 付与数の 30% 2018年11月1 日から 2025年10月31 日まで D. 付与数の 35% 2019年11月1 日から 2025年10月31 日まで (注) 2	同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	A. 発行価格 1,553円 資本組入額 777円 B. 発行価格 1,549円 資本組入額 775円 C. 発行価格 1,545円 資本組入額 773円 D. 発行価格 1,540円 資本組入額 770円 (注) 4	A. 発行価格 1,683円 資本組入額 842円 B. 発行価格 1,678円 資本組入額 839円 C. 発行価格 1,674円 資本組入額 837円 D. 発行価格 1,670円 資本組入額 835円 (注) 4	同左	
新株予約権の行使の条件	(注) 3		同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6		同左	
代用払込みに関する事項	—		—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 7		同左	

(注) 1～8 ㉔㉕ 株主総会の特別決議（2015年3月27日）による新株予約権の（注）1～8に同じ。

㉗ 株主総会の特別決議（2015年3月27日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	19,993個	19,856個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	2,808個	3,083個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,999,300株（注）1	1,985,600株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	A. 付与数の15% 2017年2月1日から 2026年2月1日まで B. 付与数の20% 2018年2月1日から 2026年2月1日まで C. 付与数の30% 2019年2月1日から 2026年2月1日まで D. 付与数の35% 2020年2月1日から 2026年2月1日まで （注）2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	A. 発行価格 1,290円 資本組入額 645円 B. 発行価格 1,286円 資本組入額 643円 C. 発行価格 1,282円 資本組入額 641円 D. 発行価格 1,277円 資本組入額 639円（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	同左

（注）1～8 ㉗㉘ 株主総会の特別決議（2015年3月27日）による新株予約権の（注）1～8に同じ。

㉘ 株主総会の特別決議（2015年3月27日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	16個	16個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	一個	一個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,600株（注）1	1,600株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2019年3月28日から 2025年3月26日まで（注）2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,281円 資本金組入額641円（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	同左

（注）1～8 ㉘ 株主総会の特別決議（2015年3月27日）による新株予約権の（注）1～8に同じ。

㉑ 株主総会の特別決議（2015年3月27日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	8,484個	8,484個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	401個	1,014個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	848,400株（注）1	848,400株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	A. 付与数の15% 2017年3月1日から 2026年3月1日まで B. 付与数の20% 2018年3月1日から 2026年3月1日まで C. 付与数の30% 2019年3月1日から 2026年3月1日まで D. 付与数の35% 2020年3月1日から 2026年3月1日まで （注）2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	A. 発行価格 1,069円 資本組入額 535円 B. 発行価格 1,065円 資本組入額 533円 C. 発行価格 1,060円 資本組入額 530円 D. 発行価格 1,056円 資本組入額 528円（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	同左

（注）1～8 ㉑㉒ 株主総会の特別決議（2015年3月27日）による新株予約権の（注）1～8に同じ。

㉒ 株主総会の特別決議（2015年3月27日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	120個	120個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	一個	一個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	12,000株（注）1	12,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2019年3月28日から 2025年3月26日まで（注）2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,060円 資本組入額 530円（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	同左

（注）1～8 ㉒ 株主総会の特別決議（2015年3月27日）による新株予約権の（注）1～8に同じ。

③② 株主総会の特別決議（2016年3月30日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)		提出日の前月末現在 (2017年2月28日)	
	新株予約権の数	10,297個	29,171個	10,297個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	964個	1,382個	1,048個	1,900個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	
新株予約権の目的となる株式の数	1,029,700株 (注) 1	2,917,100株 (注) 1	1,029,700株 (注) 1	2,917,100株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円	1個当たり 1円	同左	
新株予約権の行使期間	A. 付与数の 15% 2017年5月1 日から 2026年5月1 日まで B. 付与数の 20% 2018年5月1 日から 2026年5月1 日まで C. 付与数の 30% 2019年5月1 日から 2026年5月1 日まで D. 付与数の 35% 2020年5月1 日から 2026年5月1 日まで (注) 2	A. 付与数の 15% 2017年8月1 日から 2026年7月31 日まで B. 付与数の 20% 2018年8月1 日から 2026年7月31 日まで C. 付与数の 30% 2019年8月1 日から 2026年7月31 日まで D. 付与数の 35% 2020年8月1 日から 2026年7月31 日まで (注) 2	同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	A. 発行価格 1,216円 資本組入額 608円 B. 発行価格 1,212円 資本組入額 606円 C. 発行価格 1,207円 資本組入額 604円 D. 発行価格 1,203円 資本組入額 602円 (注) 4	A. 発行価格 1,184円 資本組入額 592円 B. 発行価格 1,180円 資本組入額 590円 C. 発行価格 1,176円 資本組入額 588円 D. 発行価格 1,171円 資本組入額 586円 (注) 4	同左	
新株予約権の行使の条件	(注) 3		同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6		同左	
代用払込みに関する事項	—		—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 7		同左	

(注) 1 新株予約権の目的たる株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は100株とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

2 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の 1 年後の応当日から 10 年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

3 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
 - 4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。
 - i) 発行日からその 1 年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
 - ii) 発行日の 1 年後の応当日から発行日の 2 年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の 15% について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に 1 未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - iii) 発行日の 2 年後の応当日から発行日の 3 年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の 35%（ただし、発行日の 2 年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の 35% までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に 1 未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - iv) 発行日の 3 年後の応当日から発行日の 4 年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の 65%（ただし、発行日の 3 年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の 65% までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に 1 未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - v) 発行日の 4 年後の応当日から発行日の 10 年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。
 - 5) 新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
 - i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に 2 分の 1 を乗じて得た金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 1) 記載の資本金等増加限度額から上記 1) に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- 5 新株予約権の取得事由及び条件
- 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に前記 3 1) に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- 6 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- 7 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1及び発行する新株予約権の総数に準じて決定する。
 - 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に準じて決定する。
 - 5) 新株予約権を行使できる期間
前記2に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記2に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記4に準じて決定する。
 - 7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
 - 8) 新株予約権の取得事由及び条件
前記5に準じて決定する。
- 8 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

③ 株主総会の特別決議（2016年3月30日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	18個	18個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	一個	一個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,800株（注）1	1,800株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2020年3月31日から 2026年3月29日まで （注）2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,316円 資本金組入額 658円 （注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	（注）7	同左

（注）1 新株予約権の目的たる株式の数

新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

2 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

3 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) 新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
 - i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

- 5 新株予約権の取得事由及び条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に前記3 1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- 7 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1及び発行する新株予約権の総数に準じて決定する。
 - 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に準じて決定する。
 - 5) 新株予約権を行使できる期間
前記2に定める新株予約権行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記2に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記4に準じて決定する。
 - 7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
 - 8) 新株予約権の取得事由及び条件
前記5に準じて決定する。
- 8 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑳ 株主総会の特別決議（2016年3月30日）

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	8,272個	8,272個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	109個	208個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	827,200株（注）1	827,200株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	A. 付与数の15% 2017年11月1日から 2026年10月31日まで B. 付与数の20% 2018年11月1日から 2026年10月31日まで C. 付与数の30% 2019年11月1日から 2026年10月31日まで D. 付与数の35% 2020年11月1日から 2026年10月31日まで （注）2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	A. 発行価格 1,214円 資本組入額 607円 B. 発行価格 1,210円 資本組入額 605円 C. 発行価格 1,206円 資本組入額 603円 D. 発行価格 1,201円 資本組入額 601円 （注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	（注）7	同左

（注）1～8 ㉑㉒ 株主総会の特別決議（2016年3月30日）による新株予約権の（注）1～8に同じ。

㉟ 株主総会の特別決議（2016年3月30日）

	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	24,574個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	308個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,457,400株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円
新株予約権の行使期間	A. 付与数の15% 2018年2月1日から2027年1月31日まで B. 付与数の20% 2019年2月1日から2027年1月31日まで C. 付与数の30% 2020年2月1日から2027年1月31日まで D. 付与数の35% 2021年2月1日から2027年1月31日まで (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	A. 発行価格 1,101円 資本組入額 551円 B. 発行価格 1,097円 資本組入額 549円 C. 発行価格 1,093円 資本組入額 547円 D. 発行価格 1,088円 資本組入額 544円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

(注) 1～8 ㉟㉟ 株主総会の特別決議（2016年3月30日）による新株予約権の（注）1～8に同じ。

㉞ 株主総会の特別決議（2016年3月30日）

	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	19個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	一個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,900株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 1円
新株予約権の行使期間	2020年3月31日から2026年3月27日まで (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,092円 資本組入額 546円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

(注) 1～8 ㉞ 株主総会の特別決議（2016年3月30日）による新株予約権の（注）1～8に同じ。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2012年1月1日～ 2012年6月30日 (注) 1	6,082	13,200,660	154	108,113	154	75,649
2012年7月1日 (注) 2	1,306,865,340	1,320,066,000	—	108,113	—	75,649
2012年7月1日～ 2012年12月31日 (注) 1	560,600	1,320,626,600	141	108,255	141	75,791
2013年1月1日～ 2013年12月31日 (注) 1	3,236,500	1,323,863,100	1,274	109,530	1,274	77,066
2014年1月1日～ 2014年12月31日 (注) 1	4,740,300	1,328,603,400	2,071	111,601	2,071	79,138
2015年1月1日～ 2015年6月30日 (注) 1	1,777,100	1,330,380,500	816	112,418	816	79,955
2015年6月30日 (注) 3	99,606,500	1,429,987,000	90,987	203,405	90,986	170,941
2015年7月1日～ 2015年12月31日 (注) 1	386,900	1,430,373,900	182	203,587	182	171,124
2016年1月1日～ 2016年12月31日 (注) 1	2,048,700	1,432,422,600	974	204,562	974	172,099

(注) 1 新株予約権及び新株引受権の権利行使によります。

2 2012年7月1日をもって1株を100株に株式分割し、これに伴い発行済株式総数が1,306,865,340株増加しています。

3 国内における有償一般募集及び海外市場（ただし、米国においては1993年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集による増加です。当該募集における発行価格は1,905.5円、引受価額は1,826.92円、資本組入額は913.46円です。

4 2017年1月1日から2017年2月28日までに新株予約権の行使により、発行済株式総数が92,800株、資本金が42百万円及び資本準備金が42百万円増加しています。

(6) 【所有者別状況】

2016年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	59	65	765	697	577	124,476	126,640	—
所有株式数(単元)	1,170	2,062,859	300,082	2,519,200	5,176,236	6,288	4,258,094	14,323,929	29,700
所有株式数の割合(%)	0.01	14.40	2.09	17.59	36.14	0.04	29.73	100.00	—

(注) 自己株式6,008,888株は、「個人その他」に60,088単元、「単元未満株式の状況」に88株含めて記載していません。

(7) 【大株主の状況】

2016年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
合同会社クリムゾングループ	東京都港区赤坂1丁目14-5 アークヒルズ・エグゼクティブタワーN211	226,419,000	15.81
三木谷 浩史	東京都港区	176,155,800	12.30
三木谷 晴子	東京都渋谷区	132,625,000	9.26
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	54,539,905	3.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	47,012,100	3.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	42,480,300	2.97
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	225 LIBERTY STREET, NEW YORK, NEW YORK, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	25,547,926	1.78
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	大阪府北区梅田2丁目5-25	20,662,000	1.44
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	17,742,876	1.24
JP MORGAN CHASE BANK 385164 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	17,699,000	1.23
計	—	760,883,907	53.12

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2016年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,008,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,426,384,100	14,263,841	—
単元未満株式	普通株式 29,700	—	—
発行済株式総数	1,432,422,600	—	—
総株主の議決権	—	14,263,841	—

(注)「単元未満株式」には自己株式88株を含めて記載しています。

② 【自己株式等】

2016年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 楽天株式会社	東京都世田谷区玉川 一丁目14番1号	6,008,800	—	6,008,800	0.42
計	—	6,008,800	—	6,008,800	0.42

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しています。当該制度の内容は次のとおりです。

決議年月日	2008年3月27日株主総会決議	2009年3月27日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、監査役及び従業員 2,035名	当社取締役、監査役及び従業員 2,379名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ①」に記載しています。	「(2) 新株予約権等の状況 ②」に記載しています。
株式の数	3,305,000株	1,198,900株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況 ①」に記載しています。	「(2) 新株予約権等の状況 ②」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	同上	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上

新株予約権 (A)

決議年月日	2012年3月29日株主総会決議			
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、 監査役及び従業員	6,043名	当社子会社の取締役、 監査役及び従業員	1,913名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ③④」に記載しています。			
株式の数	2,595,300株			
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況 ③④」に記載しています。			
新株予約権の行使期間	同上			
新株予約権の行使の条件	同上			
新株予約権の譲渡に関する事項	同上			
代用払込みに関する事項	同上			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上			

新株予約権 (B)

決議年月日	2012年3月29日株主総会決議		
付与対象者の区分及び人数	当社子会社の取締役及び従業員 15名		
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ⑦」に記載しています。		
株式の数	1,105,100株		
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況 ⑦」に記載しています。		
新株予約権の行使期間	同上		
新株予約権の行使の条件	同上		
新株予約権の譲渡に関する事項	同上		
代用払込みに関する事項	同上		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上		

決議年月日	2013年3月28日株主総会決議			
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、 監査役及び従業員	7,268名	当社子会社の取締役、 監査役及び従業員	2,359名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ⑨⑩」に記載しています。			
株式の数	2,794,400株			
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況 ⑨⑩」に記載しています。			
新株予約権の行使期間	同上			
新株予約権の行使の条件	同上			
新株予約権の譲渡に関する事項	同上			
代用払込みに関する事項	同上			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上			

決議年月日	2014年3月28日株主総会決議			
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、 監査役及び従業員	7,808名	当社子会社の取締役、 監査役及び従業員	2,952名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ⑭⑮」に記載しています。			
株式の数	5,449,400株			
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況 ⑭⑮」に記載しています。			
新株予約権の行使期間	同上			
新株予約権の行使の条件	同上			
新株予約権の譲渡に関する事項	同上			
代用払込みに関する事項	同上			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上			

決議年月日	2015年3月27日株主総会決議			
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 及び従業員	8,431名	当社子会社の取締役、 監査役及び従業員	4,770名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ⑳㉑」に記載しています。			
株式の数	5,785,600株			
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況 ⑳㉑」に記載しています。			
新株予約権の行使期間	同上			
新株予約権の行使の条件	同上			
新株予約権の譲渡に関する事項	同上			
代用払込みに関する事項	同上			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上			

決議年月日	2015年3月27日株主総会決議	
付与対象者の区分及び人数	当社社外取締役 5名	当社及び当社子会社の監査役 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ⑳」に記載しています。	「(2) 新株予約権等の状況 ⑳」に記載しています。
株式の数	7,500株	6,900株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況 ⑳」に記載しています。	「(2) 新株予約権等の状況 ⑳」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	同上	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上

決議年月日	2016年3月30日株主総会決議		
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 及び従業員 9,050名	当社子会社の取締役 及び従業員	6,124名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ㉑㉒」に記載しています。		
株式の数	9,159,300株		
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況 ㉑㉒」に記載しています。		
新株予約権の行使期間	同上		
新株予約権の行使の条件	同上		
新株予約権の譲渡に関する事項	同上		
代用払込みに関する事項	同上		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上		

決議年月日	2016年3月30日株主総会決議	2016年3月30日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社監査役 10名	当社社外取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ㉓」に記載しています。	「(2) 新株予約権等の状況 ㉓」に記載しています。
株式の数	10,900株	9,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況 ㉓」に記載しています。	「(2) 新株予約権等の状況 ㉓」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	同上	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上

決議年月日	2017年3月30日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	19,000,000株を上限とする。(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1円
新株予約権の行使期間	(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

(注) 1 新株予約権の目的たる株式の数

新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。

当社が、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

2 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行の日(以下「発行日」という。)の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

3 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役(社外取締役を除く。)、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。
 - (i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
 - (ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。
 - (iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%(ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。)について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。
 - (iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%(ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。)について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。
 - (v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

- 5) 新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
 - (i) 現金による受領
 - (ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - (iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - (iv) その他当社が定める方法
- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- 5 新株予約権の取得事由及び条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記3)1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- 7 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的たる株式の種類及び数及び発行する新株予約権の総数に準じて決定する。
 - 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に準じて決定する。
 - 5) 新株予約権を行使できる期間
本件新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本件新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。
 - 7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
 - 8) 新株予約権の取得事由及び条件
本件新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
- 8 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

決議年月日	2017年3月30日株主総会決議	2017年3月30日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社、当社子会社及び当社関連会社の社外取締役	当社、当社子会社及び当社関連会社の監査役
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
株式の数	50,000株を上限とする。(注) 1	50,000株を上限とする。(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1円	1個当たり1円
新株予約権の行使期間	2021年3月31日から 2027年3月29日まで(注) 2	2021年3月31日から 2027年3月29日まで(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	(注) 6
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7	(注) 7

(注) 1 新株予約権の目的たる株式の数

新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。

当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

2 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

3 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) 新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
 - (i) 現金による受領
 - (ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - (iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - (iv) その他当社が定める方法

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

5 新株予約権の取得事由及び条件

- 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記3)1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- 6 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- 7 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的たる株式の種類及び数及び発行する新株予約権の総数に準じて決定する。
 - 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に準じて決定する。
 - 5) 新株予約権を行使できる期間
本件新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本件新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。
 - 7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
 - 8) 新株予約権の取得事由及び条件
本件新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
- 8 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	取得価額の総額 (百万円)
取締役会(2017年2月20日)での決議状況 (取得期間2017年2月22日~2018年2月21日)	120,000,000	100,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式(注)	2,824,700	3,198
提出日現在の未行使割合(%)	97.6	96.8

(注) 当期間における取得自己株式には、2017年3月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式は含めていません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	取得価額の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式	100	132
当期間における取得自己株式(注)	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2017年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数(注)	6,008,888	—	8,833,588	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2017年3月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式は含めていません。

3 【配当政策】

株主還元については、中長期的な成長に向けた投資や財務基盤の安定化のための内部留保の充実を勘案しつつ、安定的に一株当たり配当額を増加又は維持しています。必要となる株主資本の水準については、以下の考え方を基本としています。

- ・ 拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要な財務基盤を整えておくこと
- ・ 事業活動及び資産のリスクと比較して充分であること
- ・ 金融事業を行う上で必要な格付けを維持すること及び監督規制上求められる水準を充足していること

当事業年度につきましては、当該基本方針に基づき、2017年2月13日開催の取締役会において、利益剰余金を配当原資とし、1株当たり4.5円（前事業年度は、1株当たり4.5円。）の配当を決議しています。

また、当社における剰余金配当の決定機関は取締役会であり、当社の剰余金配当については、期末配当による原則年1回の配当を基本方針とし、その他会社法第459条第1項各号に定める事項による配当については経営環境等の状況を勘案の上、機動的に判断していきます。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当金は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2017年2月13日取締役会決議	6,419	4.50

(参考) 1株当たり配当額の推移

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2012年12月	2013年12月	2014年12月	2015年12月	2016年12月
1株当たり配当額(円)	3.00	4.00	4.50	4.50	4.50

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2012年12月	2013年12月	2014年12月	2015年12月	2016年12月
最高(円)	912	1,637 *1,589	1,843	2,395	1,462
最低(円)	641	672 *1,450	1,130	1,348	943

- (注) 1 最高・最低株価は、2013年7月15日以前は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、2013年7月16日から2013年12月2日までは東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、2013年12月3日以降は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。
- 2 第16期の最高・最低株価は、期中に株式分割（2012年2月20日の取締役会決議により、2012年7月1日をもって1株を100株に株式分割）を行っておりますが、期首から株式分割があったものとして記載しています。
- 3 *印は、東京証券取引所市場第一部における最高・最低株価を示しています。当社株式は2013年12月3日付で東京証券取引所市場第一部へ市場変更されました。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2016年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,203	1,330	1,462	1,340	1,228	1,184
最低(円)	1,046	1,106	1,291	1,209	1,116	1,110

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員 の 状 況】

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
代表取締役	会長兼社長 最高 執行役員	三木谷 浩 史	1965年 3月11日生	1988年4月 株式会社日本興業銀行入行 1993年5月 ハーバード大学経営大学院修士号取得 1996年2月 株式会社クリムゾングループ(現合同会社クリムゾングループ)代表取締役社長(現代表社員)(現任) 1997年2月 当社設立、代表取締役社長 2001年2月 当社代表取締役会長兼社長(現任) 2004年3月 当社最高執行役員(現任) 2006年4月 株式会社クリムゾンフットボールクラブ(現楽天フットボールクラブ株式会社)代表取締役会長(現任) 2008年1月 株式会社楽天野球団代表取締役会長 2010年2月 一般社団法人eビジネス推進連合会(現一般社団法人新経済連盟)代表理事(現任) 2011年10月 公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長(現任) 2012年8月 株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー(現任) 2015年3月 Lyft, Inc. Director(現任) 2016年8月 Aspyrian Therapeutics, Inc. Chairman and Director(現任)	2017年 3月 ～ 2018年 3月	176, 155
代表取締役	副会長 執行役員	穂 坂 雅 之	1954年 7月31日生	1980年4月 オリックス・クレジット株式会社入社 2003年12月 当社パーソナルファイナンス事業準備室長 2005年5月 当社執行役員 2006年2月 楽天クレジット株式会社(現楽天カード株式会社)代表取締役社長 2007年3月 同社取締役副会長 2009年4月 同社代表取締役社長(現任) 2013年2月 当社常務執行役員 2014年1月 当社副社長執行役員 2014年3月 当社代表取締役(現任) 2016年4月 当社副会長執行役員(現任) 2016年7月 当社カード&ペイメントカンパニープレジデント(現任)	2017年 3月 ～ 2018年 3月	129
取締役		Charles B. Baxter	1965年 4月19日生	1998年10月 eTranslate, Inc. CEO 2001年3月 当社取締役 2003年3月 当社取締役退任 2004年7月 Wineshipping.com LLC Chairman(現任) 2011年3月 当社取締役(現任) 2012年2月 Rakuten USA, Inc. Chairman and Director(現任) 2015年1月 Reynolds Holdco, Inc. Chairman(現任)	2017年 3月 ～ 2018年 3月	—
取締役		久 夙 良 木 健	1950年 8月2日生	1975年4月 ソニー株式会社入社 1993年11月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント(現株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント)取締役 1999年4月 同社代表取締役社長 2000年6月 ソニー株式会社取締役 2003年11月 同社取締役副社長兼COO 2006年12月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント(現株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント)代表取締役会長兼グループCEO 2007年6月 同社名誉会長 2007年6月 ソニー株式会社シニア・テクノロジーアドバイザー(現任) 2009年10月 サイバーアイ・エンタテインメント株式会社代表取締役CEO(現任) 2010年3月 当社社外取締役(現任) 2011年6月 株式会社ノジマ社外取締役(現任)	2017年 3月 ～ 2018年 3月	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		Joshua G. James	1973年 6月28日生	1996年10月 2009年10月 2010年10月 2011年3月 2015年3月 2016年3月	Omniure, Inc. Founder and CEO Adobe Systems, Inc. Senior Vice President and General Manager of Omniture Business Unit Domo, Inc. Founder and CEO (現任) 当社社外取締役 当社社外取締役退任 当社社外取締役 (現任)	2017年 3月 ～ 2018年 3月	1
取締役		御立尚資	1957年 1月21日生	1979年4月 1992年6月 1993年10月 1999年1月 2005年1月 2011年4月 2013年4月 2016年1月 2016年3月	日本航空株式会社入社 ハーバード大学経営大学院修士号取得 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社 同社ヴァイスプレジデント 同社日本代表 特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画WFP協会理事 (現任) 公益社団法人経済同友会副代表幹事 (現任) 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター (現任) 当社社外取締役 (現任)	2017年 3月 ～ 2018年 3月	—
取締役		村井純	1955年 3月29日生	1984年8月 1987年3月 1987年4月 1990年4月 1997年4月 2005年5月 2009年10月 2011年9月 2012年3月	東京工業大学総合情報処理センター助手 慶應義塾大学工学博士号取得 東京大学大型計算機センター助手 慶應義塾大学環境情報学部助教授 同大学環境情報学部教授 (現任) 学校法人慶應義塾常任理事 慶應義塾大学環境情報学部長 (現任) 株式会社ブロードバンドタワー社外取締役 (現任) 当社社外取締役 (現任)	2017年 3月 ～ 2018年 3月	1
取締役		Youngme Moon	1964年 4月24日生	1996年6月 1997年7月 1998年7月 2003年7月 2005年9月 2007年7月 2010年7月 2014年7月 2015年3月 2016年4月 2016年4月	スタンフォード大学博士号取得 マサチューセッツ工科大学Assistant Professor ハーバード大学経営大学院Assistant Professor ハーバード大学経営大学院Associate Professor Avid Technology, Inc. Director (現任) ハーバード大学経営大学院Donald K. David Professor of Business Administration (現任) ハーバード大学経営大学院Senior Associate Dean and Chair of the MBA Program ハーバード大学経営大学院Senior Associate Dean of Strategy and Innovation 当社社外取締役 (現任) Unilever N.V. Director (現任) Unilever PLC Director (現任)	2017年 3月 ～ 2018年 3月	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役		妹尾良昭	1947年 2月5日生	1969年4月 1993年1月 1994年11月 1999年4月 2007年6月 2007年10月 2008年6月 2010年6月 2011年3月 2011年3月 2016年3月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 同行五反田支店長 住友キャピタル証券株式会社（現大和証券株式会社）常務取締役 大和証券エスビーキャピタル・マーケット株式会社（現大和証券株式会社）監査役 日本郵政株式会社執行役員 同社執行役 同社常務執行役 楽天銀行株式会社社外監査役（現任） 当社常勤社外監査役 楽天オークション株式会社社外監査役 当社社外監査役（現任）	2015年 3月 ～ 2019年 3月	—
監査役		平田竹男	1960年 1月16日生	1982年4月 1988年6月 1995年6月 1997年7月 2000年6月 2001年1月 2002年7月 2006年4月 2007年3月 2013年8月 2016年7月	通商産業省（現経済産業省）入省 ハーバード大学政治大学院修士号取得 同省大臣官房総務課法令審査委員 同省通商政策局資金協力室長 同省資源エネルギー庁石油開発課長 経済産業省資源エネルギー庁石油天然ガス課長 財団法人日本サッカー協会専務理事 早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授（現任） 当社社外監査役（現任） 内閣官房参与（現任） 日本スポーツ産業学会会長（現任）	2015年 3月 ～ 2019年 3月	—
監査役		山口勝之	1966年 9月22日生	1991年4月 1997年5月 1997年9月 1998年1月 1998年5月 1999年2月 1999年7月 2000年8月 2001年3月 2007年7月 2013年9月 2015年6月	第一東京弁護士会登録 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 コロンビア大学ロースクール卒業（LL.M.） ニューヨーク Debevoise & Plimpton 法律事務所勤務 米国ニューヨーク州弁護士登録 パリ Debevoise & Plimpton 法律事務所勤務 パリ Simeon & Associates 法律事務所勤務 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）復職 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）パートナー弁護士（現任） 当社社外監査役（現任） フリービット株式会社社外監査役（現任） 株式会社ブレインパッド社外監査役（現任） 株式会社博報堂DYホールディングス社外監査役（現任）	2016年 3月 ～ 2020年 3月	65
監査役 (常勤)		内田貴秀	1954年 10月21日生	1977年4月 1983年5月 2001年4月 2003年6月 2006年4月 2010年4月 2016年3月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 ペンシルバニア大学ウォートン・スクール修士号取得 株式会社三井住友銀行大塚法人営業部長 同行人事部研修所長 大和住銀投信投資顧問株式会社常務取締役 大和住銀投信投資顧問株式会社専務取締役 当社常勤社外監査役（現任）	2016年 3月 ～ 2020年 3月	—
計							176,361

- (注) 1 取締役の久寿良木健、村井純、Youngme Moon、Joshua G. James、御立尚資の5氏は、社外取締役です。
2 監査役の妹尾良昭、平田竹男、山口勝之、内田貴秀の4氏は、社外監査役です。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、企業価値の最大化を目指し、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題の一つと位置付け様々な施策を講じています。

② 企業統治の体制

1 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であり、経営の監査を行う監査役会は、全員が社外監査役によって構成されています。また、当社は、経営の監督と業務執行の分離を進めるため執行役員制を導入しており、取締役会は経営の意思決定及び監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担うこととしています。

当社の取締役会においては、独立性が高く多様な分野の専門家である社外取締役及び社外監査役を中心に、客観的な視点から業務執行の監督を行うとともに、経営について多角的な議論を自由闊達に行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めています。

業務執行については、当社は、当社グループ全体における経営資源の最適配分を実行するため、2016年7月に社内カンパニー制を導入し、またこれに伴う内部報告管理体制の変更を受け、当事業年度第3四半期から報告セグメントを「インターネットサービス」および「Fintech」の2つに変更しました。この結果、セグメントリーダーである代表取締役（最高執行役員及び副会長執行役員）及びその統括の下、各カンパニーを担当する執行役員が、業務執行機能を担っています。

2 会社の機関の内容

(取締役・取締役会・執行役員等)

取締役会については、その員数は定款にて16名以内と定めていますが、現在、社外取締役5名を含む取締役全8名で構成されています。取締役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしています。

定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について意思決定するとともに、各執行役員の業務執行を監督しています。なお、執行役員は、代表取締役から業務執行の命令を受け、会社が定めた職務権限内において業務執行を行うこととしています。また、企業価値向上のため、投資等の新規に資金投下を要する案件等については、社外取締役及び外部有識者を含むメンバーで構成される投融资委員会において、案件の取り進めの可否を事前審議しており、その審議結果については、取締役会に報告することとしています。2016年4月からは、取締役及び監査役を中心に、グループ経営戦略等に関する集中討議を取締役会とは別に四半期ごとに開催しており、短期的な課題や取締役会審議事項に捉われない、中長期的視野に立った議論を行っています。また、スピード感のある企業経営の実現を目指すため、2016年8月には、取締役会での審議事項及び金額基準を全面的に見直しました。

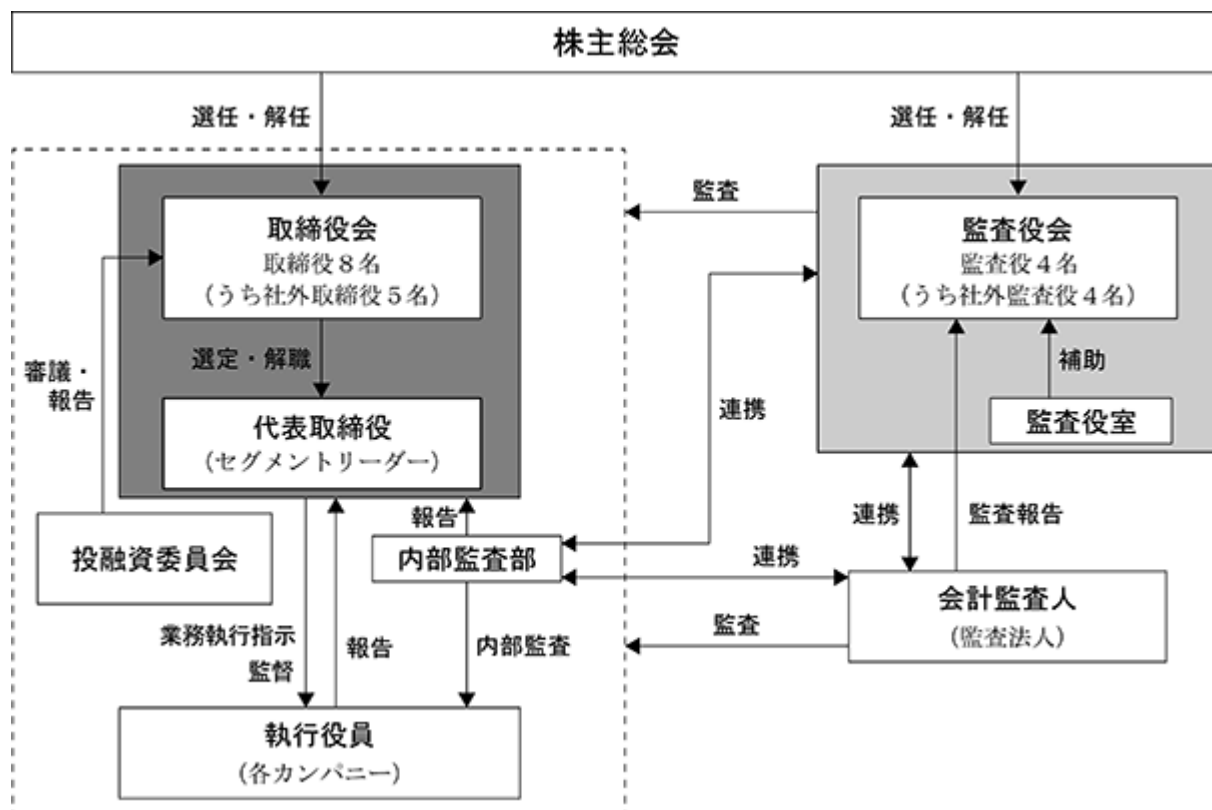
このほか、執行役員が出席する予算会議において、主要な事業の進捗状況を月次で共有し、各事業の適正で効率的な業務遂行とグループ横断的な管理の徹底を図っています。

(監査役・監査役会)

当社の監査役は4名で、その全員が社外監査役（うち常勤監査役1名）です。

監査役会のもとには監査役室（3名）を設置し、監査役の職務を補助しています。監査役会は、定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しています。

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、各取締役や内部監査部等からの職務執行状況の聴取、当社及び当社子会社の調査を実施しています。また、会計監査人からの監査報告を受け、計算書類及び事業報告に関して監査を行うほか、代表取締役との意見交換を行っています。



3 内部統制システム整備の状況及び提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況（リスク管理体制の整備の状況を含む）

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務及び企業集団の業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しています。当社はこの決議に則り、かかる体制を整備しています。

1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

楽天株式会社は、「楽天グループ企業倫理憲章」を定め、楽天グループ（楽天株式会社及びその子会社をいいます。）全体として、法令を遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。楽天グループの取締役及び使用人の職務執行については、グループ全体のコンプライアンスを統括するCCO(Chief Compliance Officer)及び社内カンパニー制に基づくカンパニーCCOによりグループ横断的なコンプライアンスに対する取り組みを進め、グループコンプライアンス委員会へその取組状況を報告し、適正な職務執行を徹底するとともに、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部及び子会社の内部監査部門による内部監査を実施します。

また、社外取締役及び社外監査役による取締役の職務執行に対する監督及び監査を徹底し、これらに弁護士を起用することにより、専門的・客観的な観点から法令・定款への適合性の検証を行います。

更に、楽天グループの役員・使用人に対して楽天グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施するとともに、楽天グループの役員・使用人が法令違反その他のコンプライアンスに関する相談・通報を行うことのできる窓口を設置し、相談者・通報者の不利益な取扱いを禁止する内部通報システムを適切に整備します。また、広く社外からの情報を入手する体制についても、整備します。

2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

楽天株式会社における取締役の職務執行に関する文書、電磁的記録等の各種情報は、楽天グループ規程等に則り、適法・適切に保存・管理するものとし、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができるものとします。

3) 損失の危険の管理体制

事業活動に伴い生じる各種リスクについては、楽天グループ各社の規程、細則及び事務マニュアルに基づきそれぞれの担当部署で適切に対処します。

情報管理に伴うリスクについては、楽天株式会社ITセキュリティガバナンス部を中心に、楽天グループ全体としてリスク管理を徹底するとともに、当該リスクの極小化を図ります。なお、楽天グループの主要な事業においては、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得しています。

事業に伴うリスクについては、楽天グループにおける事業投資案件につき楽天株式会社投融資委員会の審議を必要とし、更に一定額以上の案件につき楽天株式会社取締役会の承認決議を必要とすることによって、

楽天グループの取締役の職務執行から生じるリスクを適切に管理します。また、各事業において事業遂行に係るリスクの管理を徹底するとともに、緊急報告体制の強化やアセスメントの実施等を通じてグループ横断的なリスク情報の集約を図ってまいります。

4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

楽天グループの取締役の職務執行に関しては、楽天グループ規程等に基づき適切かつ効率的な意思決定体制を構築します。また、各種社内手続の電子化を推進することにより、意思決定の明確化・迅速化を図っています。

意思決定に基づく業務の執行にあたっては、取締役会において選任された執行役員がその管掌業務の執行を行うことにより、機動的な職務執行を促進しています。

5) 財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、適切な会計処理及び適時の開示を行うとともに、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に準拠しその有効性を評価してまいります。

6) 楽天株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

楽天株式会社は、一体的なグループ経営を実現するため、理念、グループガバナンス、会社経営、リスクマネジメント、コンプライアンス等に関する楽天グループ規程等を定め、子会社の重要な業務執行については「楽天グループ職務権限表」及び「楽天グループガイドライン」に基づき、楽天株式会社による決裁及び楽天株式会社への報告制度を構築するなど、楽天グループ全体として、子会社の独立性を確保しつつ、必要な体制を構築しこれを遵守します。

また、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部において、各子会社の内部監査部門との連携を強化し、楽天グループ全体で内部監査を実施することにより業務の適正を確保してまいります。

7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役会のもとに監査役室を設置し、監査役は、監査役室に所属する使用人に必要な事項を指示することができるものとします。また、当該使用人が監査役の補助業務にあたる際には、取締役の指揮命令を受けないものとする事で指示の実効性を確保し、その人事異動や人事考課等は監査役の同意を得るものとします。

8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

楽天グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の報告を行うとともに、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。楽天株式会社は、監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、監査役の監査が実効的に行われることを確保します。

また、楽天株式会社は、監査役からその職務執行に要する費用の前払い又は償還等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

③ 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部（部長以下18名）を設置し、内部監査を実施しています。当社の内部監査は、当社各部門及び各事業並びにグループ会社を対象とし、取締役会で承認された内部監査計画に基づき、適法性・妥当性・効率性等の観点から実施しています。内部監査の結果、必要な改善事項を指摘するとともに、改善状況のフォローアップを行い、当社各部門等の業務の適正な執行を確保するよう努めています。内部監査の結果については、取締役会、代表取締役社長及びグループコンプライアンス委員会に報告されるとともに、監査役にも報告され、監査役監査との連携も図っています。また、グループ会社の内部監査部門との連携を強化し、当社グループ全体で内部監査の実効性を高めるよう努めています。会計監査人とは、定期的に意見交換、情報共有を行っているほか、必要に応じて内部監査結果等を共有しています。

監査役監査については、「②企業統治の体制 2 会社の機関の内容（監査役・監査役会）」に記載のとおりです。

④ 社外取締役及び社外監査役

当社は現在、取締役8名のうち5名が社外取締役であり、監査役4名全員が社外監査役です。

社外取締役 久野良木健氏は、ソニー株式会社のシニア・テクノロジーアドバイザーであり、同社は当社に対して物品販売等の取引関係がありますが、2016年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。社外取締役 Joshua G. James氏は、Domo, Inc.のFounder and CEOであり、同社は当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2016年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。社外取締役 御立尚資氏は、公益社団法人経済同友会の副代表幹事であり、当社は同団体に対して会費の支払いを行っていますが、2016年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。社外取締役 村井純氏は、慶應義塾大学環境情報学部教授・学部長であり、当社は同大学が運営の一部を担う国際標準化団体に対して会費の支払いを行っていますが、2016年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。また、同氏は、株式会社ブロードバンドタワーの社外取締役であり、同社は当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2016年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。社外監査役 平田竹男氏は、日本スポーツ産業学会の会長であり、当社は同団体に対して会費の支払いを行っていますが、2016年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。社外監査役 山口勝之氏は西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士であり、また同氏は、株式会社ブレインパッドの社外監査役であり、同所及び同社は当社に対して役務提供等の取引がありますが、2016年度における取引額の割合は、いずれも当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。

なお、社外取締役の久野良木健、Joshua G. James、村井純及び社外監査役の山口勝之の各氏は、当社の株式を保有しており、その所有株式数は、「第4 提出会社の状況 5 役員状況」のそれぞれの所有株式数の欄に記載のとおりです。その他は人的関係、資本的關係または取引関係その他の重要な利害関係はありません。

当社は、透明性の高い経営と強固な経営監督機能を確立し、企業価値の向上を図るため、当社の社外役員のうちから、独立役員を選定するに当たり、原則として、以下のいずれにも該当しない者を独立性を有する者と判断しており、社外取締役 久野良木健、御立尚資、村井純、Youngme Moon、社外監査役 平田竹男の5氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。

- a. 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者（※1）
- b. 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社の主要な取引先（※2）若しくはその業務執行者
- c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- d. 最近においてaからcまでのいずれかに該当していた（※3）者
- e. 上記aからdまでのいずれかに掲げる者の近親者又は当社若しくは当社子会社の業務執行者（最近まで業務執行者であった者を含む。）の近親者（社外監査役を独立役員として指定する場合は、当社又は当社子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与の近親者を含む。）

※1：会社法施行規則第2条第3項第6号の業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人も含む。監査役は含まない。

※2：当社との取引額等を基準とし、当社からの支払額が当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%以上を占める場合をいう。

※3：当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、aからcまでのいずれかに該当していた等、実質的に現在と同視できるような場合をいう。

社外取締役5名のうち、久野良木健氏には主にエンタテインメント事業及び技術分野における専門知識や幅広い企業経営の経験から、御立尚資氏には主に経営コンサルタントとしての専門知識や経験から、村井純氏には主にインターネット技術に関する学識経験者としての専門知識や経験から、Joshua G. James氏には主にインターネットサービスに関する専門的な知識や北米におけるインターネットサービス企業経営の豊富な経験から、また、Youngme Moon氏には主に経営学に関する学識経験者としての専門知識や経験から、当社の経営に対する助言等を頂けるものと判断し、選任しています。

社外監査役4名のうち、内田貴秀氏には主に金融事業、企業経営等に関する幅広い知識と経験を、妹尾良昭氏には主に金融事業、企業経営、コンプライアンス等に関する幅広い知識と経験を、平田竹男氏には主にスポーツ、教育等に関する幅広い知識と経験を、山口勝之氏には主に弁護士としての幅広い知識や経験、また企業法務の専門家としての見地を、当社の監査体制に活かして頂けるものと判断し、選任しています。社外取締役及び社外監査役へは、取締役会の資料を事前に送付し、各部署から必要に応じて事前説明や協議等を実施しています。また、社外監査役は、前述のとおり、内部監査部及び会計監査人と積極的に意見交換を行い、連携を図っています。

なお、当社と当社社外取締役及び当社社外監査役との間で、会社法第427条第1項に規定する契約を締結しており、その概要は以下のとおりです。

会社法第423条第1項に該当する場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、以下各号に定める金額の合計額を限度として責任を負担する。

- i. 責任の原因となる事実が生じた日を含む事業年度及びその前の各事業年度において、その在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く）の額の事業年度毎の合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額。
- ii. 退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と、その合計額を社外取締役または社外監査役の職に就いていた年数で除した額に2を乗じて得た額とのいずれか低い額。
- iii. 会社法第238条第3項各号に該当する新株予約権（以下「本件新株予約権」という）を、社外取締役または社外監査役就任後に行使または譲渡した場合における次の各号に定める額。
 1. 行使した場合
本件新株予約権の行使時における1株当たりの時価から、本件新株予約権の発行価額と本件新株予約権の行使時の払込金額との合計額の1株当たりの額を控除した額に、本件新株予約権の行使により交付を受けた株式の数を乗じて得た額。
 2. 譲渡した場合
本件新株予約権の譲渡価額から本件新株予約権の発行価額を控除した額に、譲渡した本件新株予約権の数を乗じて得た額。

⑤ 役員報酬の内容

1 提出会社の役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	429	302	127	-	11
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	0
社外役員	149	131	18	-	11

2 提出会社の役員毎の連結報酬等の総額等

氏名 役員区分	報酬等の総額 (百万円)	会社区分	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	ストック オプション	賞与
穂坂 雅之 (代表取締役副会長)	163	提出会社	112	51	-

3 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

4 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬については、株主総会の決議によってその総額を決定しており、2015年3月27日の第18回定時株主総会において決議された報酬限度額（年額1,400百万円、うち社外取締役分200百万円）以内としています。

各取締役の報酬の決定に当たっては、当社グループの営業利益の目標達成度、各グループ会社・事業又は部門の業績、個人の人事評価結果、市場環境等を反映して決定します。

また、監査役の報酬総額につきましては、2007年3月29日開催の第10回定時株主総会において決議された報酬限度額（年額120百万円）以内としています。

⑥ 株式の保有状況

1 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 11銘柄
貸借対照表計上額の合計額 5,149百万円

2 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)ブランジスタ	1,502,400	2,259	取引関係強化のため
フリービット(株)	199,200	185	取引関係強化のため
(株)アルペン	18,000	36	取引関係強化のため

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)ブランジスタ	1,502,400	3,217	取引関係強化のため
フリービット(株)	199,200	160	取引関係強化のため
(株)アルペン	18,000	38	取引関係強化のため

3 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑦ 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しています。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりです。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

指定有限責任社員	業務執行社員	瀧澤 徳也
指定有限責任社員	業務執行社員	高木 健治
指定有限責任社員	業務執行社員	黒木 賢治

※継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しています。

(監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士	26名	その他	45名
-------	-----	-----	-----

⑧ その他当社の定款規定について

1 株主総会決議事項を取締役会で決議可能な事項

当社では定款において、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、機動的な配当政策を行うため、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めるとしています。

2 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めています。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	98	60	107	10
連結子会社	143	8	133	6
合計	241	68	240	16

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社の連結子会社のうち一部は、当社の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人と同一のネットワークに属するErnst & Youngの監査を受けており、当該報酬額は191百万円です。

当連結会計年度

当社の連結子会社のうち一部は、当社の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人と同一のネットワークに属するErnst & Youngの監査を受けており、当該報酬額は173百万円です。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、主に新株式発行に伴うコンフォートレターの作成業務を委託し、その対価を支払っています。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、主に財務報告に係る内部統制に関する助言及び指導業務を委託し、その対価を支払っています。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社監査役会による同意の上、当社の規模及び事業の特性、監査日数等を勘案し、適切に決定しています。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、第93条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しています。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。
- (3) IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表における主要な項目の差異については「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2016年1月1日から2016年12月31日まで)及び事業年度(2016年1月1日から2016年12月31日まで)に係る連結財務諸表及び財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っています。その内容は以下のとおりです。
会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準への理解を深め、また、新たな会計基準に対応しています。

4 IFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、IFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っています。その内容は以下のとおりです。

IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っています。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
資産の部			
現金及び現金同等物	5	501,029	548,269
売上債権	6	104,011	117,088
証券事業の金融資産	7	1,109,299	1,120,684
カード事業の貸付金	8	833,820	1,014,708
銀行事業の有価証券	9	257,769	157,315
銀行事業の貸付金	10	444,044	585,800
保険事業の有価証券	11	15,308	18,071
デリバティブ資産	12	21,312	21,813
有価証券	13	151,237	173,076
その他の金融資産	14	161,640	137,678
持分法で会計処理されている投資	16	16,912	41,130
有形固定資産	17	48,442	53,271
無形資産	18	514,752	506,087
繰延税金資産	25	28,252	25,681
その他の資産		62,126	84,001
資産合計		4,269,953	4,604,672
負債の部			
仕入債務		162,606	181,279
銀行事業の預金	19	1,366,784	1,505,946
証券事業の金融負債	20	987,244	1,059,639
デリバティブ負債	12	10,623	6,598
社債及び借入金	21	649,195	711,104
その他の金融負債	22	268,448	297,489
未払法人所得税等		24,718	12,674
引当金	23	54,129	65,235
保険事業の保険契約準備金	24	21,635	24,462
繰延税金負債	25	20,417	17,428
その他の負債		40,141	42,472
負債合計		3,605,940	3,924,326
資本の部			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金	26	203,588	204,562
資本剰余金	26	208,677	211,785
利益剰余金	26	176,834	210,554
自己株式	26	△3,627	△3,627
その他の資本の構成要素		76,572	56,973
親会社の所有者に帰属する持分合計		662,044	680,247
非支配持分		1,969	99
資本合計		664,013	680,346
負債及び資本合計		4,269,953	4,604,672

② 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
継続事業			
売上収益	27	713,555	781,916
営業費用	28	601,001	677,598
その他の収益	29	26,991	5,323
その他の費用	29	6,721	6,305
減損損失	17, 18	38,135	25,359
営業利益		94,689	77,977
金融収益	30	108	256
金融費用	30	3,796	3,501
持分法による投資利益又は投資損失(△)	16	986	△809
税引前当期利益		91,987	73,923
法人所得税費用	25	47,707	35,922
当期利益		44,280	38,001
当期利益の帰属			
親会社の所有者		44,436	37,995
非支配持分		△156	6
当期利益		44,280	38,001

(単位：円)

親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益：

基本的	31	32.33	26.65
希薄化後	31	32.09	26.44

③ 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
当期利益		44,280	38,001
その他の包括利益			
純損益に振替えられることのない項目：			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の利得及び損失	38	22,603	1,238
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の利得及び損失に係る法人所得税	25	△4,948	△495
持分法によるその他の包括利益	16	13	6
純損益に振替えられることのない項目合計		17,668	749
純損益に振替えられる可能性のある項目：			
在外営業活動体の換算差額		△10,713	△16,817
キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてその他の包括利益に認識された金額	33	△458	△304
キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてその他の包括利益に認識された金額に係る法人所得税	25,33	133	116
キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてその他の包括利益から純損益へ振替えられた金額	33	551	423
キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてその他の包括利益から純損益へ振替えられた金額に係る法人所得税	25,33	△190	△137
持分法によるその他の包括利益	16	△155	△1
純損益に振替えられる可能性のある項目合計		△10,832	△16,720
税引後その他の包括利益		6,836	△15,971
当期包括利益		51,116	22,030
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		51,263	22,023
非支配持分		△147	7
当期包括利益		51,116	22,030

④ 【連結持分変動計算書】

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	その他の資本の構成要素				親会社の 所有者に 帰属する 持分 合計	非支配 持分	資本金 合計
						在外営業 活動体の 換算差額	その他の 包括利益 を通じて 公正価値 で測定す る金融 資産	キャッ シュ ・フロ ー・ヘ ッジ	その他の 資本の 構成要素 合計			
2015年1月1日現在		111,602	118,528	124,796	△3,649	51,354	19,453	△522	70,285	421,562	6,524	428,086
会計方針の変更による 累積的影響額		—	—	13,244	—	—	—	—	—	13,244	103	13,347
会計方針の変更を反映した当 期首残高		111,602	118,528	138,040	△3,649	51,354	19,453	△522	70,285	434,806	6,627	441,433
当期包括利益												
当期利益				44,436						44,436	△156	44,280
税引後その他の包括利益						△10,877	17,668	36	6,827	6,827	9	6,836
当期包括利益合計		—	—	44,436	—	△10,877	17,668	36	6,827	51,263	△147	51,116
所有者との取引額												
所有者による抛及及び 所有者への分配												
新株の発行	26,35	91,986	91,986							183,972		183,972
新株の発行に係る 直接発行費用			△781							△781		△781
剰余金の配当	26,36			△5,952						△5,952		△5,952
その他の資本の構成 要素から利益剰余金へ の振替	37			540		△540			△540	—		—
その他	26,35		3,900	△230	22					3,692		3,692
所有者による抛及及び 所有者への分配合計		91,986	95,105	△5,642	22	—	△540	—	△540	180,931	—	180,931
子会社に対する所有 持分の変動額												
新株の発行											20	20
非支配持分の取得及び 処分	45		△4,955							△4,955	△1,701	△6,656
その他			△1							△1	△2,830	△2,831
子会社に対する所有 持分の変動額合計		—	△4,956	—	—	—	—	—	—	△4,956	△4,511	△9,467
所有者との取引額合計		91,986	90,149	△5,642	22	—	△540	—	△540	175,975	△4,511	171,464
2015年12月31日現在		203,588	208,677	176,834	△3,627	40,477	36,581	△486	76,572	662,044	1,969	664,013
当期包括利益												
当期利益				37,995						37,995	6	38,001
税引後その他の包括利益						△16,819	749	98	△15,972	△15,972	1	△15,971
当期包括利益合計		—	—	37,995	—	△16,819	749	98	△15,972	22,023	7	22,030
所有者との取引額												
所有者による抛及及び 所有者への分配												
新株の発行	26,35	974	975							1,949		1,949
剰余金の配当	26,36			△6,410						△6,410		△6,410
その他の資本の構成 要素から利益剰余金へ の振替	37			3,627		△3,627			△3,627	—		—
その他	26,35		4,344	△1,492	△0					2,852		2,852
所有者による抛及及び 所有者への分配合計		974	5,319	△4,275	△0	—	△3,627	—	△3,627	△1,609	—	△1,609
子会社に対する所有 持分の変動額												
新株の発行											181	181
非支配持分の取得及び 処分	45		△2,252							△2,252	△1,891	△4,143
その他			41							41	△167	△126
子会社に対する所有 持分の変動額合計		—	△2,211	—	—	—	—	—	—	△2,211	△1,877	△4,088
所有者との取引額合計		974	3,108	△4,275	△0	—	△3,627	—	△3,627	△3,820	△1,877	△5,697
2016年12月31日現在		204,562	211,785	210,554	△3,627	23,658	33,703	△388	56,973	680,247	99	680,346

⑤ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期利益		91,987	73,923
減価償却費及び償却費		40,122	44,257
減損損失	17, 18	38,135	25,359
その他の損益(△は益)		△12,498	11,133
営業債権の増減額(△は増加)		△11,475	△10,702
カード事業の貸付金の増減額(△は増加)		△140,933	△180,741
銀行事業の預金の増減額(△は減少)		229,626	139,162
銀行事業のコールローンの純増減額(△は増加)		5,000	23,000
銀行事業の貸付金の増減額(△は増加)		△122,167	△141,756
営業債務の増減額(△は減少)		22,692	14,867
証券事業の金融資産の増減額(△は増加)		38,306	△11,725
証券事業の金融負債の増減額(△は減少)		△44,128	71,708
その他		△5,846	25,479
法人所得税等の支払額		△50,576	△53,264
営業活動によるキャッシュ・フロー合計		78,245	30,700
投資活動によるキャッシュ・フロー			
拘束性預金の戻入による収入		192	21,203
定期預金の預入による支出		△14,785	△17,681
定期預金の払戻による収入		12,439	15,110
有形固定資産の取得による支出		△19,688	△12,657
無形資産の取得による支出		△34,560	△42,325
子会社の取得による支出	44	△60,607	△33,612
持分法投資の取得による支出		△4,000	△19,401
銀行事業の有価証券の取得による支出		△378,355	△249,291
銀行事業の有価証券の売却及び償還による収入		343,721	348,081
保険事業の有価証券の取得による支出		△6,795	△11,310
保険事業の有価証券の売却及び償還による収入		3,821	9,759
有価証券の取得による支出		△69,706	△53,213
有価証券の売却及び償還による収入		7,662	20,852
その他の支出		△12,458	△4,867
その他の収入		9,041	2,511
投資活動によるキャッシュ・フロー合計		△224,078	△26,841
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入	26	182,550	549
短期借入金の純増減額(△は減少)		△1,597	△57,529
コマーシャル・ペーパーの増減額(△は減少)		△32,500	28,000
長期借入れによる収入		158,352	212,100
長期借入金の返済による支出		△65,831	△163,832
社債の発行による収入	21	—	39,796
配当金の支払額		△5,952	△6,408
その他		△13,191	△7,476
財務活動によるキャッシュ・フロー合計		221,831	45,200
現金及び現金同等物に係る換算差額		△3,604	△1,819
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		72,394	47,240
現金及び現金同等物の期首残高	5	428,635	501,029
現金及び現金同等物の期末残高	5	501,029	548,269

【連結財務諸表注記】

1. 一般的事項

(1) 報告企業

楽天(株) (以下、当社) は、日本に所在する企業です。当社及び連結子会社 (以下、当社グループ) は、インターネットサービスと、FinTechという2つの事業を基軸としたグローバル イノベーション カンパニーとして、「インターネットサービス」、「FinTech」の2つを報告セグメントとしています。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっています。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種ECサイト、オンライン・キャッシュバック・サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、デジタルコンテンツサイト等の運営や、これらのサイトにおける広告等の販売、メッセージング及び通信サービスの提供、プロスポーツの運営等を行う事業により構成されています。

「FinTech」セグメントは、インターネットを介した銀行及び証券サービス、クレジットカード関連サービス、生命保険及び電子マネーサービスの提供等を行う事業により構成されています。

なお、当連結会計年度において、報告セグメントの区分を変更しています。詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 4. セグメント情報 (1) 一般情報」をご参照ください。

(2) 作成の基礎

当社グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会によって公表された国際会計基準 (以下、IFRS) に準拠して作成しています。当社は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を全て満たしているため、同第93条の規定を適用しています。

連結財務諸表は、2017年3月30日に取締役会において承認されています。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループ各社の財務諸表に含まれる項目は、当社グループ各社がそれぞれ営業活動を行う主たる経済環境の通貨 (以下、機能通貨) を用いて測定しています。連結財務諸表は当社の機能通貨であり、また、当社グループの表示通貨である日本円で表示しており、百万円未満を四捨五入して表示しています。

(4) 測定の基礎

連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品を除き、取得原価を基礎として作成されています。

(5) 見積り及び判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成にあたり、一部の重要な事項について会計上の見積りを行う必要があります。また、当社グループの会計方針を適用する過程において、経営者が自ら判断を行うことが求められています。高度の判断を要する項目、非常に複雑な項目、仮定や見積りが連結財務諸表に重要な影響を与える項目及び翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある仮定及び見積りの不確実性に関する情報は、注記3 重要な会計上の見積り及び判断等において開示しています。

(6) 基準書及び解釈指針の早期適用

当社グループは、以下のIFRSを早期適用しています。

IFRS		強制適用時期 (~以降開始年度)	早期適用開始日
IFRS第9号	金融商品	2018年1月1日	2012年12月31日
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2015年1月1日

(7) 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表されている主な基準書及び解釈指針の新設又は改訂は次のとおりであり、2016年12月31日現在において当社グループはこれらを適用していません。適用による当社グループへの影響は検討中であり、現時点で見積ることはできません。

IFRS		強制適用時期 (～以降 開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂内容
IFRS第9号	金融商品	2018年1月1日	未定	金融資産の分類及び測定、減損及びヘッジ会計に関する改訂
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	未定	リース会計に関する改訂

2. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業(組成された事業体を含む)をいいます。当社グループが企業への関与による変動リターンにさらされている、又は変動リターンに対する権利を有している場合で、その企業に対するパワーを通じてこれらの変動リターンに影響を与えることができる場合には、当社グループはその企業を支配しています。当社グループがパワーを有しているか否かは、現時点で行使可能な潜在的議決権を考慮して決定しています。子会社の財務諸表は、支配開始日から支配終了日までの間、当社グループの連結財務諸表に含まれています。

当社グループは、企業結合に対して取得法を適用しています。企業結合において移転した対価には、当社グループから被取得企業の従前の所有者に対して移転した資産、発生した負債、及び当社グループが発行した持分の公正価値が含まれています。また、移転した対価には、条件付対価の公正価値が含まれています。仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用及びその他の専門家報酬、コンサルティング料等の、企業結合に関連して当社グループに発生する取引費用は、発生時に費用処理しています。企業結合によって取得した識別可能な資産及び引き受けた負債を、取得日の公正価値で測定しています。取得日とは、支配が取得企業に移転した日をいいます。取得日及び支配がある当事者から他の当事者に移転したか否かを決定するためには、判断が必要な場合があります。また、当社グループは、被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものについて、企業結合取引ごとに、公正価値もしくは識別可能な被取得企業の純資産に対する当社グループの持分割合相当額のいずれかで測定しています。

移転した対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び以前に保有していた被取得企業の持分の取得日における公正価値の合計が、取得した識別可能な純資産の公正価値を超過する場合、その超過額をのれんとして計上しています。一方、移転した対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び以前に保有していた被取得企業の持分の取得日における公正価値の合計が、取得した識別可能な純資産の公正価値を下回る場合、割安購入として差額を純損益に直接認識しています。

当社グループの子会社に対する所有持分が変動した場合で、かつ、当社グループの当該子会社に対する支配が継続する場合は、資本取引として非支配持分の修正額と支払対価又は受取対価の公正価値との差額を資本に直接認識し、親会社の所有者に帰属させています。

当社グループ企業間の取引並びにこれに関連する資産及び負債は、連結手続において相殺消去しています。未実現損益は全額、これを消去しています。また、当社グループの会計方針と整合するよう、必要に応じて子会社の財務諸表を修正しています。

② 関連会社及び共同支配の取決め

関連会社とは、当社グループがその経営及び財務の方針に関する経営管理上の意思決定に対して、重要な影響力を有するが、支配的持分は有しない企業をいいます。一般的に、当社グループが議決権の20%から50%を保有する場合には、重要な影響力があると推定されています。当社グループが重要な影響力を有しているか否かの評価にあたり考慮されるその他の要因には、取締役会への役員への派遣等があります。これらの要因が存在する場合には、当該企業に対する当社グループの投資が議決権株式の20%未満であったとしても、当社グループが重要な影響力を有することがあります。

共同支配とは、取決めに対する契約上合意された支配の共有であり、取決めの変動リターンに重要な影響を及ぼす活動に関する意思決定に、支配を共有している当事者の全員一致の合意を必要とする場合にのみ存在します。共同支配の取決めへの投資は、各投資家が有する契約上の権利及び義務に基づいて、共同支配事業か共同支配企業のいずれかに分類されます。共同支配事業とは、取決めに対する共同支配を有する当事者が、当該取決めに関する資産に対する権利及び負債に対する義務を有している場合の共同支配の取決めであり、共同支配企業とは、取決めに対する共同支配を有する当事者が、当該取決めの純資産に対する権利を有している場合の共同支配の取決めをいいます。

関連会社及び共同支配企業に対する持分の投資は、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って会計処理される、売却目的で保有する資産に分類される場合を除いて、持分法により会計処理しています。関連会社及び共同支配企業の経営成績に対する当社グループの持分は、当社グループの会計方針と整合する

ように修正され、連結損益計算書において持分法による投資損益として認識しています。取引に係る未実現損益は、投資先に対する当社グループの持分の範囲で消去されています。持分法による会計処理では、関連会社及び共同支配企業に対する当社グループの投資は、当初、取得原価で計上された後、取得後の純利益(又は損失)に対する当社グループの持分及び当該関連会社又は共同支配企業の資本(又は純資産)に直接反映されたその他の変動に対する当社グループの持分を反映して、増額(又は減額)されます。

関連会社又は共同支配企業の持分取得に伴い生じたのれんは、当該投資の帳簿価額に含まれており、持分法で会計処理されている投資全体に関して減損テストを行っています。当社グループは、各期末日現在において、関連会社又は共同支配企業に対する投資が減損していることを示す客観的な証拠があるか否かを評価しています。投資が減損していることを示す客観的な証拠がある場合、投資の回収可能価額(使用価値と処分費用控除後の公正価値のいずれか高い方)と帳簿価額を比較することにより、減損テストを行っています。過去の期間に認識された減損損失は、過去の減損損失計上後、投資の回収可能価額の決定に使用された見積りの変更があった場合にのみ、戻し入れています。その場合、投資の帳簿価額は、減損損失の戻し入れにより、回収可能価額まで増額しています。

共同支配事業への投資は、各共同支配事業の収益、費用、資産及び負債の持分をそれぞれの類似する科目に合算しています。

(2) 企業結合

当社グループは、企業結合に対して取得法を適用しています。IFRS第3号「企業結合」に基づく認識の要件を満たす被取得企業の識別可能な資産、負債及び偶発負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しています。

- ・繰延税金資産及び繰延税金負債はIAS第12号「法人所得税」に、従業員給付契約に係る負債(又は資産)はIAS第19号「従業員給付」に、また、株式報酬に係る負債はIFRS第2号「株式に基づく報酬」に準拠して、それぞれ認識及び測定しています。
- ・売却目的として分類される非流動資産又は事業は、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に準拠して測定しています。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合には、完了していない項目を暫定的な金額で報告しています。取得日時点に存在していた事実と状況を取得日当初に把握していたとしたら、認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間(以下、測定期間)に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しています。この新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しています。測定期間は、最長で1年間です。

IFRS移行日より前の取得に係るのれんは、従前の会計基準に基づき認識した金額を基礎として報告しています。

(3) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替レートを適用することにより、機能通貨に換算しています。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しています。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しています。

これら取引の決済から生じる外国為替差額並びに外貨建貨幣性資産及び負債を期末日の為替レートで換算することによって生じる為替差額は、純損益で認識しています。ただし、非貨幣性項目に係る利益又は損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替差額もその他の包括利益に計上しています。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債(取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む)については期末日レート、収益及び費用については期中の平均為替レートをを用いて日本円に換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識しています。

当該差額は「在外営業活動体の換算差額」として、その他の資本の構成要素に含めています。なお、在外営業活動体の持分全体の処分、及び支配、重要な影響力又は共同支配の喪失を伴う持分の一部処分といった事実が発生した場合、当該換算差額を、処分損益の一部として純損益に振替えています。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資です。短期投資については、銀行事業に関するものを含まません。

(5) 金融商品

① 非デリバティブ金融資産

当社グループは、売上債権を、これらの発生日に当初認識しています。その他の金融資産は全て、当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しています。

金融資産の分類及び測定モデルの概要は、以下のとおりです。

償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で事後測定しています。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しています。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法に基づき事後測定し、必要な場合には減損損失累計額を控除しています。

償却原価で測定する金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、四半期毎に減損していることを示す客観的な証拠が存在するかについての評価を行っています。金融資産については、客観的な証拠によって損失事象が当該資産の当初認識後に発生したことが示され、かつ、当該損失事象によってその金融資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響が及ぼされることが合理的に予測できる場合に、減損していると判定しています。

償却原価で測定する金融資産が減損していることを示す客観的な証拠には、債務者による支払不履行又は滞納、当社グループが債務者に対して、そのような状況でなければ実施しなかったであろう条件で行った債権の回収期限の延長、債務者又は発行企業が破産する兆候、活発な市場の消滅等が含まれています。

当社グループは、償却原価で測定する金融資産の減損の証拠を、個々の資産毎に検討するとともに全体としても検討しています。個々に重要な金融資産については、個々に減損を評価しています。個々に重要な金融資産のうち個別に減損する必要がないものについては、発生しているが未報告となっている減損の有無の評価を、全体として実施しています。個々に重要でない金融資産は、リスクの特徴が類似するもの毎にグルーピングを行い、全体として減損の評価を行っています。

全体としての減損の評価に際しては、債務不履行の可能性、回復の時期、発生損失額に関する過去の傾向を考慮し、現在の経済及び信用状況によって実際の損失が過去の傾向より過大又は過小となる可能性を当社グループ経営者が判断し、調整を加えています。

償却原価で測定する金融資産の減損損失については、その帳簿価額と当該資産の当初の実効金利で割引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定し、貸倒引当金勘定を通じて、純損益で認識しています。償却原価で測定する金融資産に関する貸倒引当金は、将来の回収が実質的に見込めず、全ての担保が実現又は当社グループに移転された時に、直接減額されます。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額(貸倒引当金の減少額)を純損益で戻し入れています。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の、減損損失の戻し入れを行った時点での償却原価を超えない金額を上限として戻し入れています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品に対する投資を除く金融資産で上記の償却原価で測定する区分の要件を満たさないものは、公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しています。当該資産には、売買目的で保有する金融資産が含まれて

います。

資本性金融商品に対する投資は公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しています。ただし、当社グループが当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択（取消不能）を行う場合は、この限りではありません。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に純損益で認識しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは当初認識時に、資本性金融商品に対する投資における公正価値の変動をその他の包括利益で認識するという選択（取消不能）を行う場合があります。当該選択は、売買目的以外で保有する資本性金融商品に対する投資に対してのみ認められています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しています。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の利得及び損失」として、その他の資本の構成要素に含めています。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの配当金については、「売上収益」又は「金融収益」として純損益で認識しています。

金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有にかかるリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しています。移転した金融資産に関して当社グループが創出した、又は当社グループが引き続き保有する権利については、別個の資産・負債として認識しています。

② 非デリバティブ金融負債

当社グループは、当社グループが発行した負債証券を、その発行日に当初認識しています。その他の金融負債は全て、当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しています。

当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が免責、取消又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しています。

当社グループは、非デリバティブ金融負債として、仕入債務、銀行事業の預金、証券事業の金融負債、社債及び借入金、及びその他の金融負債を有しており、公正価値で当初認識し、実効金利法に基づき償却原価で事後測定しています。

なお、一部の銀行事業の預金については、資産又は負債の測定あるいは利得又は損失の認識を異なったベースで行うことから生じるであろう測定上又は認識上の不整合を大幅に削減するために、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として指定しています。

③ デリバティブ

ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ

当社グループは、金利変動による公正価値変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジするため、デリバティブを利用しています。これらに用いられるデリバティブは、主に金利スワップ及び為替予約です。

当初のヘッジ指定時点において、当社グループは、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジ関係の有効性の評価方法、ヘッジ非有効部分の測定方法を文書化しています。

当社グループは、ヘッジ手段がヘッジ対象期間において関連するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対して高度に相殺効果を有すると予想することが可能であるか否かについて、ヘッジ指定時点で評価するとともに、その後も每期継続的に評価しています。

ヘッジ手段であるデリバティブは公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に純損益として認識しています。当初認識後は、デリバティブは公正価値で測定し、その変動は以下のように会計処理しています。

・公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブを公正価値で事後測定することによる利得又は損失は、純損益で認識していません。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、純損益で認識するとともにヘッジ対象の帳簿価額を修正しています。

・キャッシュ・フロー・ヘッジ

デリバティブを、認識済み資産・負債に関連する特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるキャッシュ・フローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてその他の包括利益に認識された金額」として、その他の資本の構成要素に含めています。キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼす期間と同一期間において、連結包括利益計算書においてその他の包括利益から控除し、ヘッジ対象と同一の項目で純損益に振り替えています。デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に純損益で認識しています。しかしながら、ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。

なお、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ共に、ヘッジがヘッジ会計の要件を満たさない場合、ヘッジ手段が失効、売却、終了又は行使された場合、あるいはヘッジ指定が取り消された場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しています。

ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ

当社グループには、ヘッジ目的で保有しているデリバティブのうちヘッジ会計の要件を満たしていないものがあります。また当社グループは、デリバティブをヘッジ目的以外のトレーディング目的でも保有しています。これらのデリバティブの公正価値の変動は全て即時に純損益で認識しています。

組込デリバティブ

金融商品及びその他の契約の中に、デリバティブ及び非デリバティブ金融商品の双方が結合されていることがあります。そのような契約に含まれるデリバティブの部分は、組込デリバティブと呼ばれ、非デリバティブの部分が主契約となります。主契約が金融負債である場合、組込デリバティブの経済的特徴とリスクが主契約と密接に関連せず、組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品がデリバティブの定義に該当し、複合契約自体が純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されない場合には、組込デリバティブは主契約から分離され、デリバティブとして会計処理しています。主契約の金融負債は、非デリバティブ金融負債に適用される会計方針により会計処理しています。

④ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループがそれらの残高を相殺する法的権利を有し、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

⑤ 金融保証契約

金融保証契約とは、負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日が到来しても、特定の債務者が支払を行わないために保証契約保有者に発生する損失を契約発行者がその保有者に対し補填することを要求する契約です。

これら金融保証契約は当初契約時点において、公正価値により測定しています。当初認識後は、当該金融保証契約により生じる債務の決済のために要する支出の最善の見積額と将来受取保証料総額の未償却残高のうち、いずれか高い方で測定しています。

(6) 有形固定資産

全ての有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、並びに原状回復費用の当初見積額が含まれています。当初認識後の測定モデルとして原価モデルを採用しています。

減価償却費は、償却可能価額をもとに算定しています。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しています。

減価償却については、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、主に定額法に基づいています。定額法を採用している理由は、これが資産によって生み出される将来の経済的便益の消費の想定パターンに最も近似していると考えられるためです。リース資産については、リース契約の終了までに当社グループが所有権を獲得することが合理的に確実な場合を除き、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で償却しています。なお、土地は償却していません。

主要な有形固定資産の、前連結会計年度及び当連結会計年度における見積耐用年数は、以下のとおりです。

- ・建物及び建物附属設備 10-50年
- ・工具、器具及び備品 5-10年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、期末日に見直しを行い、必要に応じ改定しています。

(7) 無形資産

① のれん

当初認識

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しています。当初認識時におけるのれんの測定については、(1) 連結の基礎に記載しています。

当初認識後の測定

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しています。

② ソフトウェアに係る支出の資産化

当社グループは、主として内部利用目的のソフトウェアを購入又は開発するための特定のコストを支出しています。

新しい科学的又は技術的知識の獲得のために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用計上しています。開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能であり、技術的に実現可能であり、将来の経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ、ソフトウェアとして資産計上しています。

資産計上したソフトウェアは、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

③ 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得し、のれんとは区分して認識した商標権等の無形資産は取得日の公正価値で計上しています。

その後は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

④ その他の無形資産

当社グループが取得したその他の無形資産で、耐用年数が確定できる無形資産については、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

⑤ 償却

償却費は、資産の取得原価から残存価額を差し引いた額に基づいています。耐用年数が確定できる無形資産のうち、企業結合により取得した保険契約及び保険事業の顧客関連資産については、保険料収入が見込める期間にわたる保険料収入の発生割合に基づく方法により、それ以外の無形資産については、定額法により償却しています。これらの償却方法を採用している理由は、無形資産によって生み出される将来の経済的便益の消費の想定パターンに最も近似していると考えられるためです。

主要な耐用年数が確定できる無形資産の前連結会計年度及び当連結会計年度における見積耐用年数は、以下のとおりです。

- ・ソフトウェア 主として5年
 - ・保険契約及び保険事業の顧客関連資産 30年
- 償却方法、耐用年数及び残存価額は、期末日に見直しを行い、必要に応じ改定しています。

(8) リース（借手）

リースの対象

リース契約開始時、その契約がリースであるか否か、又はその契約にリースが含まれているか否かを契約の実質をもとに判断しています。契約の履行が、特定の資産や資産群の使用に依存し、その契約により、当該資産を使用する権利が与えられる契約の場合、当該資産はリースの対象となります。

ファイナンス・リース取引

契約上、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的に全て借手に移転するリースは、ファイナンス・リースとして分類しています。

リース資産は、公正価値又は最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しています。当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しています。

最低支払リース料総額の現在価値を算定する場合に使用すべき割引率は、実務上可能な場合にはリースの計算利率とし、実務上不可能な場合には、借手の追加借入利率を用いています。

ファイナンス・リースにおける最低支払リース料総額は、金融費用と債務残高の減少に配分しています。金融費用は、債務残高に対して一定の利率となるように、リース期間にわたり各期間に配分しています。

減価償却できるリース資産は、当該リース資産の耐用年数又はリース期間のうちいずれか短い方の期間にわたり減価償却しています。

オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース以外のリースはオペレーティング・リースとなり、当該リース資産は、当社グループの連結財政状態計算書に計上されていません。

オペレーティング・リースにおける支払額は、リース期間にわたって定額法により純損益で認識しています。

(9) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、四半期毎に減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数を確定できない、又はまだ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を各連結会計年度における一定時期に見積っています。

資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いています。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしています。

資金生成単位については、原則として各社を資金生成単位としています。のれんは、内部報告目的で管理される単位に基づき、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しています。

全社資産は独立したキャッシュ・イン・フローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しています。

減損損失は、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益で認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しています。

のれんに関連する減損損失については、戻し入れていません。過去に認識したその他の資産の減損損失については、四半期毎に、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損の戻し入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れていません。減損損失については、減損損失

を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、戻し入れています。

(10) 引当金

当社グループが、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しています。

引当金は、現時点の貨幣の時間的価値の市場評価と当該債務に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、債務の決済に必要とされると見込まれる支出の現在価値として測定しています。

(11) 保険会計

保険会計一般

保険者が自ら発行した保険契約及び保険者が保有する再保険契約に関しては、IFRS第4号「保険契約」に準拠し、従来から日本において適用されている保険業法及び保険業法施行規則に基づいた会計処理を適用しています。

保険事業の保険契約準備金

当社グループは、従来から日本において適用されている保険契約に関する法令に定める保険負債の測定方法を適用しています。負債の十分性テストに関しては、関連する保険料、資産運用収益等のキャッシュ・イン・フロー及び保険給付、事業費等のキャッシュ・アウト・フローの見積り現在価値を考慮し実施しています。負債が十分でないことが判明した場合には、不足額の全額を費用として認識しています。

(12) 資本

普通株式

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、直接発行費用（税効果考慮後）は資本剰余金から控除しています。

自己株式

自己株式を取得した場合は、直接取引費用（税効果考慮後）を含む支払対価を、資本の控除項目として認識しています。自己株式を売却した場合、受取対価を資本の増加として認識しています。

(13) 株式報酬

当社グループは、取締役及び従業員に対するインセンティブ制度としてストック・オプション制度を導入しています。株式報酬の付与日における公正価値は、付与日から権利が確定するまでの期間にわたり、人件費として認識し、同額を資本剰余金の増加として認識しています。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しています。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しています。

(14) 収益の認識

当社グループでは、IFRS第9号に基づく利息及び配当収益等やIFRS第4号に基づく保険料収入を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

また、顧客との契約獲得のための増分コスト及び契約に直接関連する履行コストの内、回収可能であると見込まれる部分について資産（以下、契約コストから認識した資産）として認識しています。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものです。契約コストから認識した資産については、顧客の見積契約期間に応じて4年間から10年間の均等償却を行っています。

(15) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金及び純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値の変動等から構成されています。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しています。受取配当金は、当社グループの受領権が確定した日に認識しています。

一方、金融費用は、主として支払利息等から構成されています。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しています。

なお、当社グループにおける金融事業を営む子会社から生じた金融収益及び金融費用は、「売上収益」及び「営業費用」に含まれています。

(16) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しています。賞与については、それらを支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

(17) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金及び繰延税金から構成されています。これらは、企業結合から生じた項目、その他の包括利益で認識される項目、及び資本に直接認識される項目に関連する税金を除き、純損益で認識しています。

当期税金は、期末日において施行され、又は実質的に施行されている法定税率（及び税法）を使用して、税務当局に納付（又は税務当局から還付）される予想額で算定しています。

繰延税金資産あるいは繰延税金負債は、ある資産又は負債の連結財政状態計算書上の帳簿価額と税務上の基準額との間に生じる一時差異に対して、認識しています。ただし、一時差異が、企業結合以外の取引で、取引日に会計上の純損益にも課税所得（欠損金）にも影響しない取引における、資産又は負債の当初認識から生じる場合は、繰延税金資産及び繰延税金負債を認識していません。

繰延税金資産あるいは繰延税金負債の算定には、期末日において施行され、又は実質的に施行されている法令に基づき、関連する繰延税金資産が実現する時、又は繰延税金負債が決済される時において適用されると予想される税率を使用しています。

繰延税金資産は、それらが利用される将来の課税所得を稼得する可能性が高い範囲内で、全ての将来減算一時差異及び全ての未使用の繰越欠損金及び税額控除について認識しています。

子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資に係る一時差異について、繰延税金資産又は繰延税金負債を認識しています。ただし、繰延税金負債については、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ、予測可能な期間内での一時差異の解消が期待できない可能性が高い場合には認識していません。また、繰延税金資産については、一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得があり、予測可能な期間内での一時差異の解消される可能性が高いと認められる範囲内で認識しています。

繰延税金資産及び繰延税金負債の相殺が行われるのは、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、繰延税金資産及び繰延税金負債が単一の納税事業体又は純額ベースでの決済を行うことを意図している異なる納税事業体に対して、同一の税務当局によって課されている法人所得税に関連するものに対してです。

(18) 1株当たり利益

当社グループは、普通株式に係る基本的及び希薄化後1株当たり利益（親会社の所有者に帰属）を開示しています。基本的1株当たり利益は、当期利益（親会社の所有者に帰属）を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しています。希薄化後1株当たり利益は、全ての希薄化効果のある潜在的普通株式による影響について、当期利益（親会社の所有者に帰属）及び自己株式を調整した発行済株式の加重平均株式数を調整することにより算定しています。当社グループの潜在的普通株式は、ストック・オプション制度に係るものです。

(19) セグメント情報

事業セグメントとは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位です。全ての事業セグメントの事業の成果は、個別にその財務情報が入手可能なものであり、かつ、各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社グループの最高経営意思決定者である取締役会において定期的にレビューしています。

[表示方法の変更]

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の収入」に含めておりました「拘束性預金の戻入による収入」及び「その他の支出」に含めておりました「持分法投資の取得による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度では独立掲記しています。また、前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」で独立掲記しておりました「拘束性預金の預入による支出」は、金額の重要性がなくなったため、当連結会計年度では「その他の支出」に含めています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の収入」に表示していた9,234百万円は、「拘束性預金の戻入による収入」192百万円、「その他の収入」9,041百万円として組み替えています。また「その他の支出」に表示していた10,397百万円のうち、「持分法投資の取得による支出」4,000百万円を独立掲記し、残額は前連結会計年度において独立掲記していた「拘束性預金の預入による支出」6,062百万円との合計金額12,458百万円を「その他の支出」に組み替えています。

3. 重要な会計上の見積り及び判断

(1) 重要な会計上の見積り及び仮定

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成に当たって、当社グループは、将来に関する見積り及び仮定の設定を行っています。会計上の見積りの結果は、その性質上、関連する実際の結果と異なる場合があります。翌連結会計年度における資産や負債の帳簿価額に重要な影響を生じさせるようなリスクを伴う見積り及び仮定は、次のとおりです。

(a) のれんの評価（注記2 重要な会計方針(9)及び注記18 無形資産）

当社グループが計上するのれんは、減損の兆候の有無に関わらず、年に1度減損テストを実施しています。のれんの回収可能価額は、主に将来のキャッシュ・フロー予測や予測成長率、割引率を組み合わせて算定しています。当該算定に当たっては、当社グループの経営者による事業環境や市場環境を考慮した判断及び仮定を前提としており、前提とした状況が変化すれば、回収可能価額の算定結果が著しく異なる結果となる可能性があるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しています。

(b) 繰延税金資産の回収可能性（注記2 重要な会計方針(17)及び注記25 繰延税金及び法人所得税費用）

当社グループは、ある資産及び負債の連結財政状態計算書上の帳簿価額と税務上の基準額との間に生じる一時差異に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しています。当該繰延税金資産及び繰延税金負債の算定には、期末日において施行され、又は実質的に施行されている法令に基づき、関連する繰延税金資産が実現する時、又は繰延税金負債が決済される時において適用されると予想される税率を使用しています。繰延税金資産は、将来の課税所得を稼得する可能性が高い範囲内で、全ての将来減算一時差異及び全ての未使用の繰越欠損金及び税額控除について認識しています。将来の課税所得の見積りは、経営者により承認された事業計画等に基づき算定され、当社グループの経営者による主観的な判断や仮定を前提としています。当該前提とした状況の変化や将来の税法の改正等により、繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しています。

(c) デリバティブを含む公正価値で測定する金融商品の公正価値の決定方法（注記2 重要な会計方針(5)及び注記39 金融商品の公正価値）

当社グループが保有するデリバティブを含む公正価値で測定する金融資産及び金融負債は、同一の資産又は負債について、活発な市場における公表価格、当該資産又は負債について直接に又は間接に観察可能な前述の公表価格以外のインプットを使用して算定された公正価値、もしくは観察不能なインプットを含む評価技法によって算定された公正価値を用いて評価しています。特に、観察不能なインプットを含む評価技法によって算定される公正価値は、適切な基礎率、仮定及び採用する計算モデルの選択など、当社グループの経営者による判断や仮定を前提としています。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況の変化等により、金融商品の公正価値の算定に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しています。

(d) 償却原価で測定する金融資産の減損（注記2 重要な会計方針(5)及び注記41 財務リスク管理）

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、四半期毎に減損していることを示す客観的な証拠が存在するかについて評価を行っています。当該客観的な証拠が存在する場合、その帳簿価額と当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額を、減損損失として認識しています。

将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、債務不履行の可能性、回復の時期、発生損失額に関する過去の傾向を考慮し、現在の経済及び信用状況によって実際の損失が過去の傾向より過大又は過少になる可能性を、当社グループの経営者が判断しています。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、償却原価で測定する金融資産の減損損失の金額が著しく異なる可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しています。

(e) 引当金（注記2 重要な会計方針(10)及び注記23 引当金）

当社グループは、ポイント引当金等の引当金を計上しています。ポイント引当金は、当社グループが運営する楽天スーパーポイント等のポイントプログラムにおいて、会員へ付与したポイントの将来の使用に備えて、過年度の実績等を考慮して、引当金の金額を算定しています。引当金を算定するに当たっては、当社グループの経営者における判断や仮定を前提としており、これらの見積り及び仮定は、前提とした状況の変化により、引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しています。

(f) 保険契約に関する負債の十分性テスト（注記2 重要な会計方針(11)及び注記24 保険事業の保険契約準備金）

当社グループは、保険契約に関する負債の十分性テストについて、関連する保険料、資産運用収益等のキャッシュ・イン・フロー及び保険給付、事業費等のキャッシュ・アウト・フローの見積り現在価値を考慮して実施しています。

(2) 会社の会計方針を適用する際の重要な判断

当社グループの会計方針を適用する過程において、当社グループの経営者は、連結財務諸表で認識される金額に重要な影響を与えるような判断を行っています。

当社グループは、主として銀行事業及びカード事業において支配の決定に際して、議決権又は類似の権利が支配の決定的な要因とならないように設計された事業体(以下、組成された事業体)への関与を有しており、当社グループの経営者は、当該事業体を支配しているかどうかの判断を行っています。判断においては、組成された事業体への関与に関する全ての関連性のある事実と状況を考慮し、決定を行っています。

4. セグメント情報

(1) 一般情報

当社グループは、インターネットサービスと、FinTechという2つの事業を基軸としたグローバルイノベーションカンパニーであることから、「インターネットサービス」、「FinTech」及び「その他」の3つを従来報告セグメントとしていました。当第3四半期連結会計期間から、当社グループにおける社内カンパニー制の導入に伴い、内部報告管理体制を変更しており、「その他」セグメントを構成していた事業を「インターネットサービス」セグメントを構成する事業と一体化して管理しています。その結果、従来の3つの報告セグメントを、「インターネットサービス」及び「FinTech」の2つの報告セグメントに変更しています。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については変更後の区分方法により作成しています。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっています。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種ECサイト、オンライン・キャッシュバック・サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、デジタルコンテンツサイト等の運営や、これらのサイトにおける広告等の販売等を行う事業、メッセージング及び通信サービスの提供等、プロスポーツの運営等を行う事業により構成されています。

「FinTech」セグメントは、インターネットを介した銀行及び証券サービス、クレジットカード関連サービス、生命保険及び電子マネーサービスの提供等を行う事業により構成されています。

(2) 事業セグメントの収益と損失の測定に関する事項

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、重要な会計方針に記載されているIFRSに基づいており、事業セグメントの売上収益及び損益は一部の連結子会社を除き連結修正を考慮していない内部取引消去前の金額です。経営者が意思決定する際に使用する社内指標は、IFRSに基づく営業利益に当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を調整したNon-GAAP営業利益ベースです。

経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。なお、非経常的な項目とは、将来見通し作成の観点から一定のルールに基づき除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことです。その他の調整項目とは、適用する基準等により差異が生じ易く企業間の比較可能性が低い、株式報酬費用や子会社取得時に認識した無形資産の償却費等を指します。

また、当社グループは、最高経営意思決定者が使用する事業セグメントへ、資産及び負債を配分していません。

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

(単位:百万円)

	インターネット サービス	FinTech	合計
セグメントに係る売上収益	492,836	275,136	767,972
セグメント損益	90,909	63,899	154,808
その他の項目			
減価償却費及び償却費	27,659	13,731	41,390

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

(単位:百万円)

	インターネット サービス	FinTech	合計
セグメントに係る売上収益	560,555	296,066	856,621
セグメント損益	55,568	65,587	121,155
その他の項目			
減価償却費及び償却費	31,738	16,333	48,071

セグメントに係る売上収益から連結上の売上収益への調整は、以下のとおりです。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
セグメントに係る売上収益	767,972	856,621
内部取引等	△54,417	△74,705
連結上の売上収益	713,555	781,916

セグメント損益から税引前当期利益への調整は、以下のとおりです。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
セグメント損益	154,808	121,155
内部取引等	△2,655	△2,075
Non-GAAP営業利益	152,153	119,080
無形資産償却費	△8,322	△7,789
株式報酬費用	△6,088	△7,344
非経常的な項目	△43,054	△25,970
営業利益	94,689	77,977
金融収益及び金融費用	△3,688	△3,245
持分法による投資利益又は投資損失(△)	986	△809
税引前当期利益	91,987	73,923

前連結会計年度に計上された非経常的な項目は、本社移転に伴う費用である4,171百万円とのれん及び無形資産等の減損等である38,883百万円です。当連結会計年度に計上された非経常的な項目は、のれん及び無形資産等の減損等である25,970百万円です。減損損失の詳細は、注記17 有形固定資産及び注記18 無形資産をご参照ください。

(3) 製品及びサービスに関する情報

当社グループの主要な製品及びサービスから生じる外部顧客からの売上収益は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	楽天市場及び 楽天トラベル	楽天カード	楽天銀行	その他	外部顧客からの 売上収益
前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	189,517	92,199	53,174	378,665	713,555
当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	194,591	108,829	59,621	418,875	781,916

(4) 地域に関する情報

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

(単位：百万円)

	日本	米州	欧州	その他	合計
外部顧客に対する売上収益	573,839	106,878	24,544	8,294	713,555
有形固定資産及び無形資産	186,212	249,142	122,783	5,057	563,194

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

(単位：百万円)

	日本	米州	欧州	その他	合計
外部顧客に対する売上収益	625,468	120,633	22,565	13,250	781,916
有形固定資産及び無形資産	217,767	216,438	117,047	8,106	559,358

(5) 主要な顧客に関する情報

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

外部顧客に対する売上収益のうち、連結損益計算書の外部顧客からの売上収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

外部顧客に対する売上収益のうち、連結損益計算書の外部顧客からの売上収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

5. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
現金及び預金	501,029	548,269
現金及び現金同等物	501,029	548,269

当社グループの連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。なお、短期投資については、銀行事業に関するものを含まれません。

6. 売上債権

売上債権の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
受取手形及び売掛金総額	106,625	119,821
貸倒引当金	△2,614	△2,733
受取手形及び売掛金純額	104,011	117,088

売上債権は、主にインターネットサービス事業に関する売上から生じたものであり、償却原価で測定しています。

7. 証券事業の金融資産

証券事業の金融資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
償却原価で測定する金融資産		
預託金	484,883	535,855
有価証券取引等に係る未収入金	224,708	249,212
信用取引資産	327,320	265,899
短期差入保証金	57,129	56,544
その他	15,361	13,722
償却原価で測定する金融資産総額	1,109,401	1,121,232
貸倒引当金	△1,466	△1,596
償却原価で測定する金融資産純額	1,107,935	1,119,636
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	1,364	1,048
証券事業の金融資産合計	1,109,299	1,120,684

トレーディング目的で保有する有価証券は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含めています。

なお、トレーディング目的で保有するデリバティブ資産は「デリバティブ資産」に含めており、営業投資有価証券は「有価証券」に含めています。

8. カード事業の貸付金

カード事業の貸付金の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
カード事業の貸付金総額	858,792	1,049,628
貸倒引当金	△24,972	△34,920
カード事業の貸付金純額	833,820	1,014,708

カード事業の貸付金は、主に顧客のクレジットカード利用による割賦契約等に基づく売掛債権で構成されています。

カード事業の貸付金は、当社グループの事業モデルにおいて、契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有する金融資産であり、当該キャッシュ・フローは、契約条件により特定の日に元本及び元本残高に係る利息の受取りに限られることから、償却原価で測定しています。

9. 銀行事業の有価証券

銀行事業の有価証券の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
償却原価で測定する金融資産		
信託受益権	29,034	29,494
内国債	168,156	98,164
外国債	55,423	25,284
償却原価で測定する金融資産総額	252,613	152,942
貸倒引当金	△75	△50
償却原価で測定する金融資産純額	252,538	152,892
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
内国債	4,548	4,010
外国債	682	412
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	5,230	4,422
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	1	1
銀行事業の有価証券合計	257,769	157,315

銀行事業の有価証券のうち、当社グループの事業モデルにおいて、契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有し、かつ、当該キャッシュ・フローが契約条件により特定の日に元本及び元本残高に係る利息の受取りに限られる有価証券を、償却原価で測定する金融資産とし、それ以外の有価証券を、公正価値で測定する金融資産として分類しています。公正価値で測定する金融資産のうち、資本性金融商品に対する投資は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

10. 銀行事業の貸付金

銀行事業の貸付金の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
銀行事業の貸付金総額	445,459	587,865
貸倒引当金	△1,415	△2,065
銀行事業の貸付金純額	444,044	585,800

銀行事業の貸付金は、主に個人向けのローン債権で構成されています。

銀行事業の貸付金は、当社グループの事業モデルにおいて、契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有する金融資産であり、当該キャッシュ・フローは、元本及び元本残高に係る利息の受取りに限られることから、償却原価で測定しています。

11. 保険事業の有価証券

保険事業の有価証券の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
信託受益権	2,024	3,069
内国債	13,284	15,002
保険事業の有価証券合計	15,308	18,071

保険事業の有価証券は、当社グループの事業モデルにおいて、契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有する金融資産であり、当該キャッシュ・フローは、元本及び元本残高に係る利息の受取りに限られることから、償却原価で測定しています。

12. デリバティブ資産及びデリバティブ負債

ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ及びヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブの公正価値及び想定元本は、以下のとおりです。

ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)			当連結会計年度 (2016年12月31日)		
	想定元本	公正価値		想定元本	公正価値	
		資産	負債		資産	負債
公正価値ヘッジ						
金利スワップ取引	12,500	—	738	12,500	—	696
キャッシュ・フロー・ヘッジ						
為替予約取引	—	—	—	5,011	92	2
金利スワップ取引	73,590	—	732	76,771	—	700
合計	86,090	—	1,470	94,282	92	1,398

ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)			当連結会計年度 (2016年12月31日)		
	想定元本	公正価値		想定元本	公正価値	
		資産	負債		資産	負債
通貨関連						
為替予約取引	78,547	237	749	82,822	2,516	91
外国為替証拠金取引	2,274,381	18,189	8,142	1,636,110	17,151	4,714
通貨関連小計	2,352,928	18,426	8,891	1,718,932	19,667	4,805
金利関連						
金利スワップ取引	229,576	2,879	262	143,225	2,054	393
その他	2,146	7	0	2,122	0	2
合計	2,584,650	21,312	9,153	1,864,279	21,721	5,200

13. 有価証券

有価証券の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
償却原価で測定する金融資産	10,127	10,623
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
上場	—	—
非上場	82,206	106,527
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 合計	82,206	106,527
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産		
上場	9,398	8,514
非上場	49,506	47,412
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産合計	58,904	55,926
有価証券合計	151,237	173,076

14. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
償却原価で測定する金融資産		
未収入金	50,472	60,254
銀行事業のコールローン	23,000	—
営業保証金	7,425	15,208
その他	80,954	62,448
償却原価で測定する金融資産総額	161,851	137,910
貸倒引当金	△212	△233
償却原価で測定する金融資産純額	161,639	137,677
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	1	1
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	—	—
その他の金融資産合計	161,640	137,678

15. 貸倒引当金

償却原価で測定する金融資産の種類毎の貸倒引当金の増減は、以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

(単位：百万円)

	売上債権	証券事業の 金融資産	カード事業 の貸付金	銀行事業の 有価証券	銀行事業の 貸付金	その他の 金融資産	合計
2015年1月1日	2,152	1,147	20,363	92	961	472	25,187
期中増加額(繰入)	700	242	20,652	—	321	84	21,999
期中増加額(その他)	414	103	1,063	—	138	55	1,773
期中減少額(目的使用)	△586	△26	△17,106	—	△5	△162	△17,885
期中減少額(戻入)	△7	—	—	△17	—	△1	△25
期中減少額(その他)	△59	—	—	—	—	△236	△295
2015年12月31日	2,614	1,466	24,972	75	1,415	212	30,754

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

(単位：百万円)

	売上債権	証券事業の 金融資産	カード事業 の貸付金	銀行事業の 有価証券	銀行事業の 貸付金	その他の 金融資産	合計
2016年1月1日	2,614	1,466	24,972	75	1,415	212	30,754
期中増加額(繰入)	1,008	267	25,004	—	399	—	26,678
期中増加額(その他)	—	—	1,307	—	262	247	1,816
期中減少額(目的使用)	△578	△137	△16,363	—	△11	△151	△17,240
期中減少額(戻入)	—	—	—	△25	—	△75	△100
期中減少額(その他)	△311	—	—	—	—	—	△311
2016年12月31日	2,733	1,596	34,920	50	2,065	233	41,597

16. 持分法で会計処理されている投資

(1) 関連会社に対する投資

当社グループは、関連会社に対する投資を持分法によって会計処理しています。

なお、個々に重要性のない関連会社に対する投資の帳簿価額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
帳簿価額合計	16,416	39,959

個々に重要性のない関連会社に関する財務情報は、以下のとおりです。なお、これらの金額は、当社グループの持分比率勘案後のものです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
当期利益	893	△817
その他の包括利益	△142	5
当期包括利益	751	△812

(2) 共同支配企業に対する投資

当社グループは、一部の会社に対する投資において、他の契約当事者との間で、そのリターンに重要な影響を及ぼす活動に係る意思決定について、契約当事者の一致した合意を必要とする契約上の取り決めを行っています。また、当社グループは、他の契約当事者と共同で支配しており純資産に対する権利を有していることから、共同支配企業とし、当該投資を持分法によって会計処理しています。

なお、個々に重要性のない共同支配企業に対する投資の帳簿価額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
帳簿価額合計	496	1,171

個々に重要性のない共同支配企業に関する財務情報は、以下のとおりです。なお、これらの金額は、当社グループの持分比率勘案後のものです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
当期利益	93	8
当期包括利益	93	8

17. 有形固定資産

(1) 有形固定資産の増減明細

(単位：百万円)

	建物及び 建物附属設備	工具、器具 及び備品	その他	合計
2015年1月1日				
取得原価	24,258	34,952	11,702	70,912
減価償却累計額及び 減損損失累計額	△9,655	△19,972	△6,474	△36,101
帳簿価額	14,603	14,980	5,228	34,811
増加	10,238	10,750	2,384	23,372
企業結合による取得	1,417	677	357	2,451
処分及び売却	△323	△300	△98	△721
減損損失	△1	△311	△1,763	△2,075
減価償却費	△2,491	△5,085	△359	△7,935
為替換算差額	△128	△312	△17	△457
その他の増減	△327	△0	△677	△1,004
2015年12月31日				
取得原価	30,434	41,764	11,694	83,892
減価償却累計額及び 減損損失累計額	△7,446	△21,365	△6,639	△35,450
帳簿価額	22,988	20,399	5,055	48,442
増加	4,630	7,161	1,215	13,006
企業結合による取得	3	1,500	33	1,536
処分及び売却	△175	△257	△152	△584
減損損失	—	△14	△232	△246
減価償却費	△2,192	△5,609	△482	△8,283
為替換算差額	△65	△187	△42	△294
その他の増減	△35	△254	△17	△306
2016年12月31日				
取得原価	33,695	44,879	12,657	91,231
減価償却累計額及び 減損損失累計額	△8,541	△22,140	△7,279	△37,960
帳簿価額	25,154	22,739	5,378	53,271

減価償却費は、連結損益計算書上の「営業費用」に計上しています。

(2) 有形固定資産の減損

当社グループは、有形固定資産について、四半期毎に減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っています。

当社グループは原則として、個別の資産について回収可能価額を見積っていますが、個別の資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っています。なお、資金生成単位とは、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・イン・フローとは概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生成させるものとして識別される、資産グループの最小単位となっており、当社グループは原則として各社を資金生成単位としています。将来の活用が見込まれていない遊休資産は、個別の資産を資金生成単位としています。

(3) 担保に供されている有形固定資産

前連結会計年度(2015年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2016年12月31日)

該当事項はありません。

(4) ファイナンス・リース(借手)

ファイナンス・リースにより使用している資産の帳簿価額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
建物	9,192	10,687
工具、器具及び備品	1,274	1,230
その他	181	1,728
合計	10,647	13,645

上記の中には、フランチャイズ契約に基づき宮城県に寄付している球場設備の使用権を有することから、当該設備をファイナンス・リースとして取扱っているものが含まれており、前連結会計年度末日(2015年12月31日)及び当連結会計年度末日(2016年12月31日)現在の帳簿価額は、それぞれ9,285百万円、11,016百万円です。なお、当該リースに関するリース債務はありません。

ファイナンス・リース契約に基づくリース債務については、前連結会計年度末日(2015年12月31日)及び当連結会計年度末日(2016年12月31日)現在、それぞれ1,069百万円、2,048百万円です。

18. 無形資産

(1) 無形資産の増減明細

(単位：百万円)

	のれん	ソフトウェア	その他	合計
2015年1月1日				
取得原価	400,929	145,857	93,214	640,000
償却累計額及び 減損損失累計額	△37,284	△89,393	△22,644	△149,321
帳簿価額	363,645	56,464	70,570	490,679
増加	—	30,912	2,887	33,799
企業結合による取得	47,516	147	20,222	67,885
処分及び売却	—	△1,111	△869	△1,980
減損損失	△33,204	△45	△2,811	△36,060
償却費	—	△18,445	△9,496	△27,941
為替換算差額	△5,114	△250	△2,477	△7,841
その他の増減	△3,415	215	△589	△3,789
2015年12月31日				
取得原価	432,105	169,106	105,903	707,114
償却累計額及び 減損損失累計額	△62,677	△101,219	△28,466	△192,362
帳簿価額	369,428	67,887	77,437	514,752
増加	—	39,101	2,002	41,103
企業結合による取得	18,074	849	633	19,556
処分及び売却	—	△861	△0	△861
減損損失	△17,192	△4,980	△2,941	△25,113
償却費	—	△20,334	△8,770	△29,104
為替換算差額	△11,544	△404	△2,400	△14,348
その他の増減	△334	247	189	102
2016年12月31日				
取得原価	436,469	201,639	106,583	744,691
償却累計額及び 減損損失累計額	△78,037	△120,134	△40,433	△238,604
帳簿価額	358,432	81,505	66,150	506,087

無形資産のソフトウェアは、主に自己創設ソフトウェアです。

無形資産の償却費は、連結損益計算書上の「営業費用」に計上しています。

費用として認識した研究開発費は、前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)は8,364百万円、当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)は9,977百万円です。

前連結会計年度ののれんの企業結合による取得は、主にOverDrive Holdings, Inc.の取得より生じたものです。詳細は、注記44 企業結合をご参照ください。

前連結会計年度のその他の企業結合による取得は、主にOverDrive Holdings, Inc.の取得より生じた顧客関連資産及び商標権16,202百万円です。詳細は、注記44 企業結合をご参照ください。

(2) のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損

各資金生成単位あるいは資金生成単位グループののれん及び耐用年数を確定できない無形資産の残高は、以下のとおりです。なお、耐用年数を確定できない無形資産の主なものは、商標権です。これらの商標権は企業結合時に取得したものであり、事業が継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できない無形資産と判断しています。

(単位：百万円)

事業セグメント	資金生成単位	前連結会計年度 (2015年12月31日)	
		のれん	耐用年数を 確定できない 無形資産
インターネットサービス	Ebates Inc.	97,211	—
	OverDrive Holdings, Inc.	37,664	—
	その他	78,938	3,153
	合計	213,813	3,153
FinTech	楽天銀行(株)	32,886	—
	その他	19,348	—
	合計	52,234	—
その他	VIBER MEDIA LTD.	99,399	—
	その他	3,982	—
	合計	103,381	—
合計		369,428	3,153

(単位：百万円)

事業セグメント	資金生成単位 あるいは 資金生成単位グループ	当連結会計年度 (2016年12月31日)	
		のれん	耐用年数を 確定できない 無形資産
インターネットサービス	インターネットサービスセグメント	305,536	2,938
FinTech	楽天銀行(株)	32,886	—
	その他	20,010	—
	合計	52,896	—
合計		358,432	2,938

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

前連結会計年度において、インターネットサービスセグメントのPRICEMINISTER S. A. S. ののれん及び商標権の減損損失それぞれ14,436百万円、2,811百万円、Rakuten Kobo Inc. ののれんの減損損失7,808百万円、その他の資金生成単位におけるのれんの減損損失10,960百万円を計上しています。

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

当連結会計年度において、のれんを再配分する際にインターネットサービスセグメントのその他の資金生成単位におけるのれんの減損損失17,192百万円を計上しています。

当社グループでは、のれんは、減損の兆候の有無に関わらず、年に1度減損テストを実施しています。耐用年数を確定できない無形資産においても償却せず、年に1度減損テストを実施しています。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト実施時期は、関連する事業計画の策定時期を勘案して個別に決定しています。また、四半期毎に減損の兆候の有無を確認し、減損の兆候がある場合は減損テストを実施しています。

減損テストにおいて、原則として各社を資金生成単位としています。なお、資金生成単位とは、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・イン・フローとは概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生成させるものとして識別される、資産グループの最小単位となっています。企業結合のシナジーから便益を得ることが見込まれる資金生成単位あるいは資金生成単位グループに対して、のれんを配分しています。

なお当連結会計年度に組織の再編成が行われ、報告構造が再編されたことに伴い、のれんを再配分しています。その結果、インターネットサービスセグメントでは、各社間におけるシナジーから便益を得ることが見込まれており、それを考慮してのれんを内部管理目的でモニタリングしていることから、資金生成単位グループで減損テストを実施しています。一方、FinTechセグメントでは、各社特有の事業環境があることなどを考慮して、原則として各社を資金生成単位として減損テストを実施しています。

のれんを配分した資金生成単位あるいは資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。当連結会計年度(2016年12月31日)において、のれんを配分した資金生成単位あるいは資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値の算定に基づいて決定しています。

使用価値の算定には、各資金生成単位あるいは資金生成単位グループにおいて経営者によって承認された事業計画に基づき、主に3～5年間の税引前キャッシュ・フロー予測等を使用しています。この事業計画は、インターネットサービスでは主に流通総額、FinTechでは、口座数・会員数等を用いて策定しています。事業計画が対象としている期間を超える期間については、継続価値を算定しています。

継続価値の算定には、各資金生成単位あるいは資金生成単位グループの予測成長率を使用しています。また、使用価値の算出に用いた税引前の割引率は、資金生成単位毎あるいは資金生成単位グループとして算定しています。

各資金生成単位における事業計画が対象としている期間を超える期間のキャッシュ・フローを予測するために用いられた成長率は、資金生成単位の属する国、産業の状況を勘案して決定した成長率を用いており、資金生成単位が活動する産業の長期平均成長率を超えておりません。継続価値の算定に使用した割引率は税引前の数値であり、関連する各資金生成単位事業あるいは資金生成単位グループ特有のリスクを反映しています。割引率は各資金生成単位あるいは資金生成単位グループの類似企業を基に、市場利子率、資金生成単位となる子会社の規模等を勘案して決定しています。

また、当社グループは、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テストにおける、回収可能価額の測定の基礎となる事業計画について、各資金生成単位において過去の実績と比較し、当該事業計画が将来のキャッシュ・フロー予測の基礎的な仮定として合理的かどうかを検討しています。

前連結会計年度(2015年12月31日)及び当連結会計年度(2016年12月31日)において、回収可能価額の算定に利用している重要な仮定は、以下のとおりです。以下の予測値は、各資金生成単位あるいは資金生成単位グループを分析する際に使用しているものです。

事業セグメント	資金生成単位	前連結会計年度 (2015年12月31日)	
		継続価値を算定するために使用した成長率	割引率
インターネットサービス	Ebates Inc.	3.0%	15.9%
	OverDrive Holdings, Inc.	3.5%	13.0%
	その他	1.5%～ 5.0%	13.0%～ 27.3%
FinTech	楽天銀行(株)	2.0%	11.5%
	その他	2.0%	13.0%～ 18.7%
その他	VIBER MEDIA LTD.	3.0%	16.4%
	その他	2.0%	13.6%

事業セグメント	資金生成単位 あるいは 資金生成単位グループ	当連結会計年度 (2016年12月31日)	
		継続価値を算定するために使用した成長率	割引率
インターネットサービス	インターネットサービスセグメント	2.0%	8.5%
FinTech	楽天銀行(株)	2.0%	9.7%
	その他	2.0%	14.8%～ 16.6%

感応度分析

当社グループがのれん及び耐用年数を確定できない無形資産を配分した各資金生成単位および資金生成単位グループにおいては、回収可能価額が帳簿価額を大幅に上回っており、減損テストに用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、当該資金生成単位および資金生成単位グループにおいて、重要な減損が発生する可能性は低いと判断しています。

(3) 無形資産（のれん及び耐用年数を確定できない無形資産除く）の減損

当社グループは、無形資産（のれん及び耐用年数を確定できない無形資産除く）について、四半期毎に減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っています。

当社グループは原則として、個別の資産について回収可能価額を見積っていますが、個別の資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っています。将来の活用が見込まれていない遊休資産は、個別の資産を資金生成単位としています。

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

前連結会計年度において、インターネットサービスセグメントで生じた無形資産（のれん及び耐用年数を確定できない無形資産除く）の減損損失について、連結損益計算書上の「減損損失」に45百万円、「その他の費用」に32百万円計上しています。

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

当連結会計年度において、インターネットサービスセグメントで生じた無形資産（のれん及び耐用年数を確定できない無形資産除く）の減損損失について、連結損益計算書上の「減損損失」に7,921百万円計上しています。

19. 銀行事業の預金

銀行事業の預金の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
償却原価で測定する金融負債		
要求払預金	731,644	979,052
定期預金	586,385	498,806
償却原価で測定する金融負債合計	1,318,029	1,477,858
純損益を通じて公正価値で測定する ものとして指定した金融負債		
定期預金	48,755	28,088
銀行事業の預金合計	1,366,784	1,505,946

20. 証券事業の金融負債

証券事業の金融負債の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
有価証券取引等に係る未払金	223,993	249,318
信用取引負債	44,739	78,785
預り金	339,137	381,004
有価証券担保借入金	140,867	124,367
受入保証金	238,453	226,064
その他	55	101
証券事業の金融負債合計	987,244	1,059,639

証券事業の金融負債は、償却原価で測定しています。

トレーディング目的で保有するデリバティブ負債は、「デリバティブ負債」に含めています。

21. 社債及び借入金

社債の内訳

(単位：百万円)

会社名	銘柄	利率	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
楽天(株)	楽天株式会社第1回 無担保社債 日本円 満期3年	0.377%	9,976	9,992
楽天(株)	楽天株式会社第2回 無担保社債 日本円 満期3年	0.38%	19,938	19,980
楽天(株)	楽天株式会社第3回 無担保社債 日本円 満期3年	0.07%	—	19,927
楽天(株)	楽天株式会社第4回 無担保社債 日本円 満期5年	0.13%	—	9,949
楽天(株)	楽天株式会社第5回 無担保社債 日本円 満期7年	0.25%	—	9,945
楽天カード(株)	第1回無担保社債 日本円 満期5年	0.91%	746	448
	社債合計	—	30,660	70,241

社債は、全て償却原価で測定しています。

「利率」欄には、それぞれの社債において前連結会計年度(2015年12月31日)又は当連結会計年度(2016年12月31日)で適用されている表面利率を記載しており、実効金利とは異なります。

当連結会計年度において、当社の第3回無担保社債20,000百万円(利率0.07%、償還期限2019年6月25日)、第4回無担保社債10,000百万円(利率0.13%、償還期限2021年6月25日)、第5回無担保社債10,000百万円(利率0.25%、償還期限2023年6月23日)を発行しています。

当連結会計年度において、楽天カード(株)の第1回無担保社債300百万円(利率0.91%、償還期限2018年3月15日)を償還しています。

借入金の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
短期借入金	154,201	98,879
長期借入金		
変動金利借入金	361,202	334,736
固定金利借入金	89,132	165,248
コマーシャル・ペーパー	14,000	42,000
借入金合計	618,535	640,863

借入金は、全て償却原価で測定しています。

借入金の満期及び利率の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)		当連結会計年度 (2016年12月31日)	
	満期	利率	満期	利率
短期借入金	—	0.155%～1.975%	—	0.01%～2.75%
長期借入金				
変動金利借入金	2年～8年	0.57091%～2.04%	3年～8年	0.45727%～1.65%
固定金利借入金	1年～25年	0.1%～4.38%	3年～25年	0%～4.38%
コマーシャル・ペーパー	—	0.3%～0.45%	—	0.008%～0.2%

短期借入金及びコマーシャル・ペーパーについては、満期が1年未満であるため満期の記載を省略しています。「利率」欄には、それぞれの借入金において適用されている表面利率を記載しており、実効金利とは異なります。なお、変動金利借入金には、金利スワップ取引により変動金利を固定金利に交換するキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ対象が含まれており、「利率」欄にはキャッシュ・フロー・ヘッジの影響を考慮した後の利率を開示しています。

22. その他の金融負債

その他の金融負債の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
未払金	109,056	115,289
未払費用	36,494	37,925
預り金	92,383	129,853
預り証拠金	5,589	5,226
その他	24,926	9,196
その他の金融負債合計	268,448	297,489

その他の金融負債は、償却原価で測定しています。

23. 引当金

(1) 引当金増減明細

(単位：百万円)

	ポイント引当金	その他	合計
2015年1月1日	39,527	4,442	43,969
期中増加額(繰入)	49,120	3,059	52,179
期中増加額(その他)	6	223	229
期中減少額(目的使用)	△39,415	△2,544	△41,959
期中減少額(その他)	△73	△216	△289
2015年12月31日	49,165	4,964	54,129
期中増加額(繰入)	59,394	631	60,025
期中増加額(その他)	15	851	866
期中減少額(目的使用)	△48,749	△605	△49,354
期中減少額(その他)	△235	△196	△431
2016年12月31日	59,590	5,645	65,235

(2) ポイント引当金

当社グループは、会員による当社グループ内での取引の促進を目的として楽天スーパーポイント等のポイントプログラムを運営しており、楽天市場店舗での商品の購入、楽天トラベル等でのサービスの利用、楽天カードの利用、当社グループでの各種会員への登録、会員の紹介等に応じて会員へポイントを付与しています。会員は、当該ポイントを使って、無償もしくは割引価格により商品・サービスの提供を受けたり、他社ポイントプログラムへ移行することが可能です。会員へ付与されたポイントには有効期限があり、当該有効期限が到来すると、会員は当該ポイントを使用する権利を失うことになります。

当社グループでは、会員による将来のポイントの使用に備え、過年度の使用実績等を考慮して、将来使用されると見込まれる金額をポイント引当金として負債計上しています。なお、当該ポイントの会員による使用には不確実性があります。

(3) その他の引当金

その他の引当金には、資産除去債務及び利息返還損失引当金等が含まれています。

これらは通常の取引を起因とするものであり、個別にみて重要なものではありません。

24. 保険事業の保険契約準備金

(1) 保険事業の保険契約準備金の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
支払備金	1,878	1,762
責任準備金	19,757	22,700
保険事業の保険契約準備金合計	21,635	24,462

責任準備金の積立方式については、標準責任準備金対象契約に関しては1996年大蔵省告示第48号に定める方式、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準保険料式を採用しています。責任準備金の積立における死亡率は標準生命表2007(契約日が2007年3月31日以前の契約については標準生命表1996)、予定利率は1.0%(責任開始日が2013年3月31日以前の契約については1.5%、契約日が2001年3月31日以前の契約については2.0%)を使用しています。

なお、保険契約準備金における変動の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
期首残高	19,847	21,635
純保険料 (注) 1	15,091	15,660
保険金等支払金	△10,156	△9,918
その他の変動 (注) 2	△3,147	△2,915
期末残高	21,635	24,462

(注) 1 保険料等収入から保険事業の運営に充てられる経費を控除した金額です。

2 責任準備金に付利される利息、危険差益等が含まれています。

(2) 保険契約に関する負債の十分性テスト

保険契約に関する負債の十分性テストについては、関連する保険料、資産運用収益等のキャッシュ・イン・フロー及び保険給付、事業費等のキャッシュ・アウト・フローの見積り現在価値を考慮し実施しています。負債の十分性テストの結果、負債の金額は十分であり、負債及び費用の追加計上は必要ありません。

(3) 保険リスク

健全かつ適切な保険事業を運営するためには、多様化・複雑化するリスクを的確に把握したうえで、適切に管理することが重要です。そのため、組織横断的なリスク管理の仕組みを構築して、リスク所管部門の役割やプロセスを明確化し、全役職員がリスク管理の重要性を十分認識したうえで適切な業務遂行にあたるよう、徹底を図っています。具体的には、組織横断的な「リスク管理委員会」を設置して、リスクの種類に応じたリスク所管部門の設定、リスク管理態勢の整備、リスク状況の把握・分析・評価、業務執行部門への指導など、リスクの統括管理を行っています。

保険事業の主たるリスクである保険引受リスクについては、定期的に保険事故発生率や解約率等の状況をモニタリングするなど、リスクの把握・分析を実施しており、新商品開発にあたっては、収益性とのバランスに配慮してリスク分析を実施しています。

日本の法令では、生命保険会社が抱える様々なリスクが通常の予測を超えて発生した場合に備えて、保険金・給付金の支払いに関係するリスク及び資産運用に関係するリスクなどを計算することが求められています。税引前のリスク相当額は以下のとおりであり、リスクが顕在化した場合には、損益及び資本に影響を与えるものと認識しています。リスク量の信頼水準は、リスクの種類によって差異がありますが、概ね95%と設定されています。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
保険リスク相当額	390	413
第三分野保険の保険リスク相当額	891	878
予定利率リスク相当額	3	3
最低保証リスク相当額	—	—
資産運用リスク相当額	1,142	1,370
経営管理リスク相当額	49	53

当社グループは、保障性商品のみを取り扱っており、主たる保険事故は死亡(第一分野商品)及び入院、手術等(第三分野商品)となっています。保険商品の契約期間は10年及び終身が中心であり、保険負債は新契約の獲得、保険事故の発生、契約の解約等に伴い変動します。

なお、負債の十分性テストで対象とした将来の期間においては、保険給付を超過する保険料収入が見込まれています。

25. 繰延税金及び法人所得税費用

繰延税金資産及び負債の主な発生原因別内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	23,114	18,521
貸倒引当金	4,208	6,660
ポイント引当金	16,167	18,382
その他	17,901	19,766
合計	61,390	63,329
繰延税金負債		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の利得及び損失	△6,130	△5,063
無形資産	△27,700	△26,935
契約コストから認識した資産	△9,324	△12,054
その他	△10,401	△11,024
合計	△53,555	△55,076
繰延税金資産の純額		
繰延税金資産	28,252	25,681
繰延税金負債	△20,417	△17,428
差引	7,835	8,253

なお、繰延税金資産及び負債の増減の内訳は、以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

(単位：百万円)

	2015年 1月1日	会計方針の 変更による 累積的影響 額	純損益 計上額	その他の包 括利益認識 額	連結範囲の 変更	その他	2015年 12月31日
繰越欠損金	17,329	—	1,968	△479	4,296	—	23,114
貸倒引当金	4,190	—	18	—	—	—	4,208
ポイント引当金	14,150	—	2,017	—	—	—	16,167
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の利得及び損失	△1,479	—	—	△4,651	—	—	△6,130
無形資産	△20,191	—	△723	515	△7,301	—	△27,700
契約コストから認識した資産	—	△7,305	△2,019	—	—	—	△9,324
その他	8,570	—	△1,874	439	△335	700	7,500
合計	22,569	△7,305	△613	△4,176	△3,340	700	7,835

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

(単位：百万円)

	2016年 1月1日	純損益 計上額	その他の包 括 利益認識額	連結範囲の 変更	その他	2016年 12月31日
繰越欠損金	23,114	△4,694	△529	630	—	18,521
貸倒引当金	4,208	2,452	—	—	—	6,660
ポイント引当金	16,167	2,215	—	—	—	18,382
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産の利得及び損失	△6,130	—	1,067	—	—	△5,063
無形資産	△27,700	298	567	△100	—	△26,935
契約コストから認識した資産	△9,324	△2,730	—	—	—	△12,054
その他	7,500	2,101	468	△243	△1,084	8,742
合計	7,835	△358	1,573	287	△1,084	8,253

連結財政状態計算書上で繰延税金資産が認識されていない、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
将来減算一時差異	1,250	866
税務上の繰越欠損金	35,936	48,650
繰越税額控除	54	5
合計	37,240	49,521

上表に係る繰延税金資産に関しては、当社グループがその便益を利用するために必要となる将来の課税所得が発生する可能性が高くないため、繰延税金資産を認識していません。

連結財政状態計算書上で繰延税金資産が認識されていない、税務上の繰越欠損金の失効期限別内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
1年以内	1,235	51
1年超5年以内	2,039	1,837
5年超	32,662	46,762
合計	35,936	48,650

なお、失効期限のある将来減算一時差異、並びに繰延税金負債を認識していない子会社及び持分法適用会社への投資に伴う、重要な一時差異はありません。また、子会社及び関連会社の留保利益が将来送金された場合に、当社グループの納税額に与える重要な影響はありません。

純損益を通じて認識された法人所得税費用の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
当期税金費用		
当期利益に対する税金費用	47,094	35,564
小計	47,094	35,564
繰延税金費用		
一時差異の発生及び解消	△351	△6,385
繰越欠損金の増減	△1,968	4,694
税制改正による税率変更等の影響 (注) 2	2,932	2,049
小計	613	358
法人所得税費用合計	47,707	35,922

(注) 1 当社は主に、法人税、住民税及び損金算入される事業税を課されており、これらを基礎として計算した前連結会計年度及び当連結会計年度における法定実効税率は、それぞれ36.0%、33.0%です。

2 「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が2016年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が2016年11月18日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、2017年1月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の33.0%から31.0%に変更されています。

我が国の法定実効税率と連結損益計算書上の法人所得税費用の実効税率との関係は、以下のとおりです。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
我が国の法定実効税率	36.0	33.0
(調整)		
永久に損金算入されない項目	1.6	1.7
永久に益金算入されない項目	△0.4	△0.8
税制改正による税率変更等の影響	3.2	2.8
繰延税金資産の回収可能性の判断による影響	2.1	3.6
子会社における適用税率の差異 (注) 1	△2.4	1.2
のれんの減損額 (注) 2	12.3	8.2
その他	△0.5	△1.1
法人所得税費用の実効税率	51.9	48.6

(注) 1 当社が所在する日本国内の実効税率と、子会社が所在する地域の実効税率の差から生じる差異です。

2 注記18 無形資産(2) のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損をご参照ください。

26. 資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式

資本金

当社の授權株式総数及び発行済株式総数は、以下のとおりです。

(単位：千株)

	授權株式総数 (無額面普通株式)	発行済株式総数 (無額面普通株式)
2015年1月1日	3,941,800	1,328,603
期中増減 新株発行による増加(注)	—	101,771
2015年12月31日	3,941,800	1,430,374
期中増減 新株発行による増加	—	2,049
2016年12月31日	3,941,800	1,432,423

(注) 新株発行による増加は、主に以下によるものです。

当社は、今後の持続的な成長に備えた財務基盤の強化、及び財務戦略の柔軟性を高めるため、2015年6月4日開催の取締役会において、国内における一般募集及び海外市場（ただし、米国においては1993年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集として、新株式99,607千株の発行を決議し、2015年6月30日に払込みを受けました。

資本剰余金

日本における会社法（以下、「会社法」という。）では、株式の発行に対しての払込み又は給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることとされています。また会社法では、資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金(資本剰余金の一項目)及び利益準備金(利益剰余金の一項目)の合計額が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金または利益準備金として積み立てることとされています。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができることとされています。

当社における会社法上の分配可能額は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された、当社の会計帳簿上の利益剰余金の金額に基づいて算定されています。

自己株式

自己株式の変動

(単位：千株)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
1月1日	6,008	6,009
取得	1	0
処分	—	—
12月31日	6,009	6,009

子会社又は関連会社保有の当社株式

子会社又は関連会社保有の当社株式の変動

(単位：千株)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
1月1日	79	—
取得	—	—
その他(注)	△79	—
12月31日	—	—

(注) 前連結会計年度のその他は、第3四半期連結会計期間中に当社株式79,000株を保有する会社が連結範囲から外れたためです。

27. 売上収益

(1) 収益の分解

① 顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
顧客との契約から認識した収益	565,357	617,186
その他の源泉から認識した収益	148,198	164,730
合計	713,555	781,916

その他の源泉から認識した収益には、IFRS第9号に基づく利息及び配当収益等やIFRS第4号に基づく保険収入等が含まれています。

② 分解した収益とセグメント収益の関連

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

(単位：百万円)

		セグメント		
		インターネット サービス	FinTech	合計
主要な サービス ライン	楽天市場及び楽天トラベル	189,517	—	189,517
	Ebates	40,808	—	40,808
	楽天ブックス	24,028	—	24,028
	ケンコーコム	23,265	—	23,265
	楽天コミュニケーションズ	22,109	—	22,109
	東北楽天ゴールデンイーグルス	10,949	—	10,949
	OverDrive	14,558	—	14,558
	楽天カード	—	92,199	92,199
	楽天銀行	—	53,174	53,174
	楽天証券	—	47,534	47,534
	楽天生命	—	32,245	32,245
	その他	152,689	10,480	163,169
	合計	477,923	235,632	713,555
顧客との契約から認識した収益		477,923	87,434	565,357
その他の源泉から認識した収益		—	148,198	148,198

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しています。

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

(単位：百万円)

		セグメント		
		インターネット サービス	FinTech	合計
主要な サービス ライン	楽天市場及び楽天トラベル	194,591	—	194,591
	Ebates	49,331	—	49,331
	楽天ブックス	26,523	—	26,523
	ケンコーコム	24,646	—	24,646
	OverDrive	21,706	—	21,706
	楽天コミュニケーションズ	19,437	—	19,437
	東北楽天ゴールデンイーグルス	11,327	—	11,327
	楽天カード	—	108,829	108,829
	楽天銀行	—	59,621	59,621
	楽天証券	—	41,205	41,205
	楽天生命	—	32,755	32,755
	その他	181,933	10,012	191,945
	合計	529,494	252,422	781,916
	顧客との契約から認識した収益		529,494	87,692
その他の源泉から認識した収益		—	164,730	164,730

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しています。

なお、利息及び配当収益等についてはIFRS第9号に基づき、また、保険事業から生じる収益はIFRS第4号に基づいて売上収益として計上しています。IFRS第9号に基づく楽天カード、楽天銀行及び楽天証券の売上収益は前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)はそれぞれ58,780百万円、38,485百万円及び18,309百万円です。また、IFRS第4号に基づく楽天生命の売上収益は31,928百万円です。当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)はそれぞれ72,171百万円、44,225百万円及び15,440百万円です。また、IFRS第4号に基づく楽天生命の売上収益は31,324百万円です。

当社グループは、インターネットサービス及びFinTechサービスを有するグローバルイノベーションカンパニーであり、EC(電子商取引)事業を中心に複数のビジネスを行っています。これらのビジネスから生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

インターネットサービス

インターネットサービスセグメントにおいては、『楽天市場』、『楽天トラベル』、『Ebates』、『楽天ブックス』、『ケンコーコム』、『OverDrive』、『楽天コミュニケーションズ』、『東北楽天ゴールデンイーグルス』等のサービスを提供し、主な収益を下記のとおり認識しています。

楽天市場及び楽天トラベル

マーケットプレイス型ECサービスである『楽天市場』や、旅行予約サービスである『楽天トラベル』等においては、取引の場を顧客に提供することをその基本的な性格としています。当社グループは、これらのサービスの運営にあたり、出店者・旅行関連事業者への出店サービス及びシステム利用に関するサービス、当社グループを通じた販売拡大のための広告関連サービス、出店者・旅行関連事業者と消費者の決済に関する決済代行サービス等を提供しています。また、これらのサービスは諸規約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を下記のとおりに識別して、収益を認識しています。

『楽天市場』への出店サービスについて、当社グループは規約に基づき出店者に対し契約期間に渡り、当社グループのマーケットプレイス型ECウェブサイトへの出店サービス及び出店コンサルティングサービス等を提供する義務を負っています。当該履行義務は、契約期間に渡り時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、出店形態別に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しています。なお、取引の対価は3ヶ月、半年あるいは1年分を履行義務の充足前である契約時に前受けする形で受領しています。

システム利用に関するサービスについて、当社グループは規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対して出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との間での個々の取引の成立に関するサービスの提供を行う義務を負っています。当該履行義務は、出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との個々の取引の成立時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、流通総額（出店者・旅行関連事業者の月間売上高）にサービス別・プラン別・流通総額の規模別に定められている料率を乗じた金額にて収益を計上しています。当該金額は、履行義務の充足時点である取引成立時点から概ね3ヶ月以内に支払いを受けています。

広告関連サービスについて、当社グループは広告規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対し期間保証型の広告関連サービスを提供しており、契約で定められた期間に渡り、広告を掲示する義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じた期間均等額で収益を計上しています。広告料金の支払いは、原則として広告掲載開始日が属する月の翌々月末までに行われます。

決済代行サービスについて、当社グループは、カード決済規約に基づき、当社グループのサービスを利用する消費者と出店者・旅行関連事業者との間での決済代行サービスを提供しています。当該サービスにおいては、クレジットカードによる取引代金決済のための取引承認、代金決済情報やキャンセル等のデータを送受信・処理する義務を負っています。当該サービスについては、主に消費者のカード利用取引が生じた時点が履行義務の充足時点となると判断し、同時点で手数料収益を計上しています。当該手数料の支払いは、履行義務の充足後、支払区分に基づいた請求締切日から1ヶ月半以内に受領しています。

Ebates

『Ebates』においては、Ebates会員に対するキャッシュバックを通じ、Ebates会員による小売業者（顧客）のウェブサイトでの購入を促進するサービス（以下、キャッシュバックサービス）、ウェブサイトにおける広告掲示、個人向けターゲティングメールサービス等を提供しています。主なサービスであるキャッシュバックサービスに関しては、契約に基づきEbates会員による小売業者のウェブサイトでの購入を促進する義務を負っており、当該履行義務はEbates会員による購入時点が履行義務の充足時点となると判断しています。Ebates会員の購入を確認した時点で購入金額に一定の料率を乗じた金額を手数料として収益計上しており、同時にEbates会員に対するキャッシュ

バック費用を計上しています。当該サービスの提供により生じる収益及び費用は、『Ebates』が顧客及びEbates会員とのそれぞれに対して価格設定を含む取引の裁量権を有していることから総額にて計上しており、手数料は履行義務の充足時点である注文確定月の月末から概ね3ヶ月以内に支払いを受けています。

楽天ブックス及びケンコーコム

インターネットサービスのうち、当社グループが主に楽天会員に対して商品を提供するインターネット通販サイト『楽天ブックス』及び『ケンコーコム』等のサービスにおいては、当社グループが売買契約の当事者となります。これらの直販型の取引においては顧客に商品が到着した時点で収益を計上しています。また、履行義務の充足時期である商品到着後、概ね2ヶ月以内に支払いを受けています。なお、楽天ブックスのうち、国内における書籍（和書）販売については、再販売価格維持制度を考慮すると代理人取引としての性質が強いと判断されるため、収益を関連する原価と相殺のうえ、純額にて計上しています。

OverDrive

『OverDrive』においては、図書館・教育機関向けに電子書籍及びオーディオブック等のコンテンツ配信サービスを提供しています。主要な顧客である図書館との契約において、当社グループは契約に基づきコンテンツ配信、ホスティングに係るサービス及びカスタマーサポートを提供する義務を負っています。コンテンツ配信は、図書館によるコンテンツの購入時点が履行義務の充足時点となると判断しており、当該時点にて関連する収益を計上しています。当該履行義務に関する支払いは、請求月から概ね2ヶ月以内に受領しています。ホスティングに係るサービス及びカスタマーサポートの履行義務は、契約期間に渡り時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、期間均等額で収益を計上しています。なお、取引の対価は各年度において履行義務の充足前に前受けする形で受領しています。

楽天コミュニケーションズ

『楽天コミュニケーションズ』においては、中継電話事業を中心とした電話関連サービス及びインターネット接続サービス等を提供しています。電話関連サービスについては、契約に基づき、契約者に対して常時利用可能な回線を提供し、当該回線を利用した通話サービスの提供を行う事を履行義務として識別しています。常時利用可能な回線を維持する履行義務については時の経過に基づき、通話サービスの提供については回線の利用に応じて履行義務が充足されると判断しています。したがって、回線の提供については契約期間に渡り期間均等額により収益として計上するとともに、通話サービスの提供については回線の利用状況に応じた回線使用料を各月の収益として計上しています。また、インターネット接続サービスについては、契約期間に渡り、契約者へのインターネット回線の提供を行う事を履行義務として識別しており、回線使用料を各月の収益として計上しています。各月の収益として計上された金額は、利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けています。

東北楽天ゴールデンイーグルス

『東北楽天ゴールデンイーグルス』においては、プロ野球チームの運営を通じて、チケットの販売や関連グッズ等の商品販売、スタジアムにおける広告の掲載等のサービスを提供しています。チケットの販売に関しては、試合が行われる毎に履行義務が充足されると判断しており、当該時点において収益を認識しています。チケット代金は、予約申込成立後、購入者が選択した決済方法に従って、クレジット会社等が別途定める支払条件により支払いを受けています。商品販売については、商品の引渡時点において履行義務が充足されると判断しており、当該引渡時点において収益を認識しています。商品代金は履行義務の充足時点である商品引渡時に受領しています。広告サービスについては、契約で定められた期間に渡り、広告を掲示する義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて期間均等額で収益を計上しています。広告料金の支払いは、原則として契約期間の開始後4ヶ月以内に行われます。

FinTech

FinTechセグメントにおいては、『楽天カード』、『楽天銀行』、『楽天証券』、『楽天生命』等の金融サービスを提供し、主な収益を下記のとおり認識しています。

楽天カード

『楽天カード』においては、主としてクレジットカード関連サービスを提供しています。主にクレジットカード利用者と加盟店間の資金決済を通じて得られる加盟店手数料、クレジットカード利用者から得られるリボルビング払い手数料、分割払い手数料及びキャッシング手数料を得ています。加盟店手数料に関しては、カード会員のショッピング取引後、加盟店から楽天カード(株)へ売上データが送信されたタイミングにおいて、決済サービスの提供という履行義務が充足されるため、同時点でクレジットカードの決済金額に一定の料率を乗じた手数料収益を計上しています。また、カード決済金額の1%分の通常ポイントをカード会員に付与しており、これらのポイント費用は加盟店手数料から控除しています。楽天カード(株)はカード会員から基本的に1ヶ月に1回所定の日カード利用代金の回収を行うため、履行義務充足後、概ね2ヶ月以内に実質的に支払いを受けることとなります。リボルビング払い手数料及び分割払い手数料と融資収益に含まれるキャッシング手数料に関しては、リボルビング残高、分割支払回数及びキャッシング残高に対してそれぞれ一定の料率を乗じた利息収益を、IFRS第9号に従いその利息の属する期間に認識しています。

楽天銀行

『楽天銀行』においては、インターネットを通じた銀行業務(預金、貸出、為替)及びその他様々なサービスを提供しています。貸出については、個人向けローンである「楽天スーパーローン」及び住宅ローンである「楽天銀行住宅ローン(金利選択型)」等を取り扱っており、貸出金利息収入を得ています。また、資金運用から生じる有価証券利息等の利息収入も得ています。貸出金利息や有価証券利息等の資金運用収益は、IFRS第9号に従い、その利息の属する期間に収益を認識しています。為替手数料等については、取引が行われた時点で履行義務が充足されるため、同時点において手数料収益を認識しています。

楽天証券

『楽天証券』においては、金融商品取引業務とその他の付随業務を提供し、これら取引に付随して発生する手数料やトレーディング損益、利息等を収益の源泉としています。金融商品取引業務には、国内株式取引に加え、外国株式取引、投資信託の販売等、様々な取引が存在し、それぞれの手数料体系は異なっています。現物株式に関する委託取引、信用取引及び投資信託の販売取引等に関連して発生する手数料に関しては、約定日等の取引成立時において履行義務が充足されるため、同時点において手数料収益を計上しています。現物株式取引から生じる手数料については、原則として履行義務の充足後3営業日以内に、信用取引及び先物取引から生じる手数料は建玉の決済が行われる半年から概ね1年以内に受領しています。また、IFRS第9号に従い、外国為替証拠金取引については、公正価値で測定された利得及び損失が売上収益及び営業費用にそれぞれ計上され、国内株式信用取引の建玉に対する金利収益については、その利息の属する期間に収益を認識しています。

楽天生命

『楽天生命』においては、生命保険業務を行っており、主たる商品である個人向け保障性生活保険契約からの保険料等収入及び有価証券利息を中心とした資金運用収益を計上しています。保険料等収入を構成する保険料は、IFRS第4号に従い、個別契約ごとに予め定められた保険料率により算定された金額を収益として計上しています。また、資金運用収益については、IFRS第9号に従い、その発生期間に収益を認識しています。

(2) 契約残高

以下は、当社グループの契約残高の内訳です。

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

(単位：百万円)

	2015年1月1日	2015年12月31日
顧客との契約から生じた債権		
受取手形及び売掛金	88,871	104,011
割賦契約等に基づく売掛債権(注)	566,124	699,694
その他の金融資産	55,970	41,824
合計	710,965	845,529
契約負債	14,290	17,715

(注) 顧客のクレジットカード利用による割賦契約等に基づく売掛債権であり、連結財政状態計算書上は「カード事業の貸付金」に計上しています。当該債権には、当社グループが収受する手数料が含まれています。

前連結会計年度に認識した収益のうち、2015年1月1日現在の契約負債残高に含まれていたものは13,861百万円です。また、前連結会計年度において、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

(単位：百万円)

	2016年1月1日	2016年12月31日
顧客との契約から生じた債権		
受取手形及び売掛金	104,011	117,088
割賦契約等に基づく売掛債権(注)	699,694	878,685
その他の金融資産	41,824	34,302
合計	845,529	1,030,075
契約負債	17,715	18,844

(注) 顧客のクレジットカード利用による割賦契約等に基づく売掛債権であり、連結財政状態計算書上は「カード事業の貸付金」に計上しています。当該債権には、当社グループが収受する手数料が含まれています。

当連結会計年度に認識した収益のうち、2016年1月1日現在の契約負債残高に含まれていたものは16,305百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
契約獲得のためのコストから認識した資産	23,593	33,094
契約履行のためのコストから認識した資産	5,238	5,573
合計	28,831	38,667

当社グループは、顧客との契約獲得のための増分コスト及び契約に直接関連する履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しており、連結財政状態計算書上は「その他の資産」に計上しています。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものです。

当社グループにおいて資産計上されている契約獲得のための増分コストは、主に顧客を獲得するために発生した入会関連費用です。また契約履行のためのコストは、主に楽天カードの作成費用です。資産計上された当該入会関連費用は楽天カードへの新規入会者に付与した楽天スーパーポイントに関するコストであり、契約を獲得しなければ発生しなかった増分コストです。なお、当該費用を資産計上する際には、カードの有効稼働会員割合等を加味したうえで、回収が見込まれる金額のみを資産として認識しています。また、当該資産については、会員のカード利用による決済サービスの提供という履行義務が充足されるカード会員の見積契約期間に応じた10年間の均等償却を行っています。

また、契約コストから認識した資産については、計上時及び四半期ごとに回収可能性の検討を行っています。検討に当たっては、当該資産の帳簿価額が、カード会員との契約が継続すると見込まれる期間に渡り関連するクレジットカード関連サービスと交換に企業が受け取ると見込んでいる対価の残りの金額から、当該サービスの提供に直接関連し、まだ費用として認識されていないコストを差し引いた金額を超過しているかどうか判断を行っています。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、契約コストから認識した資産に関する減損損失を損益に認識することにより、契約コストから認識した資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しています。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、契約コストから認識した資産から生じた償却費は、それぞれ4,246百万円及び6,870百万円です。

28. 営業費用の性質別内訳

営業費用の性質別内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
広告宣伝費及び販売促進費	100,554	121,286
従業員給付費用	133,919	145,116
減価償却費及び償却費	40,122	44,257
通信費及び保守費	19,327	20,345
委託費及び外注費	35,099	40,171
貸倒引当金繰入額	22,119	26,694
商品及び役務提供に係る原価	134,166	158,166
金融事業の支払利息	6,289	5,560
金融事業の支払手数料	7,653	8,773
保険事業の保険金等支払金及び 責任準備金等繰入額	16,601	16,740
その他	85,152	90,490
合計	601,001	677,598

人件費（従業員給付費用）の内訳は、以下のとおりです。

① 人件費の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
賃金及び給与	113,517	121,133
退職給付費用	4,893	5,632
法定福利費	7,759	8,409
取締役及び従業員に付与された ストック・オプション費用(注)	3,999	5,688
その他雑給	3,751	4,254
合計	133,919	145,116

(注) 注記35 株式報酬をご参照ください。

② 従業員数

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
従業員数(名)	12,981	14,134

(注) 従業員数は就業人員です。

29. その他の収益及びその他の費用

(1) その他の収益の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
為替差益	923	-
関連会社株式売却益	2,593	121
有価証券評価益	22,016	3,093
その他	1,459	2,109
合計	26,991	5,323

(2) その他の費用の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
為替差損	-	1,156
有形固定資産及び無形資産除却損	1,907	1,175
オフィス移転費用	1,675	78
その他	3,139	3,896
合計	6,721	6,305

30. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
受取利息	90	128
受取配当金	8	128
その他	10	0
合計	108	256

(2) 金融費用の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
支払利息	3,607	3,163
支払手数料	189	338
合計	3,796	3,501

31. 1株当たり利益

基本的1株当たり利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、連結会計年度中の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しています。発行済普通株式の加重平均株式数には、当社が買い入れて自己株式として保有している普通株式は含んでいません。

希薄化後1株当たり利益は、全ての希薄化性潜在的普通株式の転換を仮定して、普通株式の加重平均株式数を調整することにより算定しています。

当社には、ストック・オプションによる希薄化性潜在的普通株式が存在しています。ストック・オプションについては、未行使のストック・オプションに付与されている新株予約権等の価額に基づき、公正価値(当社株式の年間平均株価)で取得可能株式数を算定しています。

1株当たり利益を算出するために用いた、親会社の所有者に帰属する当期利益及び加重平均株式数の状況は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)			当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)		
	基本的	調整	希薄化後	基本的	調整	希薄化後
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	44,436	—	44,436	37,995	△0	37,995
加重平均株式数(千株)	1,374,536	10,328	1,384,864	1,425,487	11,481	1,436,968
1株当たり利益(円)	32.33	△0.24	32.09	26.65	△0.21	26.44

32. 担保に差入れた資産及び担保として受け取った資産

(1) 担保に差入れた資産

当社グループは、主に借入契約、電子マネーの預り金、通常の慣習的な条件に基づいて行われる信用取引及び貸株取引に基づく債務の担保として、又は、デリバティブに関連する保証金として資産を差入れています。

当社グループが、負債又は偶発債務の担保として差入れた資産の帳簿価額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
現金及び現金同等物	4,915	140,691
カード事業の貸付金 (注)	59,105	90,541
有価証券	6,823	6,823
合計	70,843	238,055

(注) カード事業の貸付金には、流動化された債権が含まれています。

上記のほか、前連結会計年度末日(2015年12月31日)において、為替決済、デリバティブ取引等の取引及びコミットメントライン等の担保として、銀行事業の有価証券131,157百万円を差入れています。当連結会計年度末日(2016年12月31日)において、為替決済、デリバティブ取引等の取引及びコミットメントライン等の担保として、銀行事業の有価証券79,963百万円、その他の金融資産14,196百万円を差入れています。

また、前連結会計年度末日(2015年12月31日)において、証券事業の信用取引及び先物取引等に係る差入保証金56,466百万円を差入れています。当連結会計年度末日(2016年12月31日)において、証券事業の信用取引及び先物取引等に係る差入保証金56,166百万円、証券事業の信用取引の株券借入に係る差入担保金30,998百万円を差入れています。

担保に差入れた資産のうち、引受人が担保を売却又は再担保差入れする権利を有するものではありません。

(2) 担保として受け取った資産

当社グループは、受入保証金代用有価証券及びその他の取引による担保の受け入れを行っています。これらの取引は、通常の慣習的な条件に基づいて行われています。当社グループは、取引完了時に同等の有価証券を返還することを条件に、当該受け入れた担保を売却又は再担保に差入れする権利を有しています。前連結会計年度末日(2015年12月31日)及び当連結会計年度末日(2016年12月31日)現在、当社グループが担保として受け入れた有価証券で売却又は再担保の権利を有しているものの公正価値は、757,618百万円及び688,758百万円です。そのうち、売却又は再担保に差入れたものの公正価値は、前連結会計年度末日(2015年12月31日)及び当連結会計年度末日(2016年12月31日)現在、それぞれ201,136百万円及び222,833百万円です。

33. ヘッジ会計

(1) 公正価値ヘッジ

当社グループの子会社は、保有する一部の固定利付債券の金利変動による公正価値変動リスクを回避するために、金融機関との間で固定金利支払・変動金利受取の金利スワップ契約を締結して、公正価値ヘッジを適用しています。ヘッジ手段である金利スワップの公正価値は、注記12 デリバティブ資産及びデリバティブ負債に記載しています。

ヘッジ手段である金利スワップを公正価値で再測定することによる利得又は損失は、前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)は31百万円(利得)、当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)は42百万円(利得)です。また、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)は31百万円(損失)、当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)は42百万円(損失)です。

(2) キャッシュ・フロー・ヘッジ

当社グループの子会社は、変動金利借入金のキャッシュ・フローの変動によるリスクを回避するために、金融機関との間で固定金利支払・変動金利受取の金利スワップ契約を締結して、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しています。当該ヘッジの目的は、変動金利借入金を実質的に固定金利借入金に転換し、借入金のキャッシュ・フローの変動をヘッジすることです。これにより、借入金の変動金利によるキャッシュ・フローの変動は、金利スワップのキャッシュ・フローの変動と相殺することが可能です。当社グループにおけるヘッジ関係は、2021年度までに終了する見込みです。

また、当社グループの子会社は、為替の変動によるリスクを回避するために、金融機関との間で為替予約取引契約を締結して、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しています。当該ヘッジの目的は、取引通貨を実質的に機能通貨建て取引に転換し、為替の変動をヘッジすることです。これにより、為替の変動によるキャッシュ・フローの変動は、一時点の為替レートに固定することが可能です。当社グループにおけるヘッジ関係は、2017年度に終了する見込みです。

ヘッジ手段である金利スワップの公正価値は、注記12 デリバティブ資産及びデリバティブ負債に記載しています。その他の包括利益に認識される金額の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
1月1日	△522	△486
当期増減額	△325	△188
純損益への振替	361	286
非金融資産又は非金融負債の 当初帳簿価額への振替	—	—
12月31日	△486	△388

(注)純損益に振り替えられた金額は、連結損益計算書上「売上収益」に含まれています。

34. 偶発事象及び契約

(1) 貸出コミットメントライン契約及び保証債務

一部の連結子会社は、クレジットカードに附帯するキャッシング及びカードローンによる融資業務を行っています。当該貸付金については、貸出契約の際に設定した額（契約限度額）のうち、当該連結子会社が与信した額（利用限度額）の範囲内で顧客が随時借入を行うことができる契約となっています。

なお、同契約は融資実行されずに終了するものもあり、かつ、利用限度額についても当社グループが任意に増減させることができるものであるため、融資未実行残高は必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

また、一部の連結子会社において、連結子会社の業務提携先から融資を受けた一般顧客に対して債務保証を行っています。

上記の貸出コミットメントに係る未実行残高及び営業保証業務における保証債務残高の状況は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
貸出コミットメントラインに係る未実行残高	2,560,942	2,792,230
金融保証契約	12,335	10,362
合計	2,573,277	2,802,592

(2) 借入コミットメントライン契約

当社及び一部の連結子会社では、複数の金融機関と借入コミットメントライン契約を締結しており、未実行残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
借入コミットメントラインの総額	221,600	251,783
借入実行残高	1,878	4,104
未実行残高	219,722	247,679

(3) コミットメント（契約）

前連結会計年度末(2015年12月31日)、当連結会計年度末(2016年12月31日)現在、契約しているものの連結財務諸表上認識していない重要な資本的支出(コミットメント)は存在しません。

35. 株式報酬

当社グループが認識したストック・オプションに関連する人件費は、前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)は3,999百万円、当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)は5,688百万円です。なお、当社グループは、IFRS移行日(2011年1月1日)より前に権利確定日が到来したストック・オプションについてはIFRS第1号の免除規定を適用しておりますが、それ以降に権利確定日が到来したストック・オプションについてはIFRS第2号に準拠して会計処理しています。

当社は、当社グループ及び関連会社の役員及び従業員に対して持分決済型のストック・オプションを付与しています。Rakuten Kobo Inc. は、Rakuten Kobo Inc. 及びその子会社の役員、従業員に対して現金選択権付きのストック・オプションを付与しています。当該ストック・オプションは、付与された者が付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを権利確定条件としています。

なお、当社は、2012年7月1日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しており、各連結会計年度のストック・オプションについては、当該株式分割調整後の数値を記載しています。当社が発行しているストック・オプションの内容は、以下のとおりです。

制度の名称	付与日	権利確定日	行使価格(円)	未行使オプション残高 (注)	行使期間
2006年ストック・オプション①	2006年4月20日	2010年3月30日	1,002	—	自 2010年3月31日 至 2016年3月29日
2006年ストック・オプション②	2006年12月14日	2010年3月30日	555	—	自 2010年3月31日 至 2016年3月29日
2008年ストック・オプション	2009年1月19日	2012年3月27日	559	575,900	自 2012年3月28日 至 2018年3月26日
2009年ストック・オプション	2010年2月12日	2013年3月27日	701	290,000	自 2013年3月28日 至 2019年3月26日
2012年ストック・オプション①A	2012年4月20日	2014年4月19日	0.01	—	自 2014年4月20日 至 2022年4月20日
2012年ストック・オプション①B	2012年4月20日	2015年4月19日	0.01	—	自 2015年4月20日 至 2022年4月20日
2012年ストック・オプション①C	2012年4月20日	2016年4月19日	0.01	3,500	自 2016年4月20日 至 2022年4月20日
2012年ストック・オプション②	2012年7月1日	2016年3月29日	0.01	131,800	自 2016年3月30日 至 2022年3月28日
2012年ストック・オプション③	2012年8月1日	2016年3月29日	0.01	44,700	自 2016年3月30日 至 2022年3月28日
2012年ストック・オプション④	2012年8月20日	2016年3月29日	0.01	—	自 2016年3月30日 至 2022年3月28日
2012年ストック・オプション⑤A	2012年11月21日	2014年11月20日	0.01	—	自 2014年11月21日 至 2022年11月21日
2012年ストック・オプション⑤B	2012年11月21日	2015年11月20日	0.01	—	自 2015年11月21日 至 2022年11月21日
2012年ストック・オプション⑤C	2012年11月21日	2016年11月20日	0.01	—	自 2016年11月21日 至 2022年11月21日
2013年ストック・オプション①	2013年2月1日	2016年3月29日	0.01	607,500	自 2016年3月30日 至 2022年3月28日
2013年ストック・オプション②	2013年3月1日	2016年3月29日	0.01	—	自 2016年3月30日 至 2022年3月28日
2013年ストック・オプション③A	2013年3月1日	2016年3月29日	0.01	214,200	自 2016年3月30日 至 2022年3月28日
2013年ストック・オプション③B	2013年3月1日	2016年3月29日	0.01	18,800	自 2016年3月30日 至 2022年3月28日
2013年ストック・オプション④	2013年7月1日	2017年3月28日	0.01	771,100	自 2017年3月29日 至 2023年3月27日
2013年ストック・オプション⑤	2013年12月1日	2017年3月28日	0.01	—	自 2017年3月29日 至 2023年3月27日
2014年ストック・オプション①	2014年2月1日	2017年3月28日	0.01	621,300	自 2017年3月29日 至 2023年3月27日
2014年ストック・オプション②	2014年3月1日	2017年3月28日	0.01	292,500	自 2017年3月29日 至 2023年3月27日
2014年ストック・オプション③	2014年3月19日	2017年3月28日	0.01	263,700	自 2017年3月29日 至 2023年3月27日
2014年ストック・オプション④	2014年5月1日	2018年3月28日	0.01	160,000	自 2018年3月29日 至 2024年3月27日
2014年ストック・オプション⑤	2014年7月1日	2018年3月28日	0.01	787,700	自 2018年3月29日 至 2024年3月27日
2014年ストック・オプション⑥	2014年9月1日	2018年3月28日	0.01	34,400	自 2018年3月29日 至 2024年3月27日
2014年ストック・オプション⑦	2014年9月1日	2018年3月28日	0.01	413,400	自 2018年3月29日 至 2024年3月27日

制度の名称	付与日	権利確定日	行使価格(円)	未行使オプション残高 (注)	行使期間
2014年ストック・オプション⑧	2014年10月1日	2018年3月28日	0.01	135,500	自 2018年3月29日 至 2024年3月27日
2014年ストック・オプション⑨	2014年10月1日	2018年3月28日	0.01	3,900	自 2018年3月29日 至 2024年3月27日
2014年ストック・オプション⑩	2014年11月1日	2018年3月28日	0.01	606,200	自 2018年3月29日 至 2024年3月27日
2014年ストック・オプション⑪	2014年11月1日	2018年3月28日	0.01	663,800	自 2018年3月29日 至 2024年3月27日
2014年ストック・オプション⑫	2014年11月1日	2018年3月28日	0.01	194,800	自 2018年3月29日 至 2024年3月27日
2015年ストック・オプション①	2015年2月1日	2018年3月28日	0.01	715,700	自 2018年3月29日 至 2024年3月27日
2015年ストック・オプション②	2015年3月1日	2018年3月28日	0.01	165,600	自 2018年3月29日 至 2024年3月27日
2015年ストック・オプション③	2015年3月1日	2018年3月28日	0.01	49,700	自 2018年3月29日 至 2024年3月27日
2015年ストック・オプション④	2015年3月1日	2018年3月28日	0.01	447,300	自 2018年3月29日 至 2024年3月27日
2015年ストック・オプション⑤A	2015年6月1日	2016年5月31日	0.01	—	自 2016年6月1日 至 2025年6月1日
2015年ストック・オプション⑤B	2015年6月1日	2017年5月31日	0.01	67,800	自 2017年6月1日 至 2025年6月1日
2015年ストック・オプション⑤C	2015年6月1日	2018年5月31日	0.01	101,200	自 2018年6月1日 至 2025年6月1日
2015年ストック・オプション⑤D	2015年6月1日	2019年5月31日	0.01	118,800	自 2019年6月1日 至 2025年6月1日
2015年ストック・オプション⑥A	2015年7月1日	2016年6月30日	0.01	11,200	自 2016年7月1日 至 2025年7月1日
2015年ストック・オプション⑥B	2015年7月1日	2017年6月30日	0.01	20,200	自 2017年7月1日 至 2025年7月1日
2015年ストック・オプション⑥C	2015年7月1日	2018年6月30日	0.01	30,700	自 2018年7月1日 至 2025年7月1日
2015年ストック・オプション⑥D	2015年7月1日	2019年6月30日	0.01	36,600	自 2019年7月1日 至 2025年7月1日
2015年ストック・オプション⑦A	2015年8月1日	2016年7月31日	0.01	7,300	自 2016年8月1日 至 2025年8月1日
2015年ストック・オプション⑦B	2015年8月1日	2017年7月31日	0.01	167,200	自 2017年8月1日 至 2025年8月1日
2015年ストック・オプション⑦C	2015年8月1日	2018年7月31日	0.01	358,600	自 2018年8月1日 至 2025年8月1日
2015年ストック・オプション⑦D	2015年8月1日	2019年7月31日	0.01	725,500	自 2019年8月1日 至 2025年8月1日
2015年ストック・オプション⑧	2015年8月1日	2019年3月27日	0.01	800	自 2019年3月28日 至 2025年3月26日
2015年ストック・オプション⑨A	2015年10月1日	2016年9月30日	0.01	5,300	自 2016年10月1日 至 2025年10月1日
2015年ストック・オプション⑨B	2015年10月1日	2017年9月30日	0.01	7,200	自 2017年10月1日 至 2025年10月1日
2015年ストック・オプション⑨C	2015年10月1日	2018年9月30日	0.01	10,800	自 2018年10月1日 至 2025年10月1日
2015年ストック・オプション⑨D	2015年10月1日	2019年9月30日	0.01	12,600	自 2019年10月1日 至 2025年10月1日
2015年ストック・オプション⑩A	2015年11月1日	2016年10月31日	0.01	21,900	自 2016年11月1日 至 2025年10月31日
2015年ストック・オプション⑩B	2015年11月1日	2017年10月31日	0.01	128,900	自 2017年11月1日 至 2025年10月31日
2015年ストック・オプション⑩C	2015年11月1日	2018年10月31日	0.01	189,800	自 2018年11月1日 至 2025年10月31日
2015年ストック・オプション⑩D	2015年11月1日	2019年10月31日	0.01	238,900	自 2019年11月1日 至 2025年10月31日

制度の名称	付与日	権利確定日	行使価格(円)	未行使オプション残高 (注)	行使期間
2016年ストック・オプション①A	2016年2月1日	2017年1月31日	0.01	50,000	自 2017年2月1日 至 2026年2月1日
2016年ストック・オプション①B	2016年2月1日	2018年1月31日	0.01	281,400	自 2018年2月1日 至 2026年2月1日
2016年ストック・オプション①C	2016年2月1日	2019年1月31日	0.01	466,800	自 2019年2月1日 至 2026年2月1日
2016年ストック・オプション①D	2016年2月1日	2020年1月31日	0.01	920,300	自 2020年2月1日 至 2026年2月1日
2016年ストック・オプション②	2016年2月1日	2019年3月27日	0.01	1,600	自 2019年3月28日 至 2025年3月26日
2016年ストック・オプション③A	2016年3月1日	2017年2月28日	0.01	116,800	自 2017年3月1日 至 2026年3月1日
2016年ストック・オプション③B	2016年3月1日	2018年2月28日	0.01	161,300	自 2018年3月1日 至 2026年3月1日
2016年ストック・オプション③C	2016年3月1日	2019年2月28日	0.01	242,500	自 2019年3月1日 至 2026年3月1日
2016年ストック・オプション③D	2016年3月1日	2020年2月29日	0.01	287,700	自 2020年3月1日 至 2026年3月1日
2016年ストック・オプション④	2016年3月1日	2019年3月27日	0.01	12,000	自 2019年3月28日 至 2025年3月26日
2016年ストック・オプション⑤A	2016年5月1日	2017年4月30日	0.01	126,400	自 2017年5月1日 至 2026年5月1日
2016年ストック・オプション⑤B	2016年5月1日	2018年4月30日	0.01	189,200	自 2018年5月1日 至 2026年5月1日
2016年ストック・オプション⑤C	2016年5月1日	2019年4月30日	0.01	278,900	自 2019年5月1日 至 2026年5月1日
2016年ストック・オプション⑤D	2016年5月1日	2020年4月30日	0.01	338,800	自 2020年5月1日 至 2026年5月1日
2016年ストック・オプション⑥A	2016年8月1日	2017年7月31日	0.01	181,800	自 2017年8月1日 至 2026年7月31日
2016年ストック・オプション⑥B	2016年8月1日	2018年7月31日	0.01	481,400	自 2018年8月1日 至 2026年7月31日
2016年ストック・オプション⑥C	2016年8月1日	2019年7月31日	0.01	800,900	自 2019年8月1日 至 2026年7月31日
2016年ストック・オプション⑥D	2016年8月1日	2020年7月31日	0.01	1,314,800	自 2020年8月1日 至 2026年7月31日
2016年ストック・オプション⑦	2016年9月1日	2020年3月30日	0.01	1,800	自 2020年3月30日 至 2026年3月27日
2016年ストック・オプション⑧A	2016年11月1日	2017年10月31日	0.01	105,000	自 2017年11月1日 至 2026年10月31日
2016年ストック・オプション⑧B	2016年11月1日	2018年10月31日	0.01	162,900	自 2018年11月1日 至 2026年10月31日
2016年ストック・オプション⑧C	2016年11月1日	2019年10月31日	0.01	244,200	自 2019年11月1日 至 2026年10月31日
2016年ストック・オプション⑧D	2016年11月1日	2020年10月31日	0.01	304,200	自 2020年11月1日 至 2026年10月31日

(注) 株式数に換算して記載しています。

Rakuten Kobo Inc. が発行しているストック・オプションの内容は、以下のとおりです。

制度の名称	付与日	権利確定日	行使価格(加ドル)	未行使オプション残高 (注)	行使期間
Rakuten Kobo Inc. 2012年ストック・ オプション①A	2012年1月11日	2014年1月10日	1.00	150,000	自 2014年1月11日 至 2018年1月11日
Rakuten Kobo Inc. 2012年ストック・ オプション①B	2012年1月11日	2015年1月10日	1.00	739,458	自 2015年1月11日 至 2018年1月11日
Rakuten Kobo Inc. 2012年ストック・ オプション①C	2012年1月11日	2016年1月10日	1.00	739,458	自 2016年1月11日 至 2018年1月11日
Rakuten Kobo Inc. 2012年ストック・ オプション②A	2012年2月27日	2014年2月26日	1.00	—	自 2014年2月27日 至 2018年2月27日
Rakuten Kobo Inc. 2012年ストック・ オプション②B	2012年2月27日	2015年2月26日	1.00	158,334	自 2015年2月27日 至 2018年2月27日
Rakuten Kobo Inc. 2012年ストック・ オプション②C	2012年2月27日	2016年2月26日	1.00	158,333	自 2016年2月27日 至 2018年2月27日
Rakuten Kobo Inc. 2012年ストック・ オプション③A	2012年4月9日	2014年4月8日	1.00	—	自 2014年4月9日 至 2018年4月9日
Rakuten Kobo Inc. 2012年ストック・ オプション③B	2012年4月9日	2015年4月8日	1.00	121,666	自 2015年4月9日 至 2018年4月9日
Rakuten Kobo Inc. 2012年ストック・ オプション③C	2012年4月9日	2016年4月8日	1.00	121,667	自 2016年4月9日 至 2018年4月9日
Rakuten Kobo Inc. 2012年ストック・ オプション④A	2012年4月23日	2014年4月22日	1.00	—	自 2014年4月23日 至 2018年4月23日
Rakuten Kobo Inc. 2012年ストック・ オプション④B	2012年4月23日	2015年4月22日	1.00	—	自 2015年4月23日 至 2018年4月23日
Rakuten Kobo Inc. 2012年ストック・ オプション④C	2012年4月23日	2016年4月22日	1.00	—	自 2016年4月23日 至 2018年4月23日
Rakuten Kobo Inc. 2012年ストック・ オプション⑤A	2012年7月9日	2014年7月8日	1.00	—	自 2014年7月9日 至 2018年7月9日
Rakuten Kobo Inc. 2012年ストック・ オプション⑤B	2012年7月9日	2015年7月8日	1.00	—	自 2015年7月9日 至 2018年7月9日
Rakuten Kobo Inc. 2012年ストック・ オプション⑤C	2012年7月9日	2016年7月8日	1.00	—	自 2016年7月9日 至 2018年7月9日
Rakuten Kobo Inc. 2012年ストック・ オプション⑥A	2012年10月5日	2013年12月30日	1.00	—	自 2013年12月31日 至 2018年10月5日
Rakuten Kobo Inc. 2012年ストック・ オプション⑥B	2012年10月5日	2014年12月30日	1.00	—	自 2014年12月31日 至 2018年10月5日
Rakuten Kobo Inc. 2013年ストック・ オプション	2013年1月11日	2013年1月11日	0.01	—	自 2013年1月11日 至 2018年1月11日

(注) 株式数に換算して記載しています。

当社が発行したストック・オプションに関するオプション数及び加重平均行使価額は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)		当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	
	オプション数 (注)	加重平均 行使価額(円)	オプション数 (注)	加重平均 行使価額(円)
期首残高	12,951,600	276	14,308,200	106
期中の付与	4,704,200	0.01	7,637,100	0.01
期中の失効	1,183,600	229	1,892,300	15
期中の行使	2,164,000	818	2,048,700	254
期中の満期消滅	—	—	459,300	953
期末残高	14,308,200	106	17,545,000	30
期末現在の行使可能残高	1,981,600	763	1,932,100	272
加重平均残存契約年数	7.13年		7.83年	

(注) 株式数に換算して記載しています。

Rakuten Kobo Inc. が発行したストック・オプションに関するオプション数及び加重平均行使価額は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)		当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	
	オプション数 (注)	加重平均 行使価額(加ドル)	オプション数 (注)	加重平均 行使価額(加ドル)
期首残高	2,988,916	1.00	2,188,916	1.00
期中の付与	—	—	—	—
期中の失効	—	—	—	—
期中の行使	800,000	1.00	—	—
期中の満期消滅	—	—	—	—
期末残高	2,188,916	1.00	2,188,916	1.00
期末現在の行使可能残高	1,169,458	1.00	2,188,916	1.00
加重平均残存契約年数	2.12年		1.12年	

(注) 株式数に換算して記載しています。

当社のストック・オプションの権利行使日時時点の加重平均株価は、前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)は1,922円、当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)は1,204円です。

当社が発行したストック・オプションに関する未行使オプションの満期消滅日と行使価格は、以下のとおりです。

	前連結会計年度(2015年12月31日)		当連結会計年度(2016年12月31日)	
	行使価格(円)	オプション数(注)	行使価格(円)	オプション数(注)
2016年	555~1,002	930,000	—	—
2018年	559	691,300	559	575,900
2019年	701	353,600	701	290,000
2022年	0.01	2,313,300	0.01	1,020,500
2023年	0.01	2,169,600	0.01	1,948,600
2024年	0.01	5,018,000	0.01	4,378,000
2025年	0.01	2,832,400	0.01	2,274,900
2026年	—	—	0.01	7,057,100
期末残高合計	—	14,308,200	—	17,545,000

(注) 株式数に換算して記載しています。

Rakuten Kobo Inc. が発行したストック・オプションに関する未行使オプションの満期消滅日と行使価格は、以下のとおりです。

	前連結会計年度(2015年12月31日)		当連結会計年度(2016年12月31日)	
	行使価格(加ドル)	オプション数(注)	行使価格(加ドル)	オプション数(注)
2018年	1.00	2,188,916	1.00	2,188,916
期末残高合計	—	2,188,916	—	2,188,916

(注) 株式数に換算して記載しています。

当社は、当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)において、当社及びその子会社、関連会社の役員、従業員に対して持分決済型のストック・オプションを付与しています。付与したオプションの公正価値は、配当修正型ブラック＝ショールズ式を用いて算定しています。公正価値及び公正価値算定に用いた仮定は以下のとおりです。

当社の予想ボラティリティは、予想残存期間に対応する株価の過去期間、週次データ(週次終値対前週変動率)をもとに、1年を52週として年率換算しています。

	当連結会計年度 (2016年12月31日)		
	当社 2016年ストック・ オプション①A	当社 2016年ストック・ オプション①B	当社 2016年ストック・ オプション①C
加重平均株価(円)	1,295	1,295	1,295
行使価格(円)	0.01	0.01	0.01
予想ボラティリティ(%)	34.10	35.43	39.62
オプションの残存期間(年)	1.01	2.01	3.01
予想配当(円)	4.50	4.50	4.50
無リスク利子率(%)	△0.16	△0.16	△0.14
1株当りの公正価値(円)	1,290	1,286	1,282

	当連結会計年度 (2016年12月31日)		
	当社 2016年ストック・ オプション①D	当社 2016年ストック・ オプション②	当社 2016年ストック・ オプション③A
加重平均株価(円)	1,295	1,295	1,074
行使価格(円)	0.01	0.01	0.01
予想ボラティリティ(%)	37.08	39.51	36.96
オプションの残存期間(年)	4.01	3.16	1.00
予想配当(円)	4.50	4.50	4.50
無リスク利率率(%)	△0.13	△0.14	△0.21
1株当りの公正価値(円)	1,277	1,281	1,069

	当連結会計年度 (2016年12月31日)		
	当社 2016年ストック・ オプション③B	当社 2016年ストック・ オプション③C	当社 2016年ストック・ オプション③D
加重平均株価(円)	1,074	1,074	1,074
行使価格(円)	0.01	0.01	0.01
予想ボラティリティ(%)	36.46	41.06	38.13
オプションの残存期間(年)	2.00	3.00	4.01
予想配当(円)	4.50	4.50	4.50
無リスク利率率(%)	△0.22	△0.23	△0.22
1株当りの公正価値(円)	1,065	1,060	1,056

	当連結会計年度 (2016年12月31日)		
	当社 2016年ストック・ オプション④	当社 2016年ストック・ オプション⑤A	当社 2016年ストック・ オプション⑤B
加重平均株価(円)	1,074	1,221	1,221
行使価格(円)	0.01	0.01	0.01
予想ボラティリティ(%)	40.78	38.74	37.34
オプションの残存期間(年)	3.08	1.00	2.00
予想配当(円)	4.50	4.50	4.50
無リスク利率率(%)	△0.23	△0.27	△0.24
1株当りの公正価値(円)	1,060	1,216	1,212

	当連結会計年度 (2016年12月31日)		
	当社 2016年ストック・ オプション⑤C	当社 2016年ストック・ オプション⑤D	当社 2016年ストック・ オプション⑥A
加重平均株価(円)	1,221	1,221	1,189
行使価格(円)	0.01	0.01	0.01
予想ボラティリティ(%)	41.75	39.19	41.55
オプションの残存期間(年)	3.00	4.01	1.00
予想配当(円)	4.50	4.50	4.50
無リスク利率率(%)	△0.23	△0.21	△0.26
1株当りの公正価値(円)	1,207	1,203	1,184

	当連結会計年度 (2016年12月31日)		
	当社 2016年ストック・ オプション⑥B	当社 2016年ストック・ オプション⑥C	当社 2016年ストック・ オプション⑥D
加重平均株価(円)	1,189	1,189	1,189
行使価格(円)	0.01	0.01	0.01
予想ボラティリティ(%)	37.98	40.00	39.69
オプションの残存期間(年)	2.00	3.00	4.01
予想配当(円)	4.50	4.50	4.50
無リスク利率(%)	△0.24	△0.23	△0.23
1株当りの公正価値(円)	1,180	1,176	1,171

	当連結会計年度 (2016年12月31日)		
	当社 2016年ストック・ オプション⑦	当社 2016年ストック・ オプション⑧A	当社 2016年ストック・ オプション⑧B
加重平均株価(円)	1,333	1,219	1,219
行使価格(円)	0.01	0.01	0.01
予想ボラティリティ(%)	40.60	40.66	37.23
オプションの残存期間(年)	3.58	1.00	2.00
予想配当(円)	4.50	4.50	4.50
無リスク利率(%)	△0.17	△0.30	△0.25
1株当りの公正価値(円)	1,316	1,214	1,210

	当連結会計年度 (2016年12月31日)	
	当社 2016年ストック・ オプション⑧C	当社 2016年ストック・ オプション⑧D
加重平均株価(円)	1,219	1,219
行使価格(円)	0.01	0.01
予想ボラティリティ(%)	37.21	39.94
オプションの残存期間(年)	3.00	4.01
予想配当(円)	4.50	4.50
無リスク利率(%)	△0.22	△0.20
1株当りの公正価値(円)	1,206	1,201

36. 配当金

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)		当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	
	1株当たり配当金 (円)	配当金支払総額 (百万円)	1株当たり配当金 (円)	配当金支払総額 (百万円)
当期配当金支払額				
前年度取締役会決議配当金	4.5	5,952	4.5	6,410
期中支払配当金	-	-	-	-
当期支払額合計額	4.5	5,952	4.5	6,410

株主還元については、中長期的な成長に向けた投資や財務基盤の安定化のための内部留保の充実を勘案しつつ、安定的に一株当たり配当額を増加又は維持しています。必要となる株主資本の水準については、以下の考え方を基本としています。

- ・ 拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要な財務基盤を整えておくこと
- ・ 事業活動及び資産のリスクと比較して充分であること
- ・ 金融事業を行う上で必要な格付けを維持すること及び監督規制上求められる水準を充足していること

(注) 基準日が当連結会計年度に属する剰余金の配当金は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2017年2月13日取締役会決議	6,419	4.5

37. 金融商品の分類

当社グループにおける金融商品の分類は、以下のとおりです。

前連結会計年度(2015年12月31日)

(金融資産)

(単位：百万円)

	公正価値で測定する金融資産		償却原価で測定する金融資産	合計
	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
現金及び現金同等物	—	—	501,029	501,029
売上債権	—	—	104,011	104,011
証券事業の金融資産	1,364	—	1,107,935	1,109,299
カード事業の貸付金	—	—	833,820	833,820
銀行事業の有価証券	5,230	1	252,538	257,769
銀行事業の貸付金	—	—	444,044	444,044
保険事業の有価証券	—	—	15,308	15,308
デリバティブ資産	21,312	—	—	21,312
有価証券	82,206	58,904	10,127	151,237
その他の金融資産	1	—	161,639	161,640
合計	110,113	58,905	3,430,451	3,599,469

(金融負債)

(単位：百万円)

	公正価値で測定する金融負債		償却原価で測定する金融負債	合計
	強制的に公正価値で測定される金融負債	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債		
仕入債務	—	—	162,606	162,606
銀行事業の預金	—	48,755	1,318,029	1,366,784
証券事業の金融負債	—	—	987,244	987,244
デリバティブ負債	10,623	—	—	10,623
社債及び借入金	—	—	649,195	649,195
その他の金融負債	—	—	268,448	268,448
合計	10,623	48,755	3,385,522	3,444,900

当連結会計年度(2016年12月31日)

(金融資産)

(単位：百万円)

	公正価値で測定する金融資産		償却原価で測定する金融資産	合計
	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
現金及び現金同等物	—	—	548,269	548,269
売上債権	—	—	117,088	117,088
証券事業の金融資産	1,048	—	1,119,636	1,120,684
カード事業の貸付金	—	—	1,014,708	1,014,708
銀行事業の有価証券	4,422	1	152,892	157,315
銀行事業の貸付金	—	—	585,800	585,800
保険事業の有価証券	—	—	18,071	18,071
デリバティブ資産	21,813	—	—	21,813
有価証券	106,527	55,926	10,623	173,076
その他の金融資産	1	—	137,677	137,678
合計	133,811	55,927	3,704,764	3,894,502

(金融負債)

(単位：百万円)

	公正価値で測定する金融負債		償却原価で測定する金融負債	合計
	強制的に公正価値で測定される金融負債	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債		
仕入債務	—	—	181,279	181,279
銀行事業の預金	—	28,088	1,477,858	1,505,946
証券事業の金融負債	—	—	1,059,639	1,059,639
デリバティブ負債	6,598	—	—	6,598
社債及び借入金	—	—	711,104	711,104
その他の金融負債	—	—	297,489	297,489
合計	6,598	28,088	3,727,369	3,762,055

(1) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する指定を行った資本性金融商品に対する投資

当社グループの保有する株式等のうち、政策投資又は事業上のシナジー効果を期待して長期間にわたり保有することを目的としている株式等については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定しています。

前連結会計年度（2015年12月31日）における主なその他の包括利益を通じて公正価値で測定する指定を行った資本性金融商品は、Pinterest, Inc. の株式で、公正価値は46,200百万円です。当連結会計年度（2016年12月31日）における主なその他の包括利益を通じて公正価値で測定する指定を行った資本性金融商品は、Pinterest, Inc. の株式で、公正価値は44,622百万円です。

また、前連結会計年度において、事業上のシナジー効果を期待できないと判断した投資先に対する株式の売却をしました。当該株式の売却時の公正価値は1,076百万円であり、売却益は828百万円です。同様に、当連結会計年度においても、事業上のシナジー効果を期待できないと判断した投資先に対する株式の売却をしました。当該株式の売却時の公正価値は6,626百万円であり、売却益は5,336百万円です。

前連結会計年度において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定を行った株式等に関して認識した受取配当金の金額は102百万円であり、前連結会計年度末日において保有する株式等に係るものは102百万円です。また、当連結会計年度において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定を行った株式等に関して認識した受取配当金の金額は203百万円であり、当連結会計年度末日において保有する株式等に係るものは202百万円です。

前連結会計年度において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定を行った株式等に関する資本内の累積の利得540百万円を、株式等の売却に伴い利益剰余金に振替えています。また、当連結会計年度において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定を行った株式等に関する資本内の累積の利得3,627百万円を、株式等の売却に伴い利益剰余金に振替えています。

(2) 純損益を通じて公正価値で測定する指定を行った金融負債

当社グループは、「銀行事業の預金」に含まれる一部の特約付定期預金に対して、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の指定を行っています。

当社グループにおける当該預金の公正価値は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しています。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)			当連結会計年度 (2016年12月31日)		
	帳簿価額 (公正価値)	満期日 における契約上 の債務	差額	帳簿価額 (公正価値)	満期日 における契約上 の債務	差額
銀行事業の預金	48,755	47,424	1,331	28,088	27,267	821
合計	48,755	47,424	1,331	28,088	27,267	821

なお、契約上満期時に支払いを要求される金額は、当社グループが返済を要求される可能性のある最も早い契約上の満期日に負債が償還されると仮定して算出しています。

38. 金融商品から生じた損益

当社グループが保有する金融商品から生じた損益の分析は、以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

(1) 金融資産から生じた正味利得又は損失の金融商品の分類別の内訳

(単位：百万円)

	公正価値で測定する金融資産		償却原価で測定する金融資産	合計
	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
売上収益	7,046	94	105	7,245
営業費用	—	13	21,974	21,987
その他の収益	22,016	—	—	22,016
金融収益	10	8	—	18
金融費用	0	—	—	0
その他の包括利益	93	22,603	—	22,696

公正価値で測定する金融資産から生じた正味利得には、これらの資産にかかる受取利息、受取配当金及び受取手数料が含まれています。

(2) 金融負債から生じた正味利得又は損失の金融商品の分類別の内訳

(単位：百万円)

	公正価値で測定する金融負債		償却原価で測定する金融負債	合計
	強制的に公正価値で測定される金融負債	公正価値で測定するものとして指定された金融負債		
売上収益	—	891	—	891
営業費用	—	361	—	361

(3) 償却原価で測定する金融資産又は償却原価で測定する金融負債に係る(実効金利法により算定される)金利収益総額及び金利費用総額

(単位：百万円)

	償却原価で測定する金融資産に係る金利収益総額	償却原価で測定する金融負債に係る金利費用総額
売上収益	102,494	—
営業費用	—	5,883
金融収益	90	—
金融費用	—	3,607
合計	102,584	9,490

(4) 償却原価で測定する金融資産、償却原価で測定する金融負債及び信託及びその他の受託業務から生じる手数料収益及び費用

(単位：百万円)

	償却原価で測定する金融資産から生じる手数料収益	償却原価で測定する金融資産から生じる手数料費用	償却原価で測定する金融負債から生じる手数料費用	信託及びその他の受託業務から生じる手数料収益	信託及びその他の受託業務から生じる手数料費用
金融費用	—	—	189	—	—

(5) 金融資産の種類毎の減損損失又は戻入(△)

(単位：百万円)

	減損損失又は戻入(△)
売上債権(注)	693
証券事業の金融資産	242
カード事業の貸付金(注)	20,652
銀行事業の有価証券	△17
銀行事業の貸付金	321
その他の金融資産	83
合計	21,974

(注) 顧客との契約から生じた債権(注記27 売上収益)について認識した減損損失の額は、売上債権693百万円及びカード事業の貸付金7,229百万円です。

(6) 償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた利得及び損失の分析及び認識の中止の理由

(単位：百万円)

	償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた利得	償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた損失
保険事業の有価証券	136	—

認識の中止の理由

楽天生命保険(株)において、予想デュレーションの変動を反映するために投資ポートフォリオを調整することを目的とした売却により、保険事業の有価証券の認識を中止しています。

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

(1) 金融資産から生じた正味利得又は損失の金融商品の分類別の内訳

(単位：百万円)

	公正価値で測定する金融資産		償却原価で測定する金融資産	合計
	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
売上収益	10,437	75	1,213	11,725
営業費用	—	—	26,578	26,578
その他の収益	3,093	—	—	3,093
金融収益	0	128	—	128
金融費用	—	—	—	—
その他の包括利益	118	1,238	—	1,356

公正価値で測定する金融資産から生じた正味利得には、これらの資産にかかる受取利息、受取配当金及び受取手数料が含まれています。

(2) 金融負債から生じた正味利得又は損失の金融商品の分類別の内訳

(単位：百万円)

	公正価値で測定する金融負債		償却原価で測定する金融負債	合計
	強制的に公正価値で測定される金融負債	公正価値で測定するものとして指定された金融負債		
売上収益	—	509	—	509
営業費用	—	240	—	240

(3) 償却原価で測定する金融資産又は償却原価で測定する金融負債に係る(実効金利法により算定される)金利収益総額及び金利費用総額

(単位：百万円)

	償却原価で測定する金融資産に係る金利収益総額	償却原価で測定する金融負債に係る金利費用総額
売上収益	118,755	—
営業費用	—	5,264
金融収益	128	—
金融費用	—	3,163
合計	118,883	8,427

(4) 償却原価で測定する金融資産、償却原価で測定する金融負債及び信託及びその他の受託業務から生じる手数料収益及び費用

(単位：百万円)

	償却原価で測定する金融資産から生じる手数料収益	償却原価で測定する金融資産から生じる手数料費用	償却原価で測定する金融負債から生じる手数料費用	信託及びその他の受託業務から生じる手数料収益	信託及びその他の受託業務から生じる手数料費用
金融費用	—	—	338	—	—

(5) 金融資産の種類毎の減損損失又は戻入(△)

(単位：百万円)

	減損損失又は戻入(△)
売上債権(注)	1,008
証券事業の金融資産	267
カード事業の貸付金(注)	25,004
銀行事業の有価証券	△25
銀行事業の貸付金	399
その他の金融資産	△75
合計	26,578

(注) 顧客との契約から生じた債権(注記27 売上収益)について認識した減損損失の額は、売上債権1,008百万円及びカード事業の貸付金9,970百万円です。

(6) 償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた利得及び損失の分析及び認識の中止の理由

(単位：百万円)

	償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた利得	償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた損失
銀行事業の有価証券	32	—
保険事業の有価証券	1,222	—

認識の中止の理由

楽天銀行(株)において、内国為替決済等のための担保として差入れている債券の入れ替えを目的とした売却により、銀行事業の有価証券の認識を中止しています。

楽天生命保険(株)において、予想デュレーションの変動を反映するために投資ポートフォリオを調整することを目的とした売却により、保険事業の有価証券の認識を中止しています。

39. 金融商品の公正価値

(1) 金融商品の公正価値及び帳簿価額

下記は、当社グループの保有する金融商品の帳簿価額と公正価値の比較を示しています。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)		当連結会計年度 (2016年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
(金融資産)				
証券事業の金融資産	1,109,299	1,109,299	1,120,684	1,120,684
カード事業の貸付金	833,820	841,976	1,014,708	1,026,326
銀行事業の有価証券	257,769	257,928	157,315	157,353
銀行事業の貸付金	444,044	445,901	585,800	588,434
保険事業の有価証券	15,308	15,976	18,071	18,743
デリバティブ資産	21,312	21,312	21,813	21,813
有価証券	151,237	151,487	173,076	173,326
合計	2,832,789	2,843,879	3,091,467	3,106,679
(金融負債)				
銀行事業の預金	1,366,784	1,367,341	1,505,946	1,506,477
証券事業の金融負債	987,244	987,244	1,059,639	1,059,639
デリバティブ負債	10,623	10,623	6,598	6,598
社債及び借入金	649,195	652,511	711,104	723,545
合計	3,013,846	3,017,719	3,283,287	3,296,259

公正価値の算定方法

・証券事業の金融資産

証券事業の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としています。

・カード事業の貸付金、銀行事業の貸付金

カード事業の貸付金及び銀行事業の貸付金の公正価値は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって算定しています。

・銀行事業の有価証券、保険事業の有価証券及び有価証券

これらのうち、上場株式の公正価値については連結会計年度末日の市場の終値、非上場株式の公正価値については類似業種比較法等、適切な評価技法を用いて算定しています。債券等の公正価値については、売買参考統計値、ブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づく合理的な評価方法により算定しています。

・デリバティブ資産及び負債

デリバティブ資産及び負債のうち、為替予約については、先物為替相場等に基づき連結会計年度末日の公正価値を算定しています。また、金利スワップの公正価値は、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び連結会計年度末日の金利スワップの利率により割り引いた現在価値により算定しています。

なお、金利スワップ契約の取引相手先は高格付けを有する金融機関に限定しており、信用リスクは僅少であるため、公正価値の算定にあたり考慮していません。

・銀行事業の預金

銀行事業の預金のうち、要求払預金については、連結会計年度末日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を公正価値としています。また、定期預金の公正価値は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しています。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としています。

・証券事業の金融負債

証券事業の金融負債は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としています。

・社債及び借入金

社債及び借入金のうち満期までの期間が長期のもの公正価値は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しています。

なお、その他の金融資産及び金融負債は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似しています。

(2) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

下記は、公正価値をレベル1からレベル3までの公正価値ヒエラルキーに基づく分類を示しています。

<各ヒエラルキーの定義>

レベル1：同一の資産又は負債について活発な市場における（未調整の）公表価格

レベル2：当該資産又は負債について直接に又は間接に観察可能な、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットを使用して算定された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法によって算定された公正価値

当社グループは、各ヒエラルキー間の振替を、振替を生じさせた事象が発生した各四半期連結会計期間末日において認識しています。

連結財政状態計算書において公正価値で測定される資産及び負債に関するヒエラルキー別分類

前連結会計年度(2015年12月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
証券事業の金融資産	—	1,364	—	1,364
銀行事業の有価証券	—	—	5,231	5,231
有価証券	9,403	—	131,707	141,110
銀行事業の預金	—	48,755	—	48,755
デリバティブ資産/負債	—	10,689	—	10,689

前連結会計年度においてレベル1とレベル2の間の重要な振替はありません。

当連結会計年度(2016年12月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
証券事業の金融資産	—	1,048	—	1,048
銀行事業の有価証券	—	—	4,423	4,423
有価証券	8,519	—	153,934	162,453
銀行事業の預金	—	28,088	—	28,088
デリバティブ資産/負債	—	15,215	—	15,215

当連結会計年度においてレベル1とレベル2の間の重要な振替はありません。

連結財政状態計算書において公正価値で測定されない資産及び負債に関するヒエラルキー別分類

前連結会計年度(2015年12月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
証券事業の金融資産	—	1,107,833	102	1,107,935
カード事業の貸付金	—	—	841,976	841,976
銀行事業の有価証券	138,198	—	114,499	252,697
銀行事業の貸付金	—	—	445,901	445,901
保険事業の有価証券	13,875	—	2,101	15,976
有価証券	7,073	1,000	2,304	10,377
銀行事業の預金	—	1,318,586	—	1,318,586
証券事業の金融負債	—	987,244	—	987,244
社債及び借入金	—	652,511	—	652,511

当連結会計年度(2016年12月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
証券事業の金融資産	—	1,119,536	100	1,119,636
カード事業の貸付金	—	—	1,026,326	1,026,326
銀行事業の有価証券	82,603	—	70,327	152,930
銀行事業の貸付金	—	—	588,434	588,434
保険事業の有価証券	15,543	—	3,200	18,743
有価証券	6,570	1,000	3,303	10,873
銀行事業の預金	—	1,478,389	—	1,478,389
証券事業の金融負債	—	1,059,639	—	1,059,639
社債及び借入金	—	723,545	—	723,545

(3) レベル3ヒエラルキーの調整表

下記の表は、一つ以上の重要なインプットが観察可能な市場データに基づかないレベル3に分類された金融商品の各連結会計年度の期首から期末までの残高の増減を示す調整表です。

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

(単位:百万円)

	銀行事業の有価証券	有価証券	合計
2015年1月1日	17,889	33,407	51,296
利得又は損失			
純損益	△155	22,014	21,859
その他の包括利益	0	19,398	19,398
購入	—	64,666	64,666
売却	—	△992	△992
発行	—	—	—
決済	—	—	—
償還	△12,503	△0	△12,503
その他	—	△6,029	△6,029
レベル3への振替	—	—	—
レベル3からの振替(注)	—	△757	△757
2015年12月31日	5,231	131,707	136,938
前連結会計年度末日に保有する金融商品に係る純損益の合計	△208	21,237	21,029

(注)公正価値の測定に使用する重要なインプットが観察可能となったことによる振替です。

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)の純損益に含まれている利得及び損失は、「売上収益」及び「その他の収益」に含まれています。

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

(単位：百万円)

	銀行事業の有価証券	有価証券	合計
2016年1月1日	5,231	131,707	136,938
利得又は損失			
純損益	△286	1,285	999
その他の包括利益	△0	△772	△772
購入	—	41,985	41,985
売却	—	△464	△464
発行	—	—	—
決済	—	—	—
償還	△522	—	△522
その他	—	△19,807	△19,807
レベル3への振替	—	—	—
レベル3からの振替	—	—	—
2016年12月31日	4,423	153,934	158,357
当連結会計年度末日に保有する金融商品に係る純損益の合計	△283	289	6

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)の純損益に含まれている利得及び損失は、「売上収益」及び「その他の収益」に含まれています。

非上場株式の公正価値の測定は、所定のルールに従って営業部門から独立した管理部門により行われています。公正価値を測定するにあたり、個々の資産の性質、特徴並びにリスクを最も適切に反映できる評価モデルを決定しています。評価モデルの採用論拠及び評価過程について、リスクの管理部署に報告され、公正価値の評価の方針及び手続に関する適正性が確保されています。

銀行事業の有価証券の公正価値の測定は、時価算定事務基準に従いリスク管理部門により行われています。取引金融機関等から提供される価格については、有価証券種別ごとに分類し、それぞれの分類に応じて時価変動に影響を与える重要な指標の推移をモニタリングし、価格変動との整合性の確認を行っています。検証内容については、月次でリスク管理委員会・経営会議・取締役会に報告しています。

レベル3に分類された銀行事業の有価証券について、インプットがそれぞれ合理的に考える代替的な仮定に変更した場合の公正価値の増減は重要ではありません。また、レベル3に分類されたその他の金融商品については、インプットがそれぞれ合理的に考える代替的な仮定に変更した場合の重要な公正価値の増減は見込まれていません。

40. 金融資産と金融負債の相殺

当社グループにおける連結財政状態計算書上で相殺表示されている認識した金融資産及び金融負債の相殺前の総額、相殺額及び相殺後の純額は、以下のとおりです。また、認識した金融資産又は金融負債に関連する法的強制力があるマスター・ネットティング契約又は類似の契約に関しては、相殺表示されていない金額についても、潜在的影響額を開示しています。

前連結会計年度（2015年12月31日）

（連結財政状態計算書上で相殺表示されている金融資産、法的強制力があるマスター・ネットティング契約又は類似の契約）

（単位：百万円）

金融資産	取引の種類	認識済の 金融資産の総額	連結財政状態計算書上 で相殺される認識済の 金融負債の総額	連結財政状態計算書上 に表示されている 金融資産の純額
デリバティブ資産	デリバティブ	20,999	△2,335	18,664
証券事業の金融資産	リバース・レポ契約、 有価証券借入契約及び 類似の契約	327,331	—	327,331
	有価証券取引等に係る 未収入金等	417,205	△190,715	226,490
その他の金融資産	未収入金等	33,885	△29,704	4,181

（単位：百万円）

取引の種類	連結財政状態計算書上 に表示されている 金融資産の純額	連結財政状態計算書上で相殺表示 されていない関連する金額		純額
		金融商品	受入担保金	
デリバティブ	18,664	△8,571	△8,922	1,171
リバース・レポ契約、有価証券 借入契約及び類似の契約	327,331	△327,331	—	0
有価証券取引等に係る 未収入金等	226,490	△196,596	—	29,894
未収入金等	4,181	—	—	4,181

（連結財政状態計算書上で相殺表示されている金融負債、法的強制力があるマスター・ネットティング契約又は類似の契約）

（単位：百万円）

金融負債	取引の種類	認識済の 金融負債の総額	連結財政状態計算書上 で相殺される認識済の 金融資産の総額	連結財政状態計算書上 に表示されている 金融負債の純額
デリバティブ負債	デリバティブ	11,825	△2,335	9,490
証券事業の金融負債	レポ契約、有価証券貸付 契約及び類似の契約	185,606	—	185,606
	有価証券取引等に係る 未払金等	719,938	△190,715	529,223
その他の金融負債	未払金等	44,885	△29,704	15,181

(単位：百万円)

取引の種類	連結財政状態計算書上に表示されている金融負債の純額	連結財政状態計算書上で相殺表示されていない関連する金額		純額
		金融商品	差入担保金	
デリバティブ	9,490	△8,663	△827	—
レポ契約、有価証券貸付契約及び類似の契約	185,606	△182,210	—	3,396
有価証券取引等に係る未払金等	529,223	△295,098	—	234,125
未払金等	15,181	—	—	15,181

当連結会計年度（2016年12月31日）

(連結財政状態計算書上で相殺表示されている金融資産、法的強制力があるマスター・ネットリング契約又は類似の契約)

(単位：百万円)

金融資産	取引の種類	認識済の金融資産の総額	連結財政状態計算書上で相殺される認識済の金融負債の総額	連結財政状態計算書上に表示されている金融資産の純額
デリバティブ資産	デリバティブ	22,743	△2,163	20,580
証券事業の金融資産	リバース・レポ契約、有価証券借入契約及び類似の契約	265,899	—	265,899
	有価証券取引等に係る未収入金等	477,215	△225,857	251,358
その他の金融資産	未収入金等	39,242	△33,292	5,950

(単位：百万円)

取引の種類	連結財政状態計算書上に表示されている金融資産の純額	連結財政状態計算書上で相殺表示されていない関連する金額		純額
		金融商品	受入担保金	
デリバティブ	20,580	△5,680	△11,652	3,248
リバース・レポ契約、有価証券借入契約及び類似の契約	265,899	△265,297	—	602
有価証券取引等に係る未収入金等	251,358	△244,935	—	6,423
未収入金等	5,950	—	—	5,950

(連結財政状態計算書上で相殺表示されている金融負債、法的強制力があるマスター・ネットィング契約又は類似の契約)

(単位：百万円)

金融負債	取引の種類	認識済の 金融負債の総額	連結財政状態計算書上 で相殺される認識済の 金融資産の総額	連結財政状態計算書上 に表示されている 金融負債の純額
デリバティブ負債	デリバティブ	7,914	△2,163	5,751
証券事業の金融負債	レポ契約、有価証券貸付 契約及び類似の契約	203,152	—	203,152
	有価証券取引等に係る 未払金等	832,999	△225,857	607,142
その他の金融負債	未払金等	44,934	△33,292	11,642

(単位：百万円)

取引の種類	連結財政状態計算書上 に表示されている 金融負債の純額	連結財政状態計算書上で相殺表示され ていない関連する金額		純額
		金融商品	差入担保金	
デリバティブ	5,751	△5,680	△71	—
レポ契約、有価証券貸付契約及 び類似の契約	203,152	△198,228	—	4,924
有価証券取引等に係る 未払金等	607,142	△329,078	—	278,064
未払金等	11,642	—	—	11,642

強制可能なマスター・ネットィング契約又は類似の契約の対象である認識した金融資産及び金融負債に関する相殺の権利は、通常の事業活動の過程では発生が予想されていない債務不履行その他の特定の状況が発生した場合にのみ、強制力が生じ、個々の金融資産と金融負債の実現又は決済に影響を与えるものです。

41. 財務リスク管理

当社グループの資金運用については、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等の各種リスクを十分考慮したうえで元本の安全性及び資金の効率的活用を取組方針としています。また、資金調達については、その時々を経済環境等の要因を勘案し、直接金融や間接金融等の調達手段の中で最適と考えられる調達手段を選択していくことを取組方針としています。

証券事業を営む子会社においては、個人顧客を対象とした株式等金融商品の売買の媒介及び取次業務を主たる事業としており、顧客から受け入れた預り金や受入保証金について、金融商品取引法に基づき顧客分別金信託等で運用しています。また、資金運用については安全性を重視し、銀行預金及び流動性の高い金融資産で運用しています。一方、資金調達については、主に金融機関からの借入で対応しています。

カード事業(包括信用購入あっせん事業、個別信用購入あっせん事業、信用保証事業、融資事業)を営む子会社においては、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入のほか、コマーシャル・ペーパーの発行、社債の発行、債権流動化による直接金融により資金を調達しています。

銀行事業を営む子会社においては、預金業務、貸出業務及び為替業務を主たる業務としており、個人・法人顧客の双方に普通預金及び定期預金、外貨預金を各々提供し、また、当該金融負債を主たる原資として、個人顧客向けに保証付無担保カードローン及び住宅ローンを提供しているほか、有価証券や買入金銭債権の購入、金銭の信託の設定、コールローン等の市場取引、顧客への金融商品販売に付随して発生するデリバティブ・為替関連取引等を実施し、銀行の持つ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、過度な利益追求等により経営体力を超える運用を行うことを厳に慎み、とりわけ顧客から預かった預金については、十分安全性に配慮した運用を実施しています。また、運用調達業務全般にわたり、資産・負債構成の最適化及び適切な水準の自己資本充実度の確保を目的とし、金利感応度、資金流動性、市場流動性等に留意したALM(資産負債総合管理)運営を行っています。

保険事業を営む子会社においては、資産運用にあたり、保険金・給付金を将来にわたって確実に支払うことができるよう、安全性及び収益性の確保が重要な使命と考えています。安全性を第一義とし、流動性と収益性を重視した健全な運用資産ポートフォリオの構築を図りつつ、中・長期的に安定的な収益の確保を目標として、リスク分散を図りながら国内公社債中心の運用を行うことを資産運用の基本方針としています。

デリバティブ取引に対しては慎重な態度で臨み、投機的な収益獲得手段として取り扱わない方針としています。

(1) 信用リスク

① 金融商品に係る信用リスクの概要

当社グループが保有する金融資産は、主として証券事業を営む子会社が保有する証券事業関連資産、割賦売掛金、営業貸付金、銀行事業を営む子会社が保有する銀行事業関連資産、保険事業を営む子会社が保有する保険事業関連資産、有価証券です。

証券事業関連資産には、証券事業の預託金や信用取引資産等が含まれています。これらは、証券事業の金融資産として表示しています。証券事業の預託金は、主に顧客分別金信託等であり、銀行預金等により運用しているため、預入先の信用リスクにさらされています。信用取引資産は、顧客等の信用リスクにさらされています。

割賦売掛金及び営業貸付金には、カード事業を営む子会社が保有するカード債権や融資債権、消費者ローン、有担保ローン等が含まれており、カード事業の貸付金として表示しています。これらは、それぞれ与信先の信用リスクにさらされています。

銀行事業関連資産には、銀行事業の有価証券、銀行事業の貸付金等が含まれています。銀行事業の有価証券には、主に内国債、外国債等の有価証券及び信託受益権が含まれており、有価証券については、発行体の財政状態による信用リスクにさらされています。また、信託受益権については、発行体及び原資産の信用リスクにさらされています。銀行事業の貸付金には、個人顧客向け無担保カードローン及び住宅ローンが含まれており、これらは個人顧客の信用リスクにさらされています。

保険事業関連資産には、保険事業の有価証券等が含まれています。保険事業の有価証券には、主に国債、地方債、社債が含まれており、発行体の財政状態による信用リスクにさらされています。

また、有価証券には負債性金融商品等が含まれており、信用リスクにさらされています。

これらの金融資産については、相手先の業種や地域が広範囲にわたっており、特段の信用リスクの集中はありません。

② 金融商品に係る信用リスクの管理体制

当社グループでは、各社にて制定したリスク管理に関する諸規程において、具体的な各種リスクの管理方法や管理体制等を定めています。

信用リスクは、グループ管理規定に基づき、定期的に個別案件毎の与信限度額の設定、顧客の信用状況の把握、期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っています。デリバティブ取引については、「ヘッジ取引管理細則」に基づき管理しています。取引相手先は主に高格付けを有する金融機関としているため、信用リスクはほとんどないと認識していますが、取引相手方の契約不履行により経済的損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスクに対するエクスポージャー

当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは、以下のとおりです。

最大信用リスク・エクスポージャー(総額)は、保有する担保及びその他の信用補完を考慮に入れない信用リスクに対する最大エクスポージャーを表しています。また、最大信用リスク・エクスポージャー(純額)は、保有する担保及びその他の信用補完による信用リスクの軽減額を反映した最大信用リスク・エクスポージャーを表しています。なお、保有する担保及びその他の信用補完による信用リスクの軽減額には「40. 金融資産と金融負債の相殺」に記載されている担保金等の金額の一部は含まれていません。

下記の表中のオンバランス項目に記載されている金融資産に関しては、信用リスクに対する最大エクスポージャー(総額)は帳簿価額と同額です。下記の表中のオフバランス項目に記載されている金融保証の提供に関しては、信用リスクに対する最大エクスポージャーは、保証の実行を求められた場合に支払わなければならない最大の金額です。また、貸出コミットメントライン契約に関しては、信用リスクに対する最大エクスポージャーは、コミットメントの未利用分です。

前連結会計年度(2015年12月31日)

(単位：百万円)

	信用度による区分			合計	貸倒引当金	最大信用リスク・エクスポージャー(総額)	担保及び信用補完総額等	最大信用リスク・エクスポージャー(純額)
	期日が経過しておらず減損もしていない金融資産	期日が経過しているが減損していない金融資産	減損している金融資産					
オンバランス項目：								
現金及び現金同等物	501,029	—	—	501,029	—	501,029	—	501,029
売上債権	88,959	14,828	2,838	106,625	△2,614	104,011	—	104,011
証券事業の金融資産	1,109,073	211	1,481	1,110,765	△1,466	1,109,299	327,320	781,979
カード事業の貸付金	814,419	14,395	29,978	858,792	△24,972	833,820	—	833,820
銀行事業の有価証券	257,844	—	—	257,844	△75	257,769	—	257,769
銀行事業の貸付金	444,249	1,028	182	445,459	△1,415	444,044	—	444,044
保険事業の有価証券	15,308	—	—	15,308	—	15,308	—	15,308
有価証券	10,128	—	—	10,128	—	10,128	—	10,128
その他の金融資産	161,252	149	451	161,852	△212	161,640	—	161,640
オンバランス項目合計	3,402,261	30,611	34,930	3,467,802	△30,754	3,437,048	327,320	3,109,728
オフバランス項目：								
貸出コミットメントライン	—	—	—	—	—	2,560,942	—	2,560,942
金融保証契約	—	—	—	—	—	12,335	—	12,335
オフバランス項目合計	—	—	—	—	—	2,573,277	—	2,573,277
合計	3,402,261	30,611	34,930	3,467,802	△30,754	6,010,325	327,320	5,683,005

当連結会計年度(2016年12月31日)

(単位：百万円)

	信用度による区分			合計	貸倒引当金	最大信用リスク・エクスポージャー(総額)	担保及び信用補完総額等	最大信用リスク・エクスポージャー(純額)
	期日が経過しておらず減損もしていない金融資産	期日が経過しているが減損していない金融資産	減損している金融資産					
オンバランス項目：								
現金及び現金同等物	548,269	—	—	548,269	—	548,269	—	548,269
売上債権	105,251	11,984	2,586	119,821	△2,733	117,088	—	117,088
証券事業の金融資産	1,119,423	165	1,644	1,121,232	△1,596	1,119,636	265,899	853,737
カード事業の貸付金	989,423	18,398	41,807	1,049,628	△34,920	1,014,708	—	1,014,708
銀行事業の有価証券	152,942	—	—	152,942	△50	152,892	—	152,892
銀行事業の貸付金	584,419	2,821	625	587,865	△2,065	585,800	—	585,800
保険事業の有価証券	18,071	—	—	18,071	—	18,071	—	18,071
有価証券	10,623	—	—	10,623	—	10,623	—	10,623
その他の金融資産	137,607	65	238	137,910	△233	137,677	—	137,677
オンバランス項目合計	3,666,028	33,433	46,900	3,746,361	△41,597	3,704,764	265,899	3,438,865
オフバランス項目：								
貸出コミットメントライン	—	—	—	—	—	2,792,230	—	2,792,230
金融保証契約	—	—	—	—	—	10,362	—	10,362
オフバランス項目合計	—	—	—	—	—	2,802,592	—	2,802,592
合計	3,666,028	33,433	46,900	3,746,361	△41,597	6,507,356	265,899	6,241,457

カード事業の貸付金に係る信用特性については、債務者の延滞状況及び返済能力等を考慮して債権を分類管理しています。

銀行事業の貸付金及び銀行事業の有価証券に係る信用特性について、債務者の財政状況、資金繰り及び収益力等により返済能力を判定する債務者区分を実施し、更に各債務者に対する債権の回収可能性及び価値の毀損の危険性の度合いに応じて債権を分類管理しています。

④ 期日が経過しているが、減損していない金融資産の年齢分析

期日が経過しているが、減損していない金融資産の年齢分析は以下のとおりです。

当該年齢分析においては、契約条件に基づく支払期日より支払いが遅れる又は支払いがなされていない金融資産について、連結会計年度末日における支払期日から起算した延滞期間毎の金額を記載しています。

前連結会計年度(2015年12月31日)

(単位：百万円)

	6カ月以内	6カ月超1年以内	1年超
売上債権	13,842	537	449
証券事業の金融資産	150	9	52
カード事業の貸付金 (注)	10,787	3,608	—
銀行事業の貸付金	1,028	—	—
その他の金融資産	58	13	78
合計	25,865	4,167	579

(注) カード事業の貸付金のうち、延滞期間が3カ月以内の債権は7,872百万円、3カ月超6カ月以内の債権は2,915百万円です。

当連結会計年度(2016年12月31日)

(単位：百万円)

	6カ月以内	6カ月超1年以内	1年超
売上債権	10,783	541	660
証券事業の金融資産	51	16	98
カード事業の貸付金 (注)	13,413	4,985	—
銀行事業の貸付金	2,821	—	—
その他の金融資産	37	1	27
合計	27,105	5,543	785

(注) カード事業の貸付金のうち、延滞期間が3カ月以内の債権は9,513百万円、3カ月超6カ月以内の債権は3,900百万円です。

⑤ 減損していることが個別的に判定される金融資産

減損していることが個別的に判定される金融資産の分析は、以下のとおりです。

前連結会計年度(2015年12月31日)

	帳簿価額	貸倒引当金	(単位：百万円) 貸倒引当金控除後 帳簿価額
売上債権	2,838	△1,621	1,217
証券事業の金融資産	1,481	△1,466	15
カード事業の貸付金	29,978	△15,677	14,301
銀行事業の貸付金	182	△67	115
その他の金融資産	451	△212	239
合計	34,930	△19,043	15,887

当連結会計年度(2016年12月31日)

	帳簿価額	貸倒引当金	(単位：百万円) 貸倒引当金控除後 帳簿価額
売上債権	2,586	△1,547	1,039
証券事業の金融資産	1,644	△1,596	48
カード事業の貸付金	41,807	△22,977	18,830
銀行事業の貸付金	625	△227	398
その他の金融資産	238	△228	10
合計	46,900	△26,575	20,325

(2) 流動性リスク

① 金融商品に係る流動性リスクの概要

当社グループが保有する金融負債のうち流動性リスクにさらされているのは、主として借入金、銀行事業関連負債です。借入金は取引金融機関に対する当社グループの信用力やマーケット環境の変化による資金調達条件悪化等のリスクにさらされています。

② 金融商品に係る流動性リスクの管理

資金調達等にかかる流動性リスクは、各社の制定する規程に従い適正な手元流動性を維持するため、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

③ 金融負債の満期分析

金融負債(デリバティブを含む)の期日別残高は、以下のとおりです。

前連結会計年度(2015年12月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
デリバティブ以外の金融負債						
仕入債務	162,606	—	—	—	—	—
銀行事業の預金	1,180,098	30,510	21,834	5,784	5,695	140,955
証券事業の金融負債	987,244	—	—	—	—	—
社債及び借入金	258,328	101,284	68,762	120,967	42,689	66,895
その他の金融負債	259,082	2,266	739	524	5,073	764
デリバティブ負債	9,293	398	283	202	151	111
特約定期のカバー取引に関する デリバティブ	△859	△909	△408	△281	△287	△4,805
オフバランス項目						
貸出コミットメントライン	2,560,942	—	—	—	—	—
金融保証契約	12,335	—	—	—	—	—

(注) 金融負債のうち、要求払いのものについては「1年以内」に含めています。「銀行事業の預金」には、731,644百万円の要求払預金が含まれています。

なお、「特約定期のカバー取引に関するデリバティブ」は、「銀行事業の預金」に関連するものです。

当連結会計年度(2016年12月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
デリバティブ以外の金融負債						
仕入債務	181,279	—	—	—	—	—
銀行事業の預金	1,405,002	28,074	7,180	5,617	1,428	65,495
証券事業の金融負債	1,059,639	—	—	—	—	—
社債及び借入金	262,448	88,093	89,504	187,316	53,297	35,870
その他の金融負債	286,494	3,268	1,908	5,073	214	570
デリバティブ負債	5,197	410	277	188	103	29
特約定期のカバー取引に関する デリバティブ	△785	△257	△121	△113	△121	△1,953
オフバランス項目						
貸出コミットメントライン	2,792,230	—	—	—	—	—
金融保証契約	10,362	—	—	—	—	—

(注) 金融負債のうち、要求払いのものについては「1年以内」に含めています。「銀行事業の預金」には、979,052百万円の要求払預金が含まれています。

なお、「特約定期のカバー取引に関するデリバティブ」は、「銀行事業の預金」に関連するものです。

(3) 市場リスク

① 金融商品に係る市場リスクの概要

当社グループの活動は、主に経済環境・金融市場環境が変動するリスクにさらされています。金融市場環境が変動するリスクとして、具体的には為替変動リスク、金利変動リスク及び価格変動リスクがあります。

当社グループが保有する金融資産のうち市場リスクにさらされているのは、主として証券事業の金融資産、銀行事業の有価証券、保険事業の有価証券、有価証券です。

証券事業の金融資産には、証券事業における外国為替証拠金取引が含まれています。ただし、顧客との間で生じた外国為替証拠金取引に対し、カウンターパーティーとのカバー取引を行うことにより、顧客との取引により生じる市場リスクを回避しているため、原則として為替変動リスクの影響は軽微です。

銀行事業の有価証券には、主に内国債、外国債等の有価証券及び信託受益権が含まれており、金利変動リスク及び為替変動リスクにさらされています。そのうち、外国債については、対応する為替予約及び持高管理を行うことにより、為替変動リスクをヘッジしています。なお、上場株式等がないため、価格変動リスクの影響は軽微です。

保険事業の有価証券には、主に国債、地方債、社債が含まれており、価格変動リスクの影響は軽微です。

有価証券には、株式が含まれており、価格変動リスクにさらされています。

当社グループが保有する金融負債のうち市場リスクにさらされているのは、主として借入金、銀行事業関連負債であり、主に金利変動リスクにさらされています。銀行事業関連負債には、個人・法人顧客向けの普通預金、一般定期預金、新型定期預金のほか、外貨普通預金や外貨定期預金が含まれています。新型定期預金については、金利変動リスクにさらされていますが、対応した金利スワップ取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしています。外貨普通預金・外貨定期預金については、為替変動リスクにさらされていますが、対応した為替予約取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしています。

② 金融商品に係る市場リスクの管理体制

市場リスクに係る金融商品のうち、有価証券等については、取締役会において協議し投資決定を行い、所定のルールに従って適正に評価されていることを確認しています。外貨建金融商品については、一定額以上の損失を発生させないようにポジション限度額や損失限度額を設定し、為替相場の継続的なモニタリング及び自己ポジションの状況の管理をしています。銀行事業を営む子会社が保有する金融資産については、一定の金利・為替変動下において、これらの金融資産及び金融負債を時価評価し、その相殺後純額（以下、「現在価値」という）の影響額を、金利変動リスク及び為替変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

③ 金利変動リスク（銀行事業を営む子会社を除く）

当社グループにおいて、主要な金融負債は、金融機関からの借入であり、このうち、変動金利による借入は、金利変動リスクにさらされています。

当社グループの金融負債のエクスポージャーは、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
社債及び借入金	649,195	711,104
変動金利のもの	373,511	355,704
固定金利のもの	275,684	355,400

上記エクスポージャーのうち前連結会計年度(2015年12月31日)において、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、指標となる金利が全て10ベース・ポイント（0.1%）上昇した場合、損益及び資本の影響額は、2015年12月31日現在の金額から300百万円減少し、逆に（0.1%）下落した場合、300百万円増加すると認識しています。同様に、当連結会計年度(2016年12月31日)において、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、指標となる金利が全て10ベース・ポイント（0.1%）上昇した場合、損益及び資本の影響額は、2016年12月31日現在の金額から279百万円減少し、逆に（0.1%）下落した場合、279百万円増加すると認識しています。

なお、変動金利のものうち前連結会計年度（2015年12月31日）及び当連結会計年度(2016年12月31日)において、それぞれ73,590百万円及び76,770百万円については、金利変動リスクを低減するために金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を図っています。

④ 価格変動リスク

当社グループの保有する資本性金融商品のうち、市場性のある資本性金融商品は株価変動リスクにさらされています。また、資本性金融商品については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しています。

当社グループは、以下の感応度分析を、期末日の資本性金融商品の価格リスクを基礎として実施しました。

前連結会計年度(2015年12月31日)において、株価が5%上昇した場合、累積その他の包括利益（税効果考慮前）は、公正価値の変動により、2015年12月31日現在の金額から470百万円増加し、逆に5%下落した場合、470百万円減少すると認識しています。同様に、当連結会計年度(2016年12月31日)において、株価が5%上昇した場合、累積その他の包括利益（税効果考慮前）は、公正価値の変動により、2016年12月31日現在の金額から426百万円増加し、逆に5%下落した場合、426百万円減少すると認識しています。

⑤ 銀行事業を営む子会社における市場リスク管理

(金利変動リスク)

当社グループの銀行事業を営む子会社において、主要なリスク変数である金利変動リスクの影響を受ける金融資産は、主として銀行事業の有価証券、銀行事業の貸付金です。

金融負債については、個人・法人顧客向けの普通預金及び定期預金のほか、外貨普通預金や外貨定期預金、デリバティブ取引のうち金利スワップ取引です。

同子会社では、一定の金利変動下において、これらの金融資産及び金融負債に係る現在価値の影響額を、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

現在価値の影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分け、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間毎の金利変動幅を用いています。例えば、前連結会計年度(2015年12月31日)において、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、指標となる金利が全て10ベース・ポイント(0.1%)上昇した場合、2015年12月31日の現在価値が1,186百万円減少し、逆に10ベース・ポイント(0.1%)下落した場合、1,186百万円増加すると認識しています。同様に、当連結会計年度(2016年12月31日)において、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、指標となる金利が全て10ベース・ポイント(0.1%)上昇した場合、2016年12月31日の現在価値が1,469百万円減少し、逆に10ベース・ポイント(0.1%)下落した場合、1,469百万円増加すると認識しています。

なお、当該影響額は、金利とその他のリスク変数との相関を考慮せず、また外貨建資産、負債については、2015年12月31日及び2016年12月31日の為替レートをもとに日本円に換算して算出しています。加えて、10ベース・ポイント下落時に期間によって金利が負値になる場合については、排除していません。

42. 自己資本管理

当社グループの資本構造は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
負債合計	3,605,940	3,924,326
控除：現金及び現金同等物	501,029	548,269
純負債	3,104,911	3,376,057
資本合計	664,013	680,346

なお、当社グループには金融商品取引法その他海外の同様な法令に基づき自己資本規制比率や純資産等の額を一定水準以上に保つことが義務付けられている子会社があります。主要な子会社に適用される各国・地域の主な法令は次の表に記載のとおりです。

国・地域	会社名	法令名	規制内容
日本	楽天銀行(株)	銀行法	最低所要自己資本比率等の維持
	楽天証券(株)	金融商品取引法	最低所要自己資本規制比率等の維持
	楽天生命保険(株)	保険業法	ソルベンシー・マージン比率の維持
香港	楽天証券香港有限公司	Securities and Futures Ordinance (Cap. 571)	最低所要自己資本等の維持

各子会社の資本水準は、各国・地域の法令で要求される水準を十分に満たしています。

43. 関連当事者

当社グループと関連当事者との間の取引及び債権債務の残高は、以下のとおりです。なお、当社グループの子会社は、当社の関連当事者ですが、子会社との取引は連結財務諸表上消去されているため、開示の対象に含めていません。

(1) 関連当事者との取引

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)			当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)		
	関連会社	経営幹部	グループ合計	関連会社	経営幹部	グループ合計
売上収益	2,236	—	2,236	2,449	—	2,449
営業費用	2,179	—	2,179	1,295	—	1,295
売上債権(注)1	310	—	310	209	—	209
未収入金(注)2	—	—	—	188	—	188
その他の金融資産	2,542	—	2,542	3,258	—	3,258
銀行事業の預金	—	158	158	539	70	609
証券事業の金融負債	—	17	17	—	10	10
その他の金融負債	5,444	—	5,444	6,233	—	6,233
資本金	—	183	183	—	41	41
資本準備金	—	183	183	—	41	41

- (注) 1 前連結会計年度の売上債権については、貸倒引当金80百万円を計上しています。
 2 当連結会計年度の未収入金については、貸倒引当金187百万円を計上しています。
 3 担保・保証取引はありません。

(2) 主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社との取引

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
営業費用 (注)1	57	41
未払金 (注)2	11	—

- (注) 1 前連結会計年度及び当連結会計年度の営業費用は、主に公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団への広告宣伝費であり、一般的な取引条件と同様に決定しています。
 2 前連結会計年度の未払金は、公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団への協賛金です。協賛金は、社会貢献の目的で支払われており、独立第三者取引と同様の一般的な取引条件で決定されています。なお、当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史は、公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団の理事長を兼任しています。

(3) 経営幹部の報酬

経営幹部に対する報酬は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
短期従業員給付 (注)	883	682
株式報酬	209	235
合計	1,092	917

- (注) 経営幹部に対する報酬は、楽天(株)の役員及びその他の経営幹部に対する報酬です。短期従業員給付には、使用人兼取締役の使用人分給与・賞与を含んでいます。

44. 企業結合

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

OverDrive Holdings, Inc.との企業結合

(1) 企業結合の概要は以下のとおりです。

- ① 被取得企業の名称 OverDrive Holdings, Inc.
- ② 事業の内容 図書館・教育機関向けに電子書籍及びオーディオブック等のコンテンツ配信サービス
- ③ 企業結合を行った理由

当社は、デジタルコンテンツサービスを、インターネットサービス、FinTechに続く今後の成長戦略の柱の一つと位置付け、2012年のKobo Inc. (現 Rakuten Kobo Inc.) 買収以降、電子書籍事業を順調に拡大してまいりました。OverDrive Holdings, Inc. の買収は、主に同社の確立されたポジショニングやこれまで蓄積してきた有形無形の資産と、Rakuten Kobo Inc. が誇る技術革新の実績、海外展開、出版社との強固でグローバルな関係によって、両社が保有するプラットフォーム、ブランド、革新的な製品開発が強化され、グローバルな成長を加速させると見込まれます。

- ④ 企業結合日 2015年4月27日
- ⑤ 企業結合の法的形式 株式の取得
- ⑥ 結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はありません。
- ⑦ 取得した議決権比率 100.0%
- ⑧ 取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためです。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

(単位：百万円)

取得の対価：	
現金	50,218
取得対価の合計	50,218

(3) 取得に直接要した費用は208百万円であり、「営業費用」にて費用処理しています。

(4) 発生したのれんの金額及び発生原因は以下のとおりです。

- ① 発生したのれんの金額 309百万USドル
- ② 発生原因 今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものです。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額は、以下のとおりです。

	公正価値
資産の部	
現金及び現金同等物	17百万USドル
無形資産	135百万USドル
その他	35百万USドル
資産合計	187百万USドル
負債の部	
未払金	3百万USドル
その他	78百万USドル
負債合計	81百万USドル

(6) 企業結合が期首に行われたと仮定した場合の当社グループの売上収益及び当期利益に与える影響は軽微なため、記載を省略しています。

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

記載すべき重要な事項はありません。

45. 主要な子会社

(1) 主要な子会社

当社グループの主要な子会社は、以下のとおりです。

会社名	所在地	資本金 (百万円)	前連結会計年度 (2015年12月31日)		当連結会計年度 (2016年12月31日)		摘要
			議決権比率	持分比率	議決権比率	持分比率	
インターネットサービス セグメント：							
ケンコーコム(株)	福岡県	100	56.7%	56.7%	100%	100%	
Rakuten Kobo Inc.	カナダ	858百万 加ドル	100%	100%	100%	100%	
RAKUTEN MARKETING LLC	米国	1米ドル	100%	100%	100%	100%	
Ebates Inc.	米国	0.1米ドル	100%	100%	100%	100%	
OverDrive Holdings, Inc.	米国	1米ドル	100%	100%	100%	100%	(注) 2
楽天コミュニケーションズ(株)	東京都	2,026	100%	99.6%	100%	99.6%	(注) 1
(株)楽天野球団	宮城県	100	100%	100%	100%	100%	
VIBER MEDIA LTD.	ルクセンブルク ルク大公国	71千 米ドル	100%	100%	100%	100%	
FinTechセグメント：							
楽天カード(株)	東京都	19,324	100%	100%	100%	100%	
楽天銀行(株)	東京都	25,954	100%	100%	100%	100%	
楽天証券(株)	東京都	7,496	100%	100%	100%	100%	
楽天生命保険(株)	東京都	2,500	100%	100%	100%	100%	

(注) 1 楽天コミュニケーションズ(株)の議決権比率と持分比率の相違の理由は、同社が自己株式を保有しているためです。

2 OverDrive Holdings, Inc. は、前連結会計年度より連結子会社となっています。

(2) 所有持分の変動

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

当社グループは、2015年4月27日にOverDrive Holdings, Inc. の支配権を獲得して子会社としています。この取得取引については、注記44 企業結合に記載しています。

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

特記事項はありません。

46. 組成された事業体

連結している組成された事業体

当社グループは、信託を用いた債権の流動化等を行っており、当該信託等を連結しています。

これらの流動化にかかる信託等は、組成された事業体であり、その支配の決定に際して、議決権又は類似の権利が決定的な要因とならないように設計されています。

当社グループは、これらの組成された事業体が保有する資産の運用や回収行為を指図できる権利を有しており、また、信託財産を裏付とする劣後受益権等の保有を通じ、これらの組成された事業体からの変動リターンに対する権利を保有しています。そのため、これらの組成された事業体を支配していると判断しています。

連結しているこれらの組成された事業体の資産及び負債は、組成された事業体との契約に従い、利用がその組成の目的に制限されています。

当社グループが連結している組成された事業体の資産及び負債の帳簿価額は、以下のとおりです。

連結している組成された事業体の資産及び負債の帳簿価額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
資産の部		
カード事業の貸付金	29,474	30,049
その他	1,260	1,512
資産合計	30,734	31,561
負債の部		
社債及び借入金	11,000	17,000
その他	23	307
負債合計	11,023	17,307

非連結の組成された事業体

当社グループは、銀行事業等において、運用業務の一環として、組成された事業体への投資を行っています。これらの組成された事業体は、他社が組成した、オートローン、消費者ローン及び社債等の金銭債権、各種不動産物件、デリバティブ及びその他の債券等を裏付資産とする流動化商品であり、当社グループはこれらの債券及び信託受益権を保有しています。これらの商品は、銀行事業等におけるリスク管理の規定に従い、個別案件毎に定期的な管理を行うことにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っています。

また、当社グループは、投信投資顧問業において、投資家の要求に見合った投資信託を組成し、投資家に対して販売を行っていますが、当社グループはこれらの投資信託の持分は有していません。投信投資顧問業以外の子会社においても、信託業務を行っていますが、当社グループはこれらの信託の持分は有していません。

当社グループは、これらの組成された事業体に対して、保証やコミットメントの提供は行っていません。そのため当社グループが、これらの非連結の組成された事業体への関与によりさらされている損失の最大エクスポージャーは、債券や信託受益権への投資の簿価に限定されています。当該最大エクスポージャーは、生じうる最大の損失額を示すものであり、その発生可能性を反映するものではありません。

以下の表は、これら組成された事業体に対する当社グループの最大エクスポージャーを、組成された事業体が保有する資産別に集計したものです。

非連結の組成された事業体の帳簿価額及び当該関与から生じる損失に対する企業の最大エクスポージャー

(単位：百万円)

連結財政状態計算書上の 表示科目	組成された事業体の 資産の種類	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当連結会計年度 (2016年12月31日)
銀行事業の有価証券	他社により組成された 流動化商品		
	公社債	10,503	12,000
	個人向け金銭債権	26,386	25,743
	その他	4,100	3,914
その他		2,024	3,069
合計		43,013	44,726

47. 後発事象

自己株式の取得

当社は、2017年2月20日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社株式の市場価格、資本効率、財務状況等を総合的に勘案するもの

(2) 取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類 当社普通株式

②取得し得る株式の総数 120,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合8.4%）

③株式の取得価額の総額 1,000億円（上限）

④取得する期間 2017年2月22日～2018年2月21日

48. 流動・非流動の区分

前連結会計年度(2015年12月31日)

(単位：百万円)

	回収又は決済までの期間		合計
	12カ月以内	12カ月超	
資産の部			
現金及び現金同等物	501,029	—	501,029
売上債権	102,795	1,216	104,011
証券事業の金融資産	1,109,222	77	1,109,299
カード事業の貸付金	583,630	250,190	833,820
銀行事業の有価証券	187,286	70,483	257,769
銀行事業の貸付金	14,872	429,172	444,044
保険事業の有価証券	10	15,298	15,308
デリバティブ資産	18,461	2,851	21,312
有価証券	6,981	144,256	151,237
その他の金融資産	142,284	19,356	161,640
持分法で会計処理されている投資	—	16,912	16,912
有形固定資産	—	48,442	48,442
無形資産	—	514,752	514,752
繰延税金資産	—	28,252	28,252
その他の資産	26,528	35,598	62,126
資産合計	2,693,098	1,576,855	4,269,953
負債の部			
仕入債務	162,606	—	162,606
銀行事業の預金	1,168,207	198,577	1,366,784
証券事業の金融負債	987,244	—	987,244
デリバティブ負債	9,324	1,299	10,623
社債及び借入金	255,018	394,177	649,195
その他の金融負債	258,618	9,830	268,448
未払法人所得税等	24,718	—	24,718
引当金	49,699	4,430	54,129
保険事業の保険契約準備金	—	21,635	21,635
繰延税金負債	—	20,417	20,417
その他の負債	37,935	2,206	40,141
負債合計	2,953,369	652,571	3,605,940

当連結会計年度(2016年12月31日)

(単位：百万円)

	回収又は決済までの期間		合計
	12カ月以内	12カ月超	
資産の部			
現金及び現金同等物	548,269	—	548,269
売上債権	116,048	1,040	117,088
証券事業の金融資産	1,120,167	517	1,120,684
カード事業の貸付金	706,827	307,881	1,014,708
銀行事業の有価証券	60,542	96,773	157,315
銀行事業の貸付金	19,923	565,877	585,800
保険事業の有価証券	—	18,071	18,071
デリバティブ資産	20,072	1,741	21,813
有価証券	7,643	165,433	173,076
その他の金融資産	109,003	28,675	137,678
持分法で会計処理されている投資	—	41,130	41,130
有形固定資産	—	53,271	53,271
無形資産	—	506,087	506,087
繰延税金資産	—	25,681	25,681
その他の資産	40,208	43,793	84,001
資産合計	2,748,702	1,855,970	4,604,672
負債の部			
仕入債務	181,279	—	181,279
銀行事業の預金	1,400,646	105,300	1,505,946
証券事業の金融負債	1,059,639	—	1,059,639
デリバティブ負債	5,330	1,268	6,598
社債及び借入金	260,293	450,811	711,104
その他の金融負債	286,494	10,995	297,489
未払法人所得税等	12,674	—	12,674
引当金	60,511	4,724	65,235
保険事業の保険契約準備金	—	24,462	24,462
繰延税金負債	—	17,428	17,428
その他の負債	41,827	645	42,472
負債合計	3,308,693	615,633	3,924,326

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上収益 (百万円)	180,300	368,906	559,357	781,916
税引前四半期(当期)利益 (百万円)	22,221	47,121	72,272	73,923
四半期(当期)利益 (百万円)	11,749	26,549	43,958	38,001
基本的1株当たり四半期(当期)利益 (円)	8.24	18.65	30.83	26.65
(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益又は四半期損失(△) (円)	8.24	10.40	12.19	△4.17

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 65,179	※1 32,453
売掛金	※1 70,369	※1 81,095
商品	6,602	6,692
貯蔵品	266	322
前払費用	3,110	4,377
未収入金	※1 27,050	※1 31,784
未収還付法人税等	—	4,120
関係会社短期貸付金	※2 9,631	※2 9,516
繰延税金資産	20,668	22,101
その他	※1 3,369	※1 4,587
貸倒引当金	△4,983	△5,479
流動資産合計	201,264	191,572
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,649	7,327
機械装置及び運搬具	307	309
工具、器具及び備品	7,364	7,712
建設仮勘定	1,113	960
その他	189	135
有形固定資産合計	16,624	16,444
無形固定資産		
のれん	3,391	4,388
特許権	2,321	2,166
商標権	76	125
ソフトウェア	23,327	26,337
ソフトウェア仮勘定	3,698	5,786
その他	116	31
無形固定資産合計	32,932	38,837
投資その他の資産		
投資有価証券	3,580	5,153
関係会社株式	776,803	862,512
関係会社出資金	581	300
関係会社社債	4,000	4,000
関係会社長期貸付金	※2 6,883	※2 10,029
破産更生債権等	2,121	2,542
長期前払費用	407	280
敷金及び保証金	4,330	4,518
繰延税金資産	2,710	3,359
貸倒引当金	△1,707	△2,407
投資損失引当金	—	△1,234
投資その他の資産合計	799,712	889,054
固定資産合計	849,270	944,336
資産合計	1,050,534	1,135,909

(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 8,459	※1 11,126
コマーシャル・ペーパー	—	※1 26,000
短期借入金	※3 38,120	※3 36,565
1年内償還予定の社債	—	30,000
未払金	※1 36,322	※1 36,862
未払費用	※1 20,142	※1 21,585
未払法人税等	13,465	—
前受金	6,805	7,194
預り金	※1 39,158	※1 55,031
ポイント引当金	48,696	59,183
賞与引当金	2,017	2,133
役員賞与引当金	23	—
仮受金	※1 490	※1 593
その他	344	328
流動負債合計	214,046	286,603
固定負債		
社債	30,000	40,000
長期借入金	235,565	199,000
資産除去債務	2,842	2,732
その他	283	420
固定負債合計	268,691	242,152
負債合計	482,737	528,756
純資産の部		
株主資本		
資本金	203,587	204,562
資本剰余金		
資本準備金	171,124	172,099
その他資本剰余金	41,271	41,271
資本剰余金合計	212,396	213,370
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	147,352	179,781
利益剰余金合計	147,352	179,781
自己株式	△3,627	△3,627
株主資本合計	559,709	594,088
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	934	1,602
評価・換算差額等合計	934	1,602
新株予約権	7,153	11,461
純資産合計	567,796	607,152
負債純資産合計	1,050,534	1,135,909

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
売上高	※2 268,214	※2 305,437
売上原価	※2 43,820	※2 64,212
売上総利益	224,394	241,225
販売費及び一般管理費	※1, ※2 145,606	※1, ※2 194,137
営業利益	78,787	47,087
営業外収益		
受取利息	※2 122	※2 126
受取配当金	※2 3,688	※2 16,978
その他	※2 150	※2 276
営業外収益合計	3,961	17,381
営業外費用		
支払利息	※2 2,342	※2 1,895
為替差損	102	76
株式交付費	1,212	—
支払手数料	1,461	541
その他	282	165
営業外費用合計	5,402	2,679
経常利益	77,346	61,789
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	42	382
固定資産売却益	※2 8	※2 1,231
投資有価証券売却益	494	—
関係会社株式売却益	2,441	110
その他	22	99
特別利益合計	3,009	1,824
特別損失		
固定資産除却損	※2, ※3 660	※2, ※3 809
減損損失	1,763	3,503
関係会社株式評価損	62,328	6,487
関係会社貸倒引当金繰入額	1,277	931
投資損失引当金繰入額	—	1,234
事務所移転費用	※4 1,162	—
事業再編損	79	—
その他	837	1,372
特別損失合計	68,110	14,340
税引前当期純利益	12,246	49,273
法人税、住民税及び事業税	28,173	12,512
法人税等調整額	△2,372	△2,078
法人税等合計	25,800	10,434
当期純利益又は当期純損失(△)	△13,553	38,839

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)		当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 商品売上原価	※2	35,523	81.1	48,442	75.4
1. 期首商品棚卸高		2,598		6,602	
2. 当期商品仕入高		39,526		48,532	
合計		42,125		55,134	
3. 期末商品棚卸高		6,602		6,692	
II 広告媒体費	※2	1,225	2.8	2,217	3.5
III 物流事業売上原価	※2	6,813	15.5	6,367	9.9
IV 回線使用料	※2	258	0.6	7,184	11.2
合計		43,820	100.0	64,212	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	111,601	79,138	41,271	120,410	166,857	166,857	△3,625	395,244	
当期変動額									
新株の発行	91,985	91,985		91,985				183,971	
剰余金の配当					△5,951	△5,951		△5,951	
当期純利益又は当期純損失(△)					△13,553	△13,553		△13,553	
自己株式の取得							△1	△1	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	91,985	91,985	—	91,985	△19,505	△19,505	△1	164,465	
当期末残高	203,587	171,124	41,271	212,396	147,352	147,352	△3,627	559,709	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	83	83	3,299	398,626
当期変動額				
新株の発行				183,971
剰余金の配当				△5,951
当期純利益又は当期純損失(△)				△13,553
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	851	851	3,854	4,705
当期変動額合計	851	851	3,854	169,170
当期末残高	934	934	7,153	567,796

当事業年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	203,587	171,124	41,271	212,396	147,352	147,352	△3,627	559,709
当期変動額								
新株の発行	974	974		974				1,949
剰余金の配当					△6,409	△6,409		△6,409
当期純利益又は当期純 損失(△)					38,839	38,839		38,839
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	974	974	—	974	32,429	32,429	△0	34,379
当期末残高	204,562	172,099	41,271	213,370	179,781	179,781	△3,627	594,088

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	934	934	7,153	567,796
当期変動額				
新株の発行				1,949
剰余金の配当				△6,409
当期純利益又は当期純 損失(△)				38,839
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	668	668	4,308	4,976
当期変動額合計	668	668	4,308	39,355
当期末残高	1,602	1,602	11,461	607,152

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------|--|
| (1) 商品・貯蔵品 | |
| モバイル事業等 | 先入先出法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |
| その他 | 最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |

3 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------|---|
| (1) 有形固定資産 | 定額法を採用しています。 |
| (リース資産を除く) | 耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。 |
| (2) 無形固定資産 | 定額法を採用しています。 |
| (リース資産を除く) | 耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。また、のれんについては、効果が及ぶと見積られる期間(20年以内)で償却しています。 |
| (3) リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 |

4 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。 |
| (2) 賞与引当金 | 主に従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度分を計上しています。 |
| (3) 投資損失引当金 | 関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して関係会社株式等について必要額を計上しています。 |
| (4) ポイント引当金 | ポイントの使用による費用発生に備えるため当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。 |

5 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

6 「マージン売上」の計上基準

商品等の取扱高(流通総額)に比例して利用料が計算される「マージン売上」のうちキャンセル受付期間が設定されている取引については、取引発生時にキャンセル発生見込額を控除した取引高に対する利用料を売上として計上しています。

なお、キャンセル発生見込額はキャンセル発生実績率に基づき算出しています。

キャンセル受付期間完了前売上高 10,542百万円(前事業年度は8,956百万円)

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。ただし、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建債権債務

(3) ヘッジ方針

外貨建債権債務が有する為替変動リスクを回避する目的で、楽天株式会社ヘッジ取引管理細則に基づき為替予約を行っています。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象取引との通貨単位、取引金額及び決済期日同一性について、社内管理資料に基づき有効性評価を行っています。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び債務（貸借対照表に掲記しているものを除く）

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
金銭債権	80,884百万円	57,426百万円
金銭債務	38,343百万円	34,919百万円

※2 貸出コミットメントライン契約

当社グループではキャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、これに伴う貸出コミットメントラインの未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
貸出コミットメントラインの総額	7,742百万円	7,913百万円
貸出実行残高	－百万円	－百万円
未実行残高	7,742百万円	7,913百万円

※3 借入コミットメントライン契約

当社は、(株)三井住友銀行、(株)みずほ銀行、三井住友信託銀行(株)、(株)三菱東京UFJ銀行と借入コミットメントライン契約を締結しており、未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
借入コミットメントラインの総額	49,500百万円	80,000百万円
借入実行残高	－百万円	－百万円
未実行残高	49,500百万円	80,000百万円

4 保証債務等の残高

当社の子会社であるRakuten USA, Inc.、Rakuten Europe S.a.r.l.及びRakuten Commerce LLCの借入金等支払債務に対して債務保証を行っています。保証債務残高の状況は以下のとおりです。

	前事業年度 (2015年12月31日)		当事業年度 (2016年12月31日)
Rakuten USA, Inc.	2,507百万円 (20,789千米ドル)	Rakuten USA, Inc.	4,838百万円 (41,538千米ドル)
Rakuten Europe S.a.r.l.	922百万円 (7,000千ユーロ)	Rakuten Europe S.a.r.l.	1,227百万円 (10,000千ユーロ)
Rakuten Commerce LLC	－百万円 (－千米ドル)	Rakuten Commerce LLC	1,304百万円 (11,200千米ドル)

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
ポイント費用	20,565百万円	38,575百万円
広告宣伝費及び販売促進費	31,505百万円	42,251百万円
人件費	36,981百万円	41,827百万円
賞与引当金繰入額	2,017百万円	2,133百万円
減価償却費	11,189百万円	12,645百万円
通信費	2,709百万円	2,993百万円
保守費	2,224百万円	2,183百万円
委託費及び外注費	30,321百万円	38,392百万円
地代家賃	6,497百万円	6,339百万円
荷造運賃手数料	1,027百万円	1,389百万円
貸倒引当金繰入額	435百万円	435百万円
関係会社負担費用	△16,453百万円	△15,806百万円
その他	16,582百万円	20,775百万円
計	145,606百万円	194,137百万円

なお、関係会社負担費用は、関係会社に対する役務提供、管理業務等にかかわる費用で、人件費及び経費からの控除項目です。

おおよその割合

	前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
販売費	32%	38%
一般管理費	68%	62%

※2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
営業取引による取引高	43,588百万円	40,248百万円
売上高	8,320百万円	7,678百万円
営業費用	△35,267百万円	△32,569百万円
営業取引以外の取引高	5,794百万円	20,548百万円
営業取引以外の取引高(収入)	4,382百万円	18,586百万円
営業取引以外の取引高(支出)	1,411百万円	1,962百万円

※3 固定資産除却損の内訳は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
建物	109百万円	81百万円
機械装置及び運搬具	18百万円	8百万円
工具、器具及び備品	220百万円	166百万円
ソフトウェア	284百万円	503百万円
ソフトウェア仮勘定	26百万円	48百万円
その他	－百万円	1百万円
合計	660百万円	809百万円

※4 事務所移転費用

前事業年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

事務所移転費用1,162百万円を特別損失に計上しています。この内訳は、事務所移転に伴う費用1,838百万円、資産除去債務履行差額△676百万円です。

当事業年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2015年12月31日)

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	2,183	3,282	1,098
関連会社株式	5,290	37,625	32,334
合計	7,473	40,907	33,433

当事業年度 (2016年12月31日)

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	5,290	23,407	18,117
合計	5,290	23,407	18,117

(注) 1 時価の算定方法は、株式の取引所の価格によっています。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	2015年12月31日	2016年12月31日
子会社株式	766,809	853,668
子会社出資金	581	300
関連会社株式	2,520	3,553
合計	769,911	857,522

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めていません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
繰延税金資産		
投資損失引当金	一百万円	378百万円
貸倒引当金	2,198百万円	2,352百万円
ポイント引当金	16,099百万円	18,263百万円
賞与引当金	667百万円	658百万円
関係会社株式評価損	24,471百万円	24,882百万円
未払事業税	1,069百万円	157百万円
資産除去債務	916百万円	837百万円
株式報酬費用	1,031百万円	1,428百万円
その他	3,297百万円	3,745百万円
繰延税金資産小計	49,751百万円	52,705百万円
評価性引当額	△24,697百万円	△25,014百万円
繰延税金資産合計	25,053百万円	27,691百万円
繰延税金負債		
株式譲渡認定損	120百万円	114百万円
その他有価証券評価差額金	444百万円	709百万円
有形固定資産	789百万円	697百万円
その他	319百万円	708百万円
繰延税金負債合計	1,673百万円	2,229百万円
繰延税金資産の純額	23,379百万円	25,461百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
法定実効税率	35.64%	33.06%
(調整)		
評価性引当額の増減額	169.65%	3.34%
繰越欠損金の利用額	△0.83%	△6.79%
税率変更による影響	16.58%	3.67%
受取配当等の益金不算入額	△10.48%	△10.98%
その他	0.11%	△1.11%
小計	175.03%	△11.88%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	210.67%	21.18%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が2016年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が2016年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、2017年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の33.06%から、回収又は支払が見込まれる期間が2017年1月1日から2018年12月31日までのものは30.86%、2019年1月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されています。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が1,809百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が1,809百万円増加しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は、2017年2月20日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社株式の市場価格、資本効率、財務状況等を総合的に勘案するもの

(2) 取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類 当社普通株式

②取得し得る株式の総数 120,000,000株 (上限)

(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合8.4%)

③株式の取得価額の総額 1,000億円 (上限)

④取得する期間 2017年2月22日～2018年2月21日

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	7,649	786	260	847	7,327	1,480
	機械装置及び運搬具	307	56	8	45	309	251
	工具、器具及び備品	7,364	2,713	173	2,191	7,712	6,316
	建設仮勘定	1,113	2,891	3,044	—	960	—
	その他	189	—	—	54	135	150
	計	16,624	6,446	3,487	3,138	16,444	8,199
無形固定資産	のれん	3,391	1,300	—	303	4,388	—
	特許権	2,321	379	—	534	2,166	—
	商標権	76	70	—	20	125	—
	ソフトウェア	23,327	16,009	4,062 (3,238)	8,936	26,337	—
	ソフトウェア仮勘定	3,698	16,927	14,839 (265)	—	5,786	—
	その他	116	321	406	—	31	—
	計	32,932	35,009	19,308 (3,503)	9,795	38,837	—

- (注) 1 「当期減少額」欄の()内は内書で、当期の減損損失計上額です。
2 当期増加額のうち主要データセンター設備増強によるものは、次のとおりです。
工具、器具及び備品 2,042百万円
3 ソフトウェアの当期増加額は、主に楽天市場事業等に利用するソフトウェアの計上額です。
4 ソフトウェア仮勘定の当期増加額は、主に楽天市場事業等にて利用予定の仕掛中ソフトウェアの計上です。

【引当金明細表】

(百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	6,690	7,887	6,690	7,887
投資損失引当金	—	1,234	—	1,234
賞与引当金	2,017	2,133	2,017	2,133
役員賞与引当金	23	—	23	—
ポイント引当金	48,696	59,183	48,696	59,183

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株) 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株)
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://corp.rakuten.co.jp/investors/koukoku/
株主に対する特典	2016年12月末時点の株主名簿に記載された100株（1単元）以上を保有する株主を対象に以下の優待を提供 （1）楽天市場200円クーポン4枚（総額800円） （2）楽天トラベル国内宿泊クーポン（総額2,000円） （3）楽天Koboでの対象期間中の電子書籍コンテンツ購入に対し、楽天スーパーポイントを+2%付与 （4）株主限定東北楽天ゴールデンイーグルスグッズを抽選でプレゼント （5）東北楽天ゴールデンイーグルス主催一軍公式戦観戦チケットを優待価格にてご提供 （6）株主限定ヴィッセル神戸グッズを抽選でプレゼント （7）ヴィッセル神戸主催公式戦観戦チケットを優待価格でご提供 （8）楽天証券口座にて当社株式を保有する株主限定、楽天証券口座での当社現物株式購入に係る手数料について30%ポイント還元及び、マーケットスピード利用料1年間無料 ※ 詳細はウェブサイトにて掲載

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、法令により定款をもってしても制限することが出来ない権利、株主割当てによる募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第19期（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日） 2016年3月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第19期（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日） 2016年3月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第20期第1四半期（自 2016年1月1日 至 2016年3月31日） 2016年5月12日関東財務局長に提出。

第20期第2四半期（自 2016年4月1日 至 2016年6月30日） 2016年8月4日関東財務局長に提出。

第20期第3四半期（自 2016年7月1日 至 2016年9月30日） 2016年11月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2016年4月1日関東財務局長に提出。

(5) 発行登録書（社債）及びその添付書類

2016年9月9日関東財務局長に提出。

(6) 自己株券買付状況報告書

2017年3月9日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2017年3月30日

楽 天 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧	澤	徳	也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	木	健	治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒	木	賢	治	㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている楽天株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、楽天株式会社及び連結子会社の2016年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

注記47. 後発事象に記載されているとおり、会社は、2017年2月20日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、楽天株式会社の2016年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、楽天株式会社が2016年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2017年3月30日

楽 天 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧	澤	徳	也	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	木	健	治	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒	木	賢	治	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている楽天株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天株式会社の2016年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2017年2月20日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。